

四街道市こども計画

～ こどもたちの夢と権利を支え、
ともに未来を創るまち “よつかいどう” ～



令和7年3月

四街道市

はじめに

本市では、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～」を令和2年3月に策定し、「すくすく子育て・^{みんな}地域で子育て 四街道」を基本理念として、すべてのこどもたちが未来に向かって心身ともに健やかに成長することができるよう、各種子ども・子育て支援施策を展開してまいりました。

この間、保育ニーズに対応するため、保育所を計画的に整備したことで、令和3年度以降の待機児童数ゼロを達成したほか、子ども医療費助成制度の助成対象を、高校3年生相当年齢まで拡大し、保護者の経済的な負担の軽減を図るなど、子育て家庭が住みやすい環境づくりを継続的に推進してきたことにより、若いファミリー層の転入を中心に、子育て家庭から選ばれる街として発展を続けております。

令和5年4月に施行されたこども基本法の趣旨を踏まえ、この度「こどもたちの夢と権利を支え、ともに未来を創るまち“よつかいどう”」を基本理念とする「四街道市こども計画」を策定いたしました。

こども計画は、こどもまんなか社会の実現を目指すための計画であり、「こどもまんなか社会」とは、こどもたちの笑顔があふれる世の中のことであると考えます。

本計画の基本理念には、こどもたちの笑顔を絶やすことのないよう本市がこれからもこどもの声を聴き続け、施策に反映し、こどもとともに未来を創っていくという強い思いが込められております。

この基本理念に基づき、こどもの誕生前からこどもが自ら歩き出す青年期まで、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行ってまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました四街道市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、ワークショップやアンケート調査、インタビューにより、貴重なご意見・ご提案をいただきました多くの皆様に心から感謝申し上げますとともに、引き続き本計画の推進にご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



令和7年3月

四街道市長 鈴木 陽介

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格と位置付け.....	2
3 計画の期間.....	4
4 計画の対象.....	4
5 計画における定義.....	4
6 計画の策定体制.....	5
第2章 現状と課題	6
1 こども・子育て家庭を取り巻く環境.....	6
2 子育て支援に関するアンケート調査の結果概要.....	12
3 子どもの生活状況調査の結果概要.....	24
4 こども・若者等・市民活動団体の意見.....	29
5 本市のこども・若者・子育て支援に係る課題の整理.....	30
第3章 計画の基本的な考え方	36
1 基本理念.....	36
2 基本方針.....	37
3 施策の体系.....	39
4 重点施策.....	51
第4章 施策の展開	52
基本方針1 こどもの育ちを支える教育・保育体制の推進.....	52
基本施策1 就学前の教育・保育の充実.....	52
基本施策2 地域における子育て支援の充実.....	54
基本方針2 こどもと親の心とからだの健康づくり.....	57
基本施策1 母子保健の充実.....	57
基本施策2 小児保健医療体制の充実.....	60
基本方針3 こども・若者の権利を守り、豊かな心を育む育成環境の整備.....	62
基本施策1 健全な心身の成長に向けた支援.....	62
基本施策2 若者と次代の親の育成に向けた支援.....	67
基本方針4 すべてのこどもと子育て家庭を支える取組の充実.....	69
基本施策1 仕事と家庭の両立支援.....	69
基本施策2 配慮が必要なこども・子育て家庭への切れ目のない支援.....	70
基本方針5 こどもを中心としたまちづくりの推進.....	75
基本施策1 こども・子育てに配慮した生活環境の充実.....	75

第5章 計画の推進..... 78

1	教育・保育提供区域について.....	78
2	計画期間における児童数の推計.....	78
3	算定にあたっての基本的な考え方.....	79
4	教育・保育事業の量の見込みと確保方策.....	80
5	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	86
6	数値目標一覧.....	103
7	進捗状況の管理と評価.....	105
8	関係機関・団体等との協力・連携.....	105

資料編..... 106

1	計画策定経過.....	106
2	計画策定体制.....	107
3	各種意見聴取結果等.....	111
4	用語解説.....	114

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

四街道市（以下「本市」という。）では、「すくすく子育て・^{みんな}地域で子育て 四街道」を基本理念とする、「四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～」(以下「前計画」という。)を令和2年3月に策定しました。

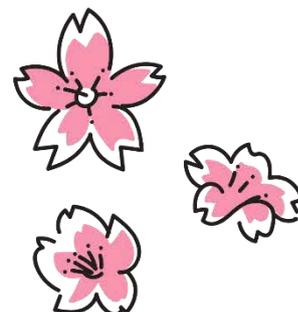
前計画の基本理念のもと、積極的な保育所整備や、高校生等まで対象を拡充した子ども医療費の助成等、各種施策を総合的に展開してきました。

その結果、令和3年度から保育所待機児童数ゼロを達成するとともに、全国的に人口が減少する中、本市における人口の増加は継続しており、特に若いファミリー層の転入者が約7割を占めるなど、子育て世代から選ばれ、発展を続けています。

しかしながら、共働き家庭の増加や核家族化の進行など、子育て家庭を取り巻く環境は日々変化しており、今後も子どもを安心して産み育てていくことのできる環境のさらなる充実のため、市民の的確なニーズを把握し、施策につなげることが求められています。

そのような中、令和5年4月1日に施行されたこども基本法（令和4年法律第77号）により、「市町村こども計画」の策定が努力義務化されました。

本市では、これまで展開してきた前計画の施策体系を継承しつつ、こども基本法の趣旨を踏まえた見直しを加えることで、「四街道市こども計画」（以下「本計画」という。）として新たに策定し、「こどもまんなか社会」の実現に向けた切れ目のない支援を、こども・若者、子育て当事者のライフステージに応じて提供・推進していきます。



2 計画の性格と位置付け

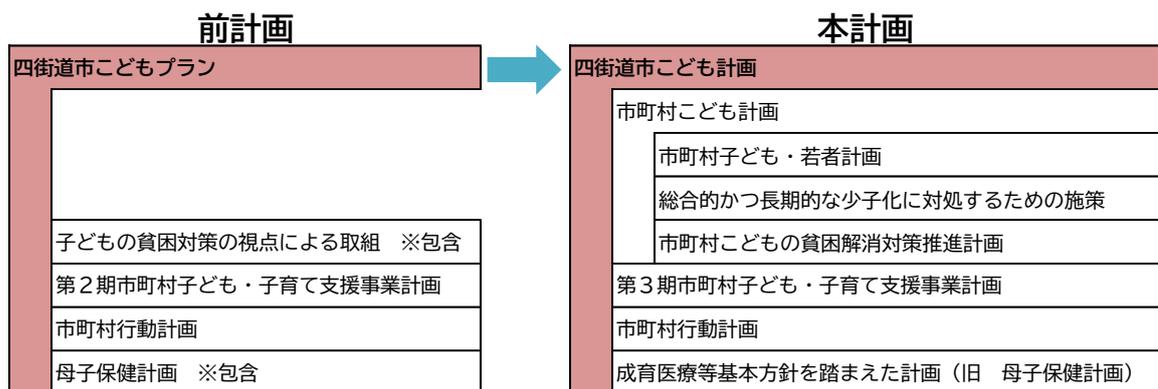
本計画は、こども基本法第3条の基本理念や、第9条に定めるこども大綱及び「千葉県こども・若者みらいプラン」（千葉県における「都道府県こども計画」）を勘案し、本市におけるこども・若者施策をなすものとして、同法第10条に基づく「市町村こども計画」として位置付けます。

加えて、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」としての位置付けを前計画から引き継ぎ、国の定める基本指針を踏まえて策定します。

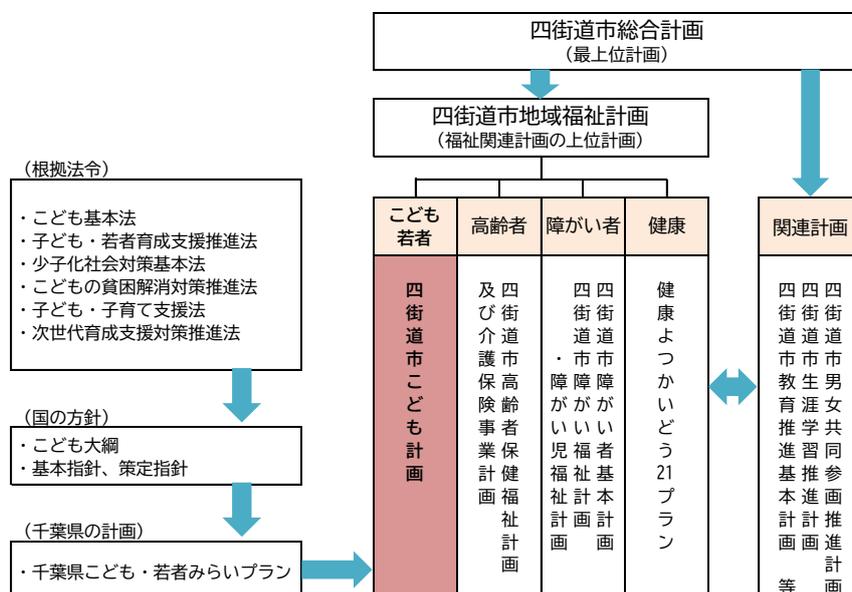
また、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「市町村行動計画」及び、厚生労働省通知に基づく「成育医療等基本方針を踏まえた計画」としての性格・位置付けも含む一体的な計画として策定するものです。

なお、本計画は、本市のまちづくりの総合的指針である「四街道市総合計画」や地域福祉の方針を定める「四街道市地域福祉計画」を、こども・若者及び子育て支援の視点で具体化する分野別計画であり、そのほか「四街道市障がい者基本計画」、「四街道市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」など関連する他の分野別計画との調和と整合性を図った上で策定します。

■計画の位置付け



■関連計画等



<SDGsとの関連について>

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。SDGs は 17 の目標・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを基本理念として掲げています。

SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、我が国においても積極的に取組を進めています。本市においても、SDGs を意識して取り組み、地域や企業、関係団体など、社会における様々な担い手と連携しながら、こどもの最善の利益が実現されるよう、こども施策を展開します。



3 計画の期間

子ども・子育て支援法では、市町村は5年間で1期とした事業計画を定めるものとされていることから、令和7年度から令和11年度までを計画期間とします。

なお、各施策の進捗状況や子どもを取り巻く環境の変化、本市の各種計画との関係性を考慮し、計画の実効性を高めるため、本計画は計画期間中において必要に応じ見直しを行います。

令和2年度 ～令和6年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
四街道市 子どもプラン	四街道市子ども計画				
評価・見直し	※必要に応じて見直し				評価・見直し

4 計画の対象

本計画は、子ども・若者と子育て当事者及びその家族を対象とします。

5 計画における定義

・「子ども」

年齢によって区切るのではなく、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を幅広く含んだ概念としています。

なお、本計画における表記については、特別な場合を除き、平仮名表記の「子ども」を用いています。特別な場合とは、例えば以下の場合を指します。

- ・法令や条例に根拠がある語を用いる場合（子ども・子育て支援法 等）
- ・固有名詞や事業名を用いる場合（子ども医療対策事業 等）
- ・他の語との関係で「子ども」表記以外の語を用いる場合（幼児、児童、青少年 等）

・「若者」

高校生年代からおおむね29歳までの者としています。施策によっては、29歳を超える者も含まれます。「子ども」と「若者」の概念については重なり合う部分があります。

・「子育て当事者」

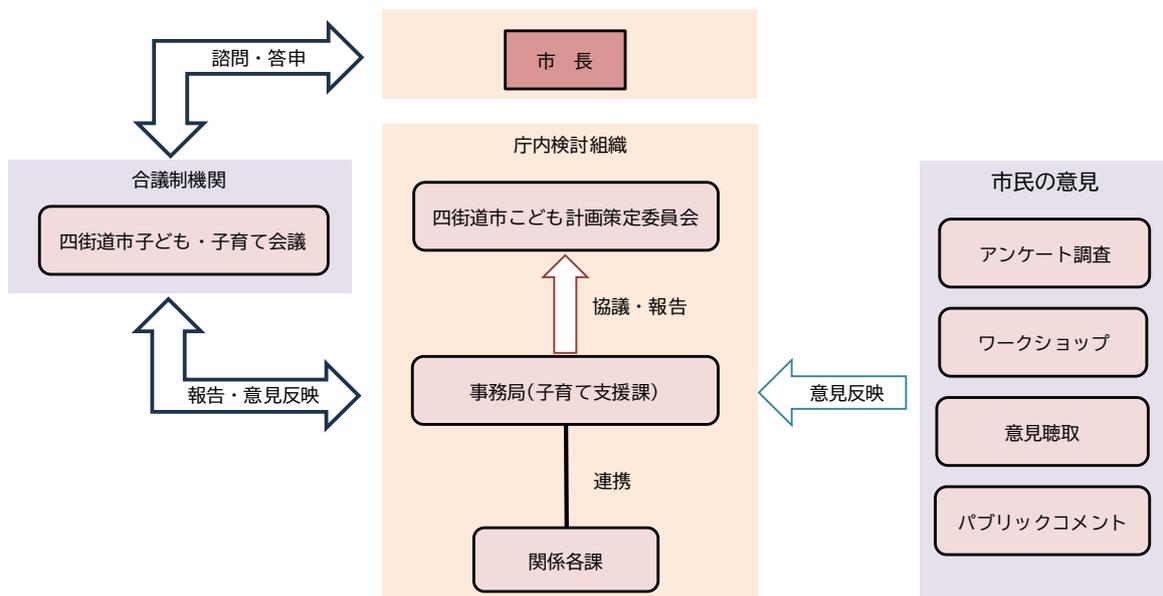
子育ては妊娠期から始まっており、子どもがおとなになるまで続くものとの認識の下、妊娠している人とそのパートナーを含む子育て中の親又は親に代わり子育てを行っている保護者としています。

6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「四街道市子ども計画策定委員会」を中心に関係各課の連携を図り全庁的な協議を行うとともに、子ども・子育て支援法第72条に定める合議制の機関として、関係団体の代表者、市民、学識経験者で組織する「四街道市子ども・子育て会議」において調査・審議を行いました。

また、子ども・若者及び保護者等の意見を反映させるため、子どもと保護者を対象としたアンケート調査を実施するほか、子ども・若者、保護者及び市民活動団体等からの意見聴取を行いました。

さらに、市民に本計画の案を公表、広く意見を求めるため、パブリックコメントを実施しました。



第2章 現状と課題

1 こども・子育て家庭を取り巻く環境

(1) 人口の状況

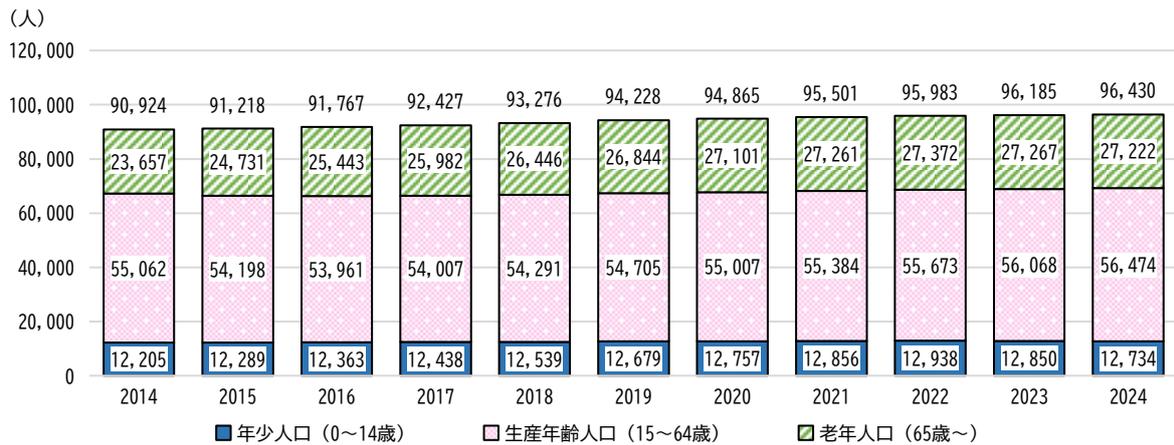
全国的に人口減少の局面にある中で、本市の総人口は増加し続けており、令和6年（2024年）4月現在で96,430人となっています。

年齢3区分別にみると、令和4年（2022年）以降、年少人口及び老年人口は減少傾向にあります。生産年齢人口は増加しています。総人口に対する割合をみると、ほぼ横ばいで推移しています。

性別・5歳階級別人口（人口ピラミッド）の変化をみると、平成26年（2014年）から令和6年（2024年）にかけて、男女ともに30～44歳及び60～74歳が減少し、45～59歳及び75歳以上が増加しています。

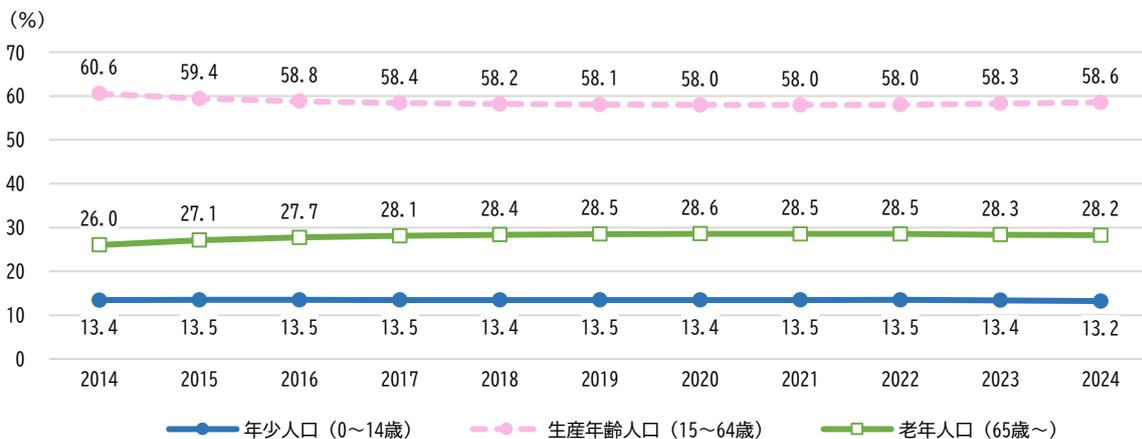
こうした状況を踏まえると、こどもの人口は横ばいで推移しているものの、長期的には少子高齢化が進行することが見込まれます。

■年齢3区分別人口の推移



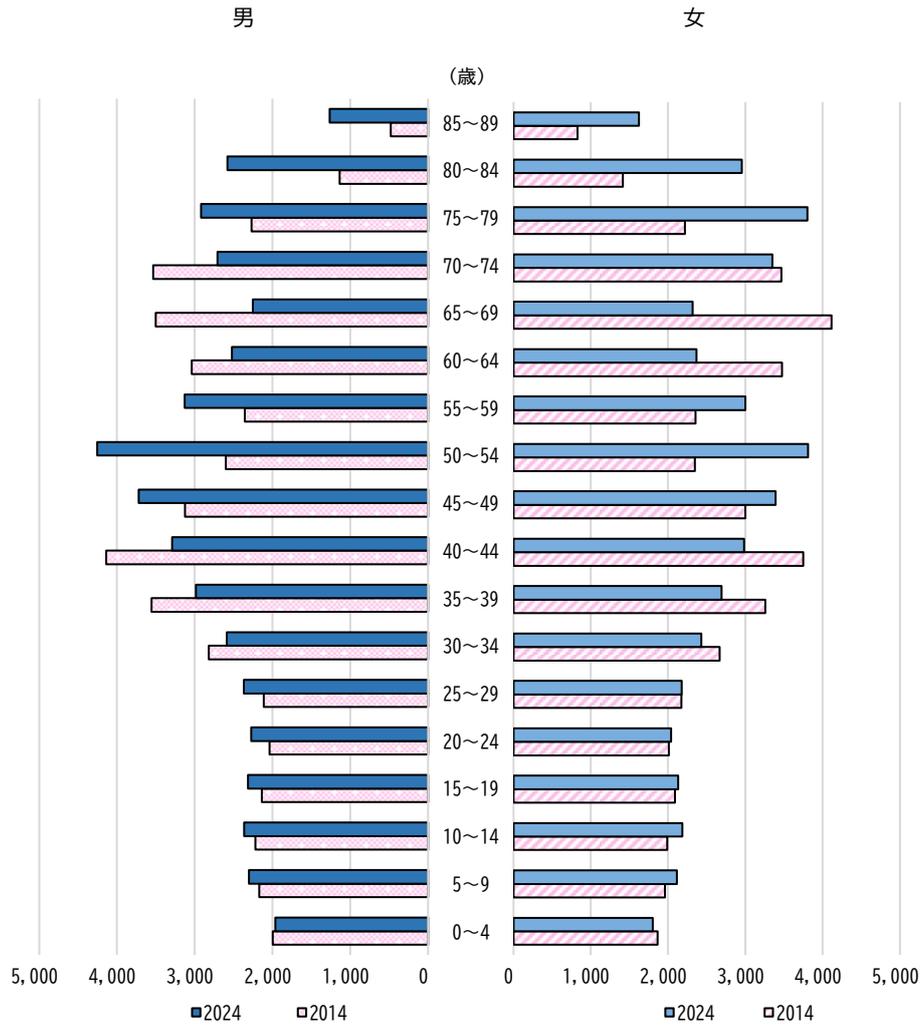
出典：四街道市「住民基本台帳人口」（各年4月1日現在）

■年齢3区分別構成比の推移



出典：四街道市「住民基本台帳人口」（各年4月1日現在）

■性別・5歳階級別人口（人口ピラミッド）の推移



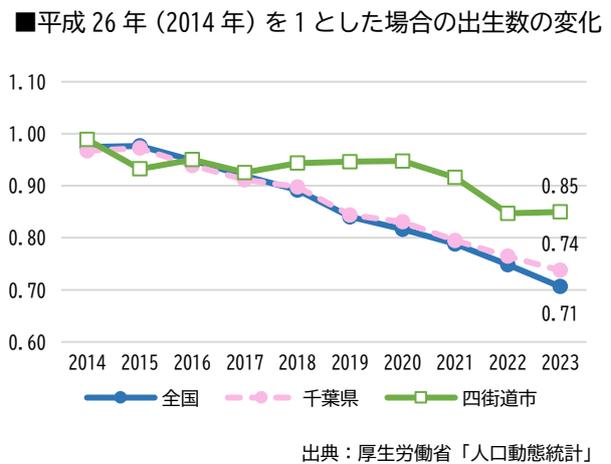
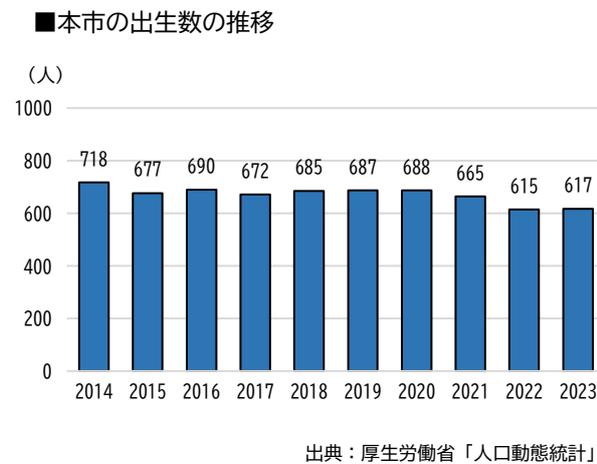
出典：四街道市「住民基本台帳人口」（各年4月1日現在）

(2) 出生の状況

本市の出生数の推移をみると、ここ10年間では718人から615人の間で推移しています。平成26年(2014年)を1とした場合、全国、千葉県は減少傾向にあります。本市の出生数は令和2年(2020年)まで概ね横ばいで推移し、以降、減少傾向となり、令和5年(2023年)は再び横ばいで推移しています。

合計特殊出生率の推移をみると、平成27年(2015年)から全国、千葉県ともに低下傾向の中、本市は令和2年(2020年)まで上昇傾向にありましたが、以降は全国、千葉県同様に低下し、令和5年(2023年)は横ばいで推移しています。

令和2年(2020年)以降、出生率、合計特殊出生率ともに急速な低下が見られ、少子化が懸念されます。

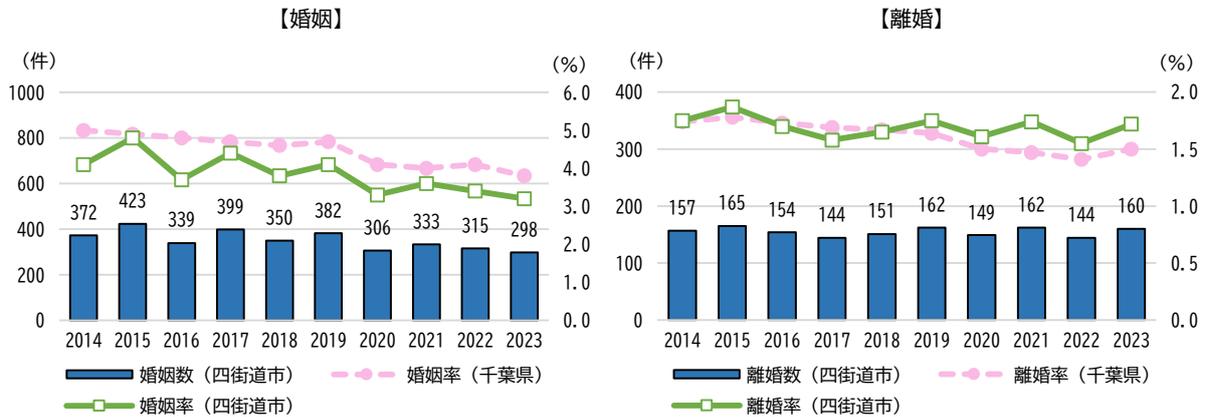


(3) 婚姻・離婚の状況

本市の婚姻数の推移をみると、平成28年（2016年）以降は年間400件を下回り、減少傾向にあります。

離婚の推移をみると、離婚率は千葉県では減少傾向がみられますが、本市では離婚数、離婚率ともに横ばいで推移しています。

■婚姻数（率）・離婚数（率）の推移



出典：厚生労働省「人口動態統計」

(4) 世帯の状況

本市の一般世帯数は、令和2年（2020年）時点で38,407世帯となっており、平成27年（2015年）から5年間で3,531世帯（10.1%）増加しています。一般世帯のうち7割弱が核家族世帯であり、全国、千葉県と比較して高い割合となっています。

6歳未満の子どもがいる核家族世帯は、令和2年（2020年）時点で3,313世帯となっており、平成27年（2015年）から5年間で131世帯（4.1%）増加しています。

■家族構成別世帯数・構成比の状況

	四街道市				千葉県		全国	
	2015年		2020年		2020年		2020年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
一般世帯	34,876	-	38,407	-	2,767,661	-	55,704,949	-
核家族世帯	24,292	69.7%	25,318	65.9%	1,572,544	56.8%	30,110,571	54.1%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	3,182	9.1%	3,313	8.6%	192,906	7.0%	3,772,306	6.8%
母子世帯	430	1.2%	487	1.3%	26,632	1.0%	646,809	1.2%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	78	0.2%	90	0.2%	4,341	0.2%	109,700	0.2%
父子世帯	73	0.2%	73	0.2%	3,782	0.1%	74,481	0.1%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	9	0.03%	8	0.02%	272	0.01%	5,632	0.01%

※一般世帯とは、社会福祉施設や病院等（施設等の世帯）を含まない、住居と生計をともにしている人の集まり等をいう。

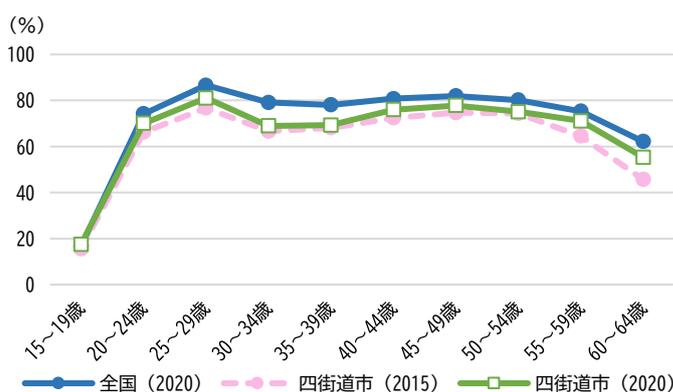
出典：総務省「国勢調査」

(5) 就労の状況

女性の労働力率の推移をみると、平成27年（2015年）から令和2年（2020年）までの5年間で、50歳以降の労働力率が上昇しており、いわゆるM字カーブがゆるやかになってきています。

15歳以上の市民の通勤先をみると、市内で就労している人は約3割で、約7割が千葉市、東京都など市外に通勤しています。

■女性の年齢別労働力率の状況



■通勤先別就業者数・割合

通勤先	就業者数	割合
四街道市で従業	12,055	31.5%
他市町へ通勤	26,199	68.5%
1 千葉市	11,212	29.3%
2 東京都	4,988	13.0%
3 佐倉市	2,750	7.2%
4 成田市	956	2.5%
5 船橋市	938	2.5%
6 八千代市	512	1.3%
7 習志野市	450	1.2%
8 市川市	413	1.1%
9 市原市	400	1.0%
10 八街市	373	1.0%

出典：総務省「国勢調査」

(6) 教育・保育施設等の状況

本市の教育・保育施設は、認可等保育施設が39施設、企業主導型保育施設が3施設、幼稚園が9施設（認定こども園は重複カウント）となっています。

市民の保育所入所児童数・幼稚園児数及び利用率（就学前児童数に対する入所児童数・幼稚園児数の割合）の推移をみると、保育所入所児童数が増加する一方で、幼稚園児数は減少傾向にあり、全体に占める構成比も保育所入所児童数の割合が上昇してきています。

市民の年齢別利用者数・利用率の推移をみると、特に1～2歳の利用率が増加してきており、全体の利用率を押し上げています。

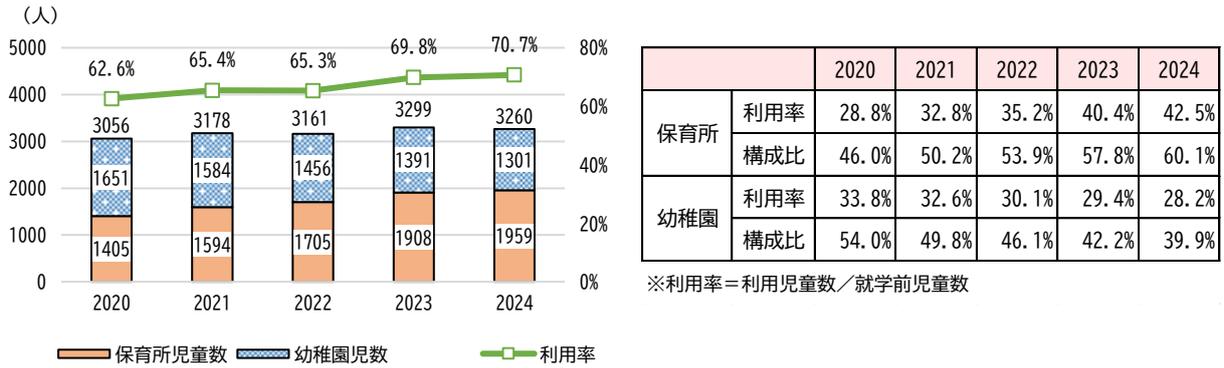
■本市の教育・保育施設の状況

	認可等保育施設					企業主導型 ②	幼稚園施設			合計 ①+②+③
	公立 (分園含む)	私立 (駅ビル含む)	小規模	認定こども	小計①		私立学校	認定こども	小計③	
施設数	3	21	10	4	39	3	5	4	9	51
利用定員数	269	1,353	208	220	2,050	97	1,240	580	1,820	3,967
入所状況	193	1,360	162	174	1,889	57	734	463	1,197	3,143

※保育施設については令和6年4月1日現在、幼稚園施設については令和6年5月1日現在。

※いずれも受託（市外在住者による市内施設利用）を含み、委託（市民による市外施設利用）を含まない。

■市民の保育所入所児童数・幼稚園児数及び利用率の推移



※就学前児童数、保育所入所児童数は4月1日現在、幼稚園児数は5月1日現在。

※いずれも委託を含み、受託を含まない。

※認定を申請せずに施設等を利用している児童は計上していない。

■市民の年齢別利用者数・利用率の推移

【利用者数】						【利用率】					
	2020	2021	2022	2023	2024		2020	2021	2022	2023	2024
0歳	94	104	89	99	88	0歳	12.8%	14.4%	12.3%	15.9%	13.2%
1～2歳	511	626	674	730	720	1～2歳	32.4%	39.4%	41.4%	46.6%	50.8%
3～5歳	2451	2448	2398	2470	2452	3～5歳	95.4%	96.1%	96.2%	97.5%	97.0%

※本表は前表「市民の 保育所入所児童数・幼稚園児数及び利用率の推移」の年齢別内訳となる。

(7) 待機児童の状況

本市の待機児童数は、令和3年（2021年）4月1日以降はゼロとなっています。

■本市及び近隣市の待機児童数の推移

	2019	2020	2021	2022	2023	2024
四街道市	0	74	0	0	0	0
千葉市	4	0	0	0	0	0
佐倉市	29	11	0	0	0	0
成田市	36	35	16	8	13	17
船橋市	72	197	12	28	9	24
八千代市	30	31	48	119	45	14
習志野市	89	55	24	16	8	2
市川市	138	64	0	0	0	0
八街市	22	30	0	0	4	7
市原市	89	32	1	0	0	0

※通勤先として多い市を掲載。

出典：千葉県「市町村別保育所等利用待機児童数」

2 子育て支援に関するアンケート調査の結果概要

(1) 実施概要

市民の教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握し、市が確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するために、「四街道市子育て支援に関するアンケート調査」（以下「ニーズ調査」という。）を実施しました。

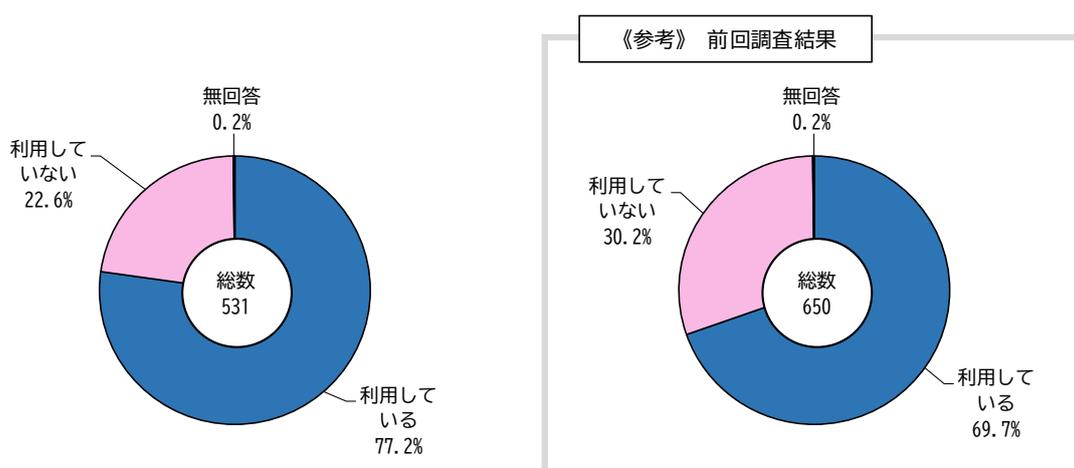
- 調査地域：四街道市全域
- 調査対象：【就学前児童調査】市内在住の小学校就学前のこどもの保護者 1,000 人
【小学生調査】市内在住の小学生の保護者 1,000 人
- 抽出方法：住民基本台帳による無作為抽出
- 調査方法：郵送配付・郵送及びWEBアンケートシステム回収
- 調査期間：令和5年12月12日～12月27日
- 回収結果：

	配付数	有効回答数	有効回答率
①就学前児童の保護者	1,000 件	531 件	53.1%
②小学生の保護者	1,000 件	560 件	56.0%

(2) 認定こども園、幼稚園、保育所など定期的な教育・保育事業について

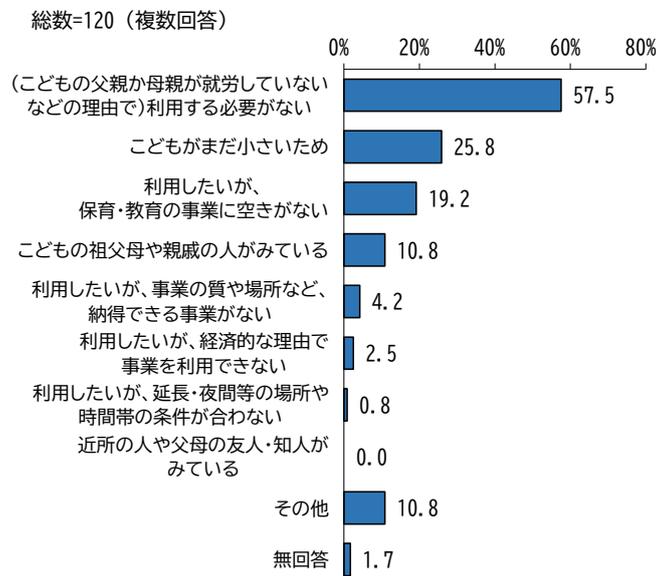
①定期的な教育・保育事業の利用状況

「利用している」が 77.2%を占めており、「利用していない」は 22.6%となっています。前回調査では「利用している」が 69.7%、「利用していない」が 30.2%となっており、今回調査の「利用している」は前回調査を約8%上回っています。



②定期的な教育・保育事業を利用していない理由

現在、定期的な教育・保育事業を利用していないと回答した人に対して、その理由を聞いたところ、「(こどもの父親か母親が就労していないなどの理由で)利用する必要がない」が57.5%で最も多く、「こどもがまだ小さいため」が25.8%、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」が19.2%で続いています。

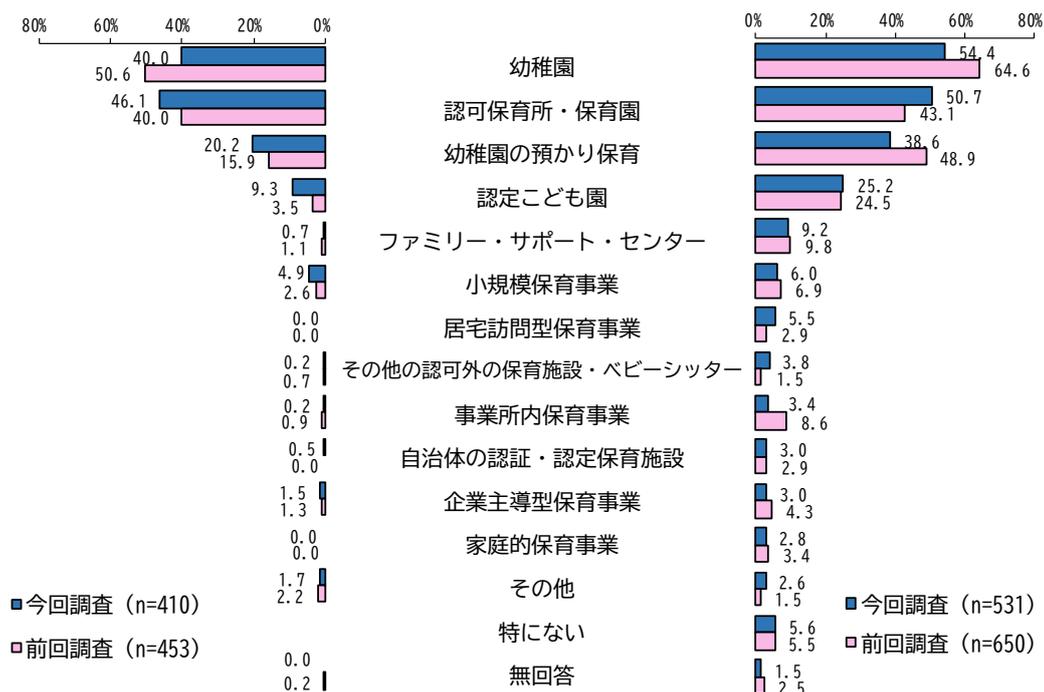


③今後の定期的な教育・保育事業の利用意向

「幼稚園」が54.4%で最も多く、「認可保育所・保育園」が50.7%、「幼稚園の預かり保育」が38.6%で続いています。「特にない」は5.6%です。前回調査と比較すると、今回調査の「認可保育所・保育園」は前回調査を約8%上回っています。

《現在利用中の事業(複数回答)》

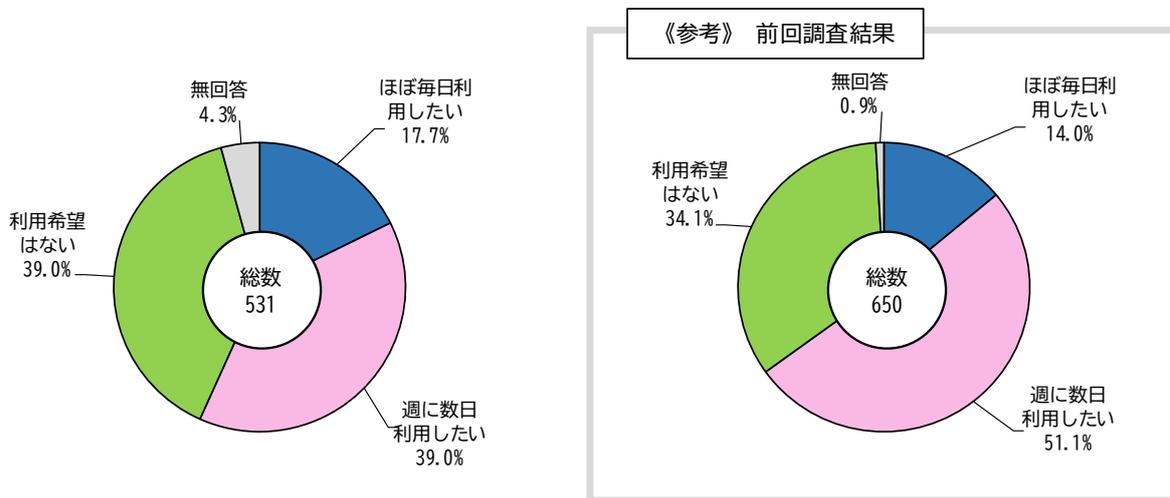
《今後利用したい事業(複数回答)》



(3) 多様な保育サービスの利用ニーズについて

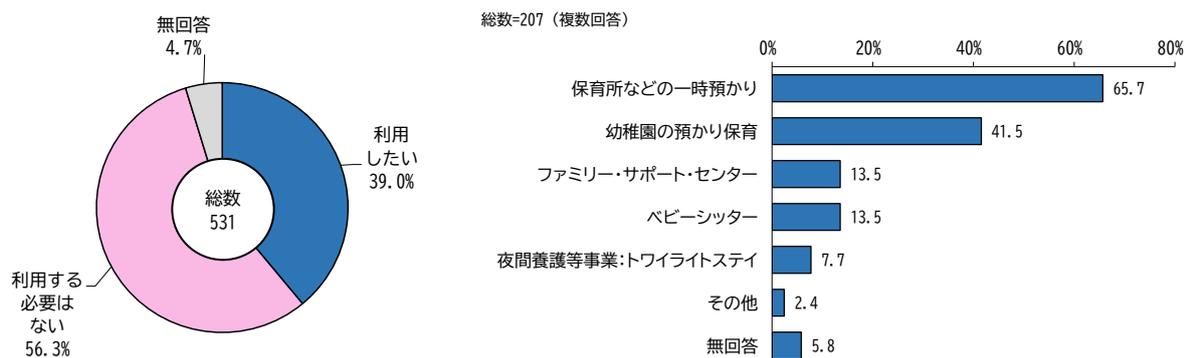
① 定期的な幼稚園の預かり保育、長期休暇中の利用希望

「ほぼ毎日利用したい」が17.7%、「週に数日利用したい」が39.0%であり、「利用希望はない」は39.0%です。「利用したい」（「ほぼ毎日利用したい」「週に数日利用したい」の合計）は56.7%となっています。前回調査では「利用したい」が65.1%、「利用希望はない」が34.1%となっており、今回調査の「利用したい」は前回調査を約8%下回っています。



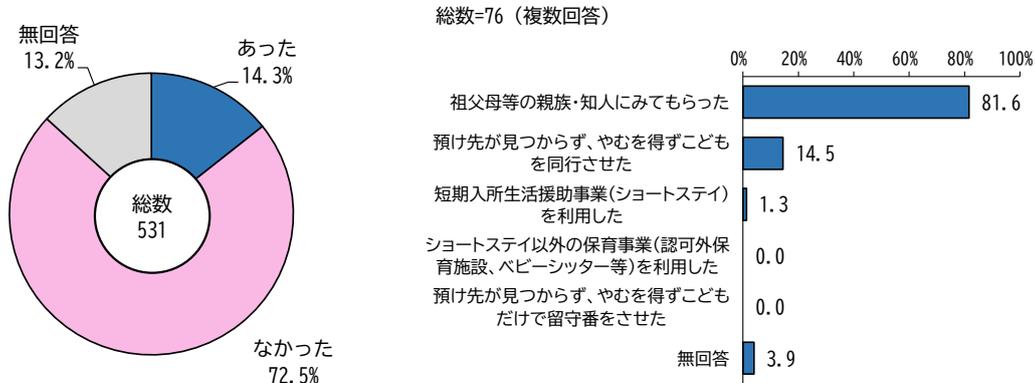
② 一時的な預かりの利用希望

「利用したい」が39.0%、「利用する必要はない」が56.3%となっています。一時的な預かりを利用したいと回答した人に対して、希望する事業形態について聞いたところ、「保育所などの一時預かり」が65.7%で最も多く、「幼稚園の預かり保育」が41.5%、「ファミリー・サポート・センター」と「ベビーシッター」がそれぞれ13.5%で続いています。

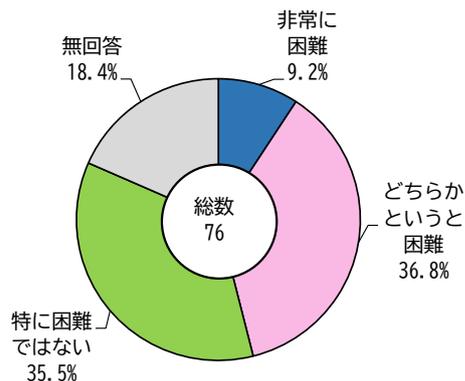


③宿泊を伴う一時的な預かりの状況

この1年間に、こどもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかったことが「あった」と回答した人は14.3%となっています。その際の対処方法について聞いたところ、「祖父母等の親族・知人にみてもらった」が81.6%と最も多くなっています。このほか、「預け先が見つからず、やむを得ずこどもを同行させた」が14.5%となっています。

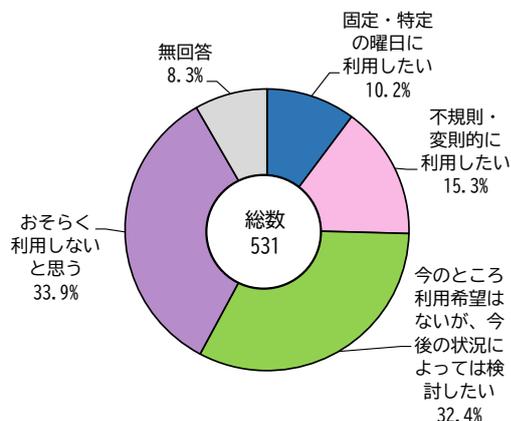


祖父母等の親族・知人にみてもらったと回答した人に対して、その場合の困難度を聞いたところ、「非常に困難」が9.2%、「どちらかという困難」が36.8%であり、ほぼ半数の回答者が困難を感じていることがわかります。



④こども誰でも通園制度の利用希望

「固定・特定の曜日に利用したい」が10.2%、「不規則・変則的に利用したい」が15.3%、「今のところ利用希望はないが、今後の状況によっては検討したい」が32.4%となっており、「利用したい」又は「利用を検討したい」と回答した人は57.9%と半数以上となっています。



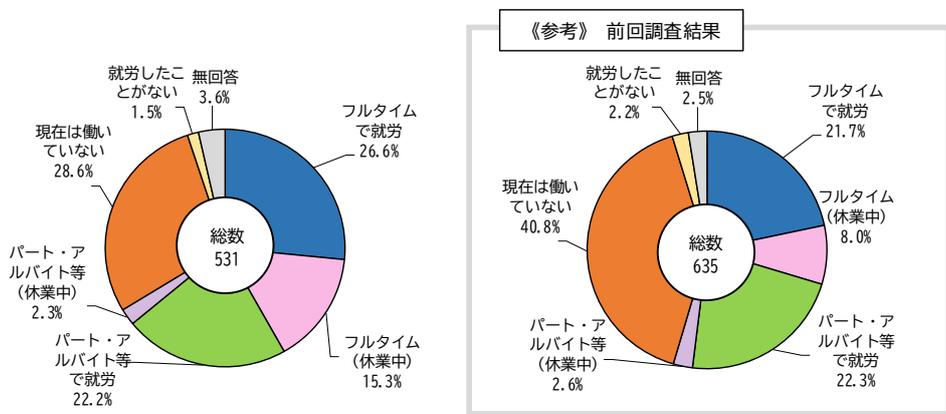
(4) 仕事と子育ての両立について

①母親の就労状況

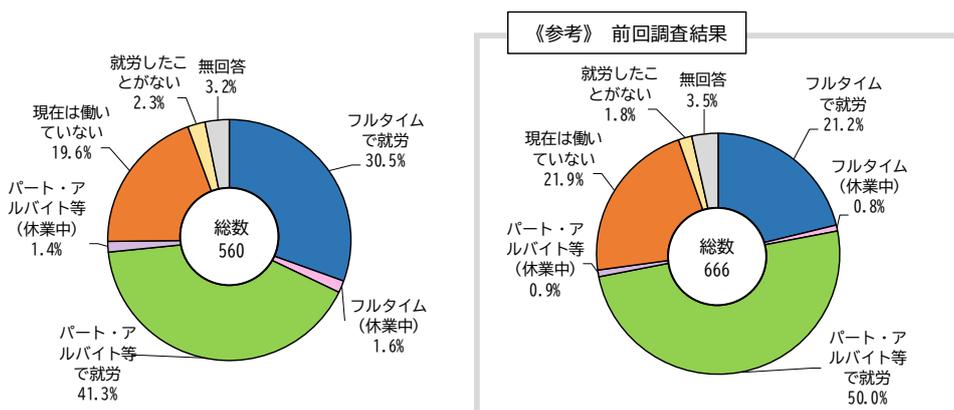
就学前児童の母親では「現在は働いていない」が28.6%で最も多く、「フルタイムで就労」が26.6%、「パート・アルバイト等で就労」が22.2%で続いています。前回調査では「フルタイムで就労」が21.7%で、今回調査の「フルタイムで就労」は前回調査を約5%上回っています。

小学生の母親では「パート・アルバイト等で就労」が41.3%で最も多く、「フルタイムで就労」が30.5%、「現在は働いていない」が19.6%で続いています。前回調査では「パート・アルバイト等で就労」が50.0%で、今回調査の「パート・アルバイト等で就労」は前回調査を約9%下回っています。

■就学前児童の母親



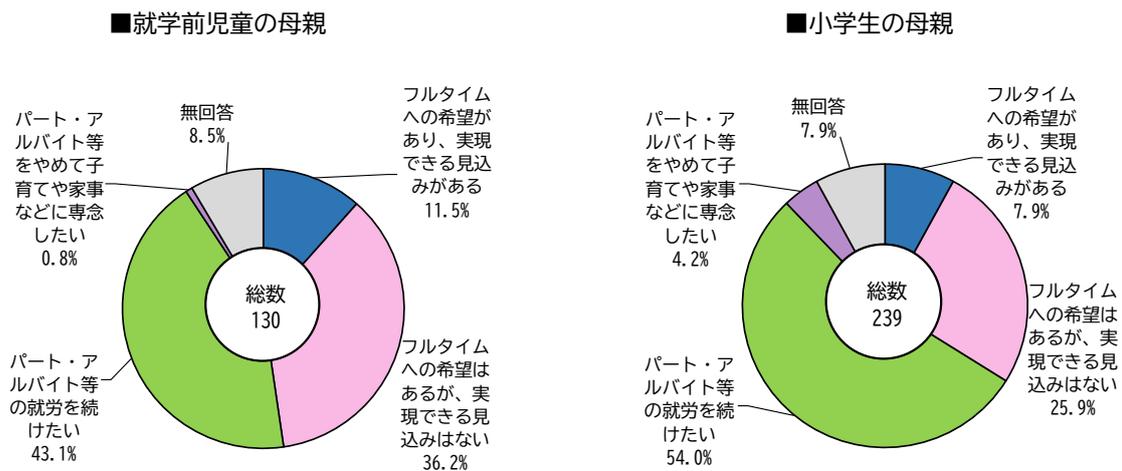
■小学生の母親



②フルタイムへの転換希望

就学前児童の母親ではパート・アルバイト等で就労している人のうち「パート・アルバイト等の就労を続けたい」が43.1%で最も多く、「フルタイムへの希望はあるが、実現できる見込みはない」が36.2%、「フルタイムへの希望があり、実現できる見込みがある」が11.5%で続いています。

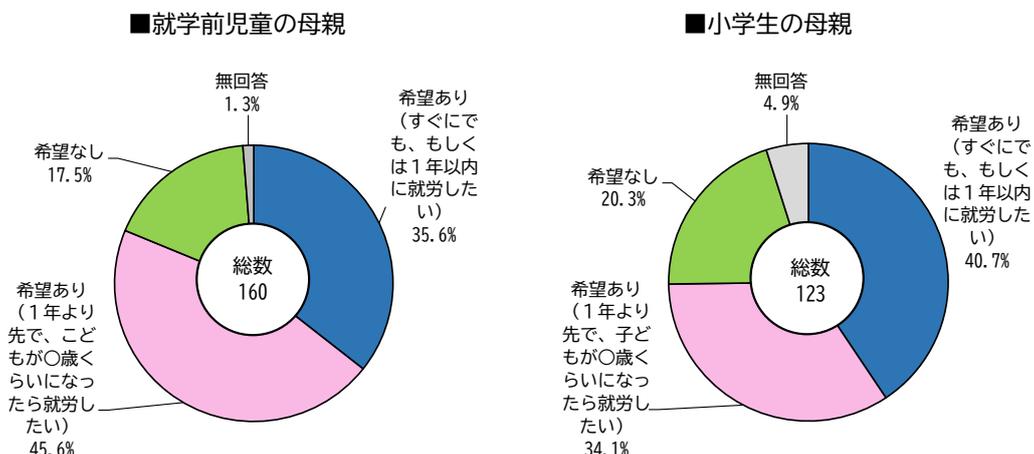
小学生の母親ではパート・アルバイト等で就労している人のうち「パート・アルバイト等の就労を続けたい」が54.0%で最も多く、「フルタイムへの希望はあるが、実現できる見込みはない」が25.9%、「フルタイムへの希望があり、実現できる見込みがある」が7.9%で続いています。



③今後の就労希望

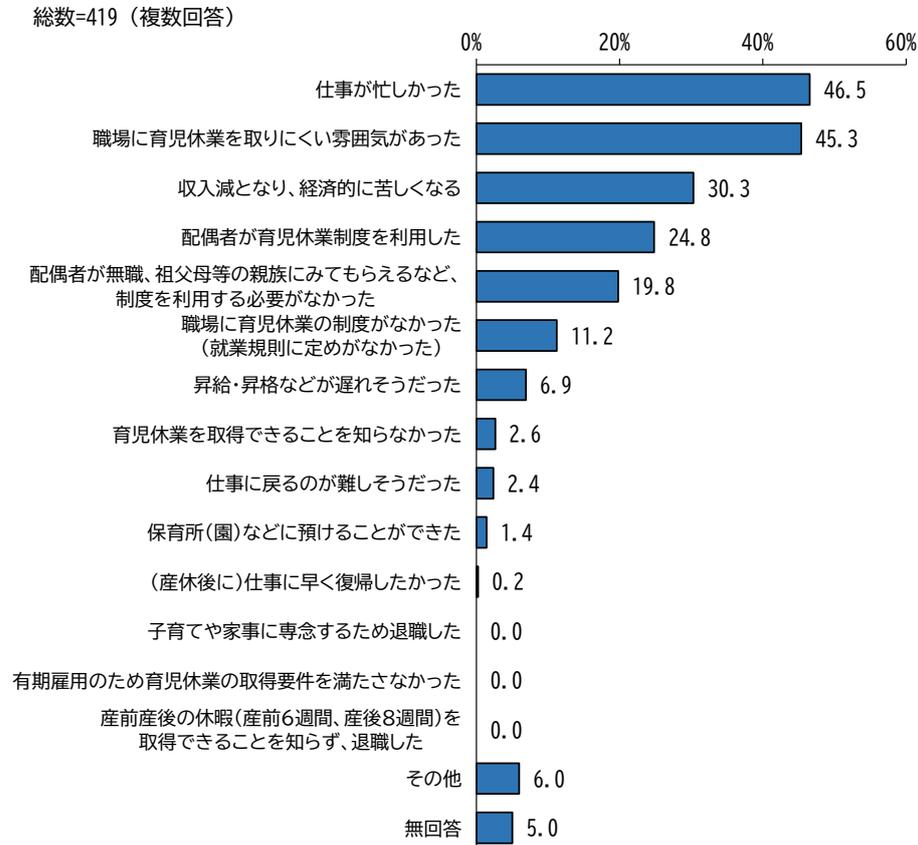
就学前児童の母親では現在就労していない人のうち「希望あり（1年より先で、こどもが〇歳くらいになったら就労したい）」が45.6%で最も多く、「希望あり（すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい）」が35.6%、「希望なし」が17.5%で続いています。

小学生の母親では現在就労していない人のうち「希望あり（すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい）」が40.7%で最も多く、「希望あり（1年より先で、こどもが〇歳くらいになったら就労したい）」が34.1%、「希望なし」が20.3%で続いています。



④父親が育児休業を取得していない理由

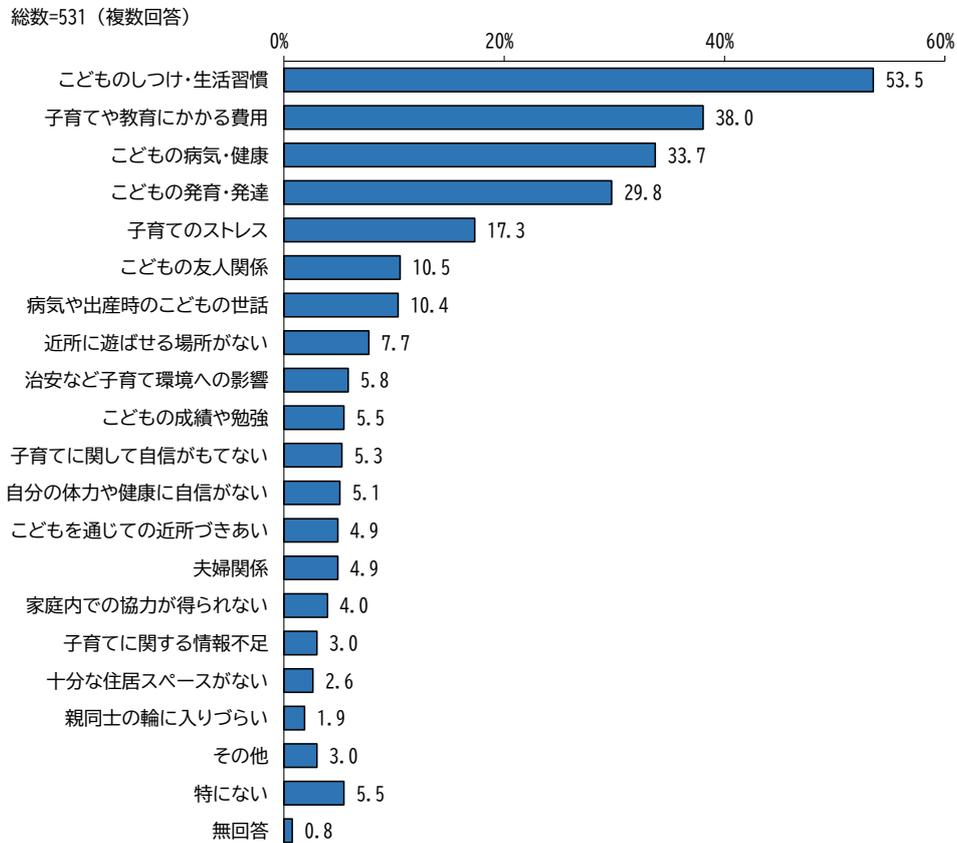
育児休業を取得した就業前児童の父親は17.7%に留まっており、育児休業を取得していない理由として「仕事が忙しかった」が46.5%で最も多く、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が45.3%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が30.3%が続いています。



(5) 相談体制・情報提供について

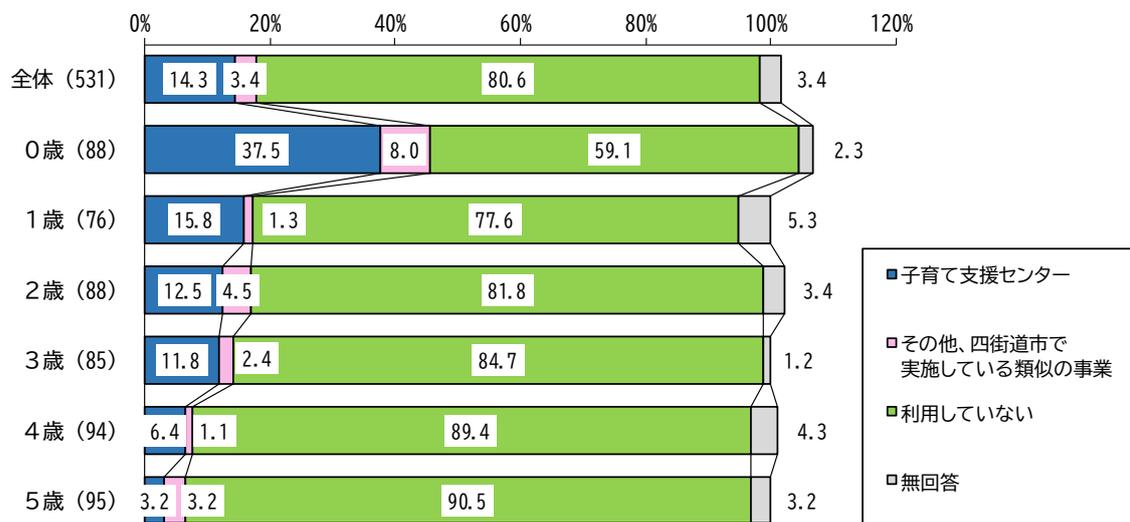
①子育て中の悩み・不安

「こどものしつけ・生活習慣」が53.5%で最も多く、「子育てや教育にかかる費用」が38.0%、「こどもの病気・健康」が33.7%が続いています。悩んだり不安に感じたり、困ったりすることが「特にない」は5.5%です。



②子育て支援センターなどの利用状況

利用している事業を年齢別にみると、0歳では「子育て支援センター」が4割弱となっています。

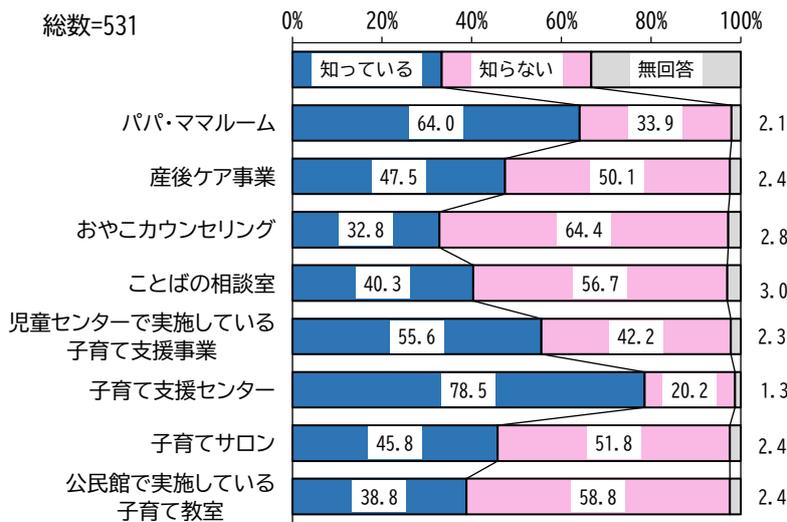


※複数回答方式のため、選択肢ごとの割合を合計すると100%を超えます。

③子育て支援サービスの認知度

次の子育て支援サービスについて「知っている」という回答は、「子育て支援センター」で78.5%、「パパ・ママルーム」で64.0%であるほか、「児童センターで実施している子育て支援事業」では5割台となっています。一方、「おやこカウンセリング」「公民館で実施している子育て教室」は3割台に留まっています。

「産後ケア事業」、「おやこカウンセリング」、「ことばの相談室」は支援や相談を希望する人など、対象者が一部の人に限定されていることや、開始して間もないなどの理由がありますが、全体として認知度にばらつきがあります。



(6) 放課後や休日の過ごし方について

① 小学校入学後の放課後の過ごし方

母親がフルタイムで就労している就学前児童の家庭で、こどもが小学生のうちに放課後に過ごさせたい場所として「こどもルーム（学童保育所）」を希望する人は、低学年で 68.0%、高学年で 34.0%となっています。

<低学年>

		全体	自宅	友人・知人宅 祖父・母宅や	習い事・ 学習塾	児童センター	子ども放課後 教室	こどもルーム (学童保育所)	プレイパーク	ファミリー・ サポート・ センター	公園など (公民館、 その他)	無回答
全体		157 100.0	91 58.0	23 14.6	61 38.9	3 1.9	19 12.1	72 45.9	5 3.2	2 1.3	24 15.3	4 2.5
母親の 就労 状況	フルタイム	50 100.0	15 30.0	9 18.0	11 22.0	1 2.0	7 14.0	34 68.0	1 2.0	1 2.0	2 4.0	2 4.0
	パートタイム	52 100.0	29 55.8	7 13.5	21 40.4	1 1.9	4 7.7	24 46.2	3 5.8	0 0.0	6 11.5	2 3.8
	働いていない	51 100.0	44 86.3	6 11.8	27 52.9	1 2.0	7 13.7	13 25.5	1 2.0	1 2.0	15 29.4	0 0.0
	無回答	4 100.0	3 75.0	1 25.0	2 50.0	0 0.0	1 25.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0

※母親の就労状況別の割合が全体の割合を5%以上上回っているものについて、網掛けをしています。

<高学年>

		全体	自宅	友人・知人宅 祖父・母宅や	習い事・ 学習塾	児童センター	子ども放課後 教室	こどもルーム (学童保育所)	プレイパーク	ファミリー・ サポート・ センター	公園など (公民館、 その他)	無回答
全体		157 100.0	120 76.4	24 15.3	86 54.8	6 3.8	18 11.5	37 23.6	4 2.5	1 0.6	33 21.0	7 4.5
母親の 就労 状況	フルタイム	50 100.0	33 66.0	8 16.0	20 40.0	1 2.0	6 12.0	17 34.0	1 2.0	1 2.0	3 6.0	3 6.0
	パートタイム	52 100.0	41 78.8	6 11.5	31 59.6	2 3.8	4 7.7	11 21.2	3 5.8	0 0.0	11 21.2	3 5.8
	働いていない	51 100.0	42 82.4	9 17.6	33 64.7	3 5.9	8 15.7	9 17.6	0 0.0	0 0.0	17 33.3	1 2.0
	無回答	4 100.0	4 100.0	1 25.0	2 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 50.0	0 0.0

※母親の就労状況別の割合が全体の割合を5%以上上回っているものについて、網掛けをしています。

② 土曜日、日曜日・祝日、長期休暇期間中のこどもルームの利用希望

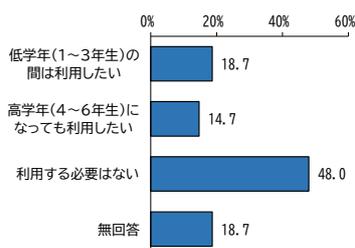
土曜日の利用希望は低学年が 33.4%、高学年が 14.7%、長期休暇期間中の利用希望は低学年が 72.0%、高学年が 41.3%となっています。

<土曜日>

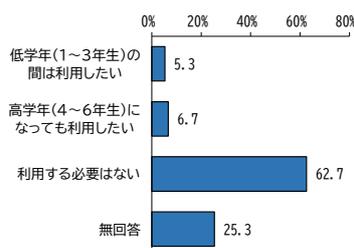
<日曜日・祝日>

<長期休暇期間中>

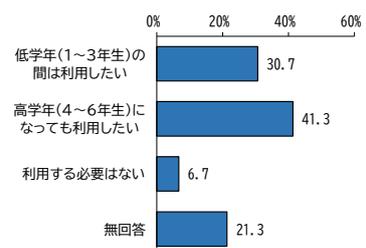
総数=75



総数=75



総数=75



(7) 経済的に困難を抱える家庭の状況について

①家庭の主観的経済状況

家計の状況が「苦しい」（「やや苦しい」又は「大変苦しい」と感じている家庭（小学生の保護者）の割合は40.9%となっています。ひとり親家庭の「苦しい」の割合は69.7%を占めており、ひとり親家庭ではない回答者を約30%上回っています。

		全体	ゆとりがある	ややゆとりがある	普通	やや苦しい	大変苦しい	わからない	無回答	ゆとりあり	普通	苦しい
全体		560 100.0	16 2.9	52 9.3	257 45.9	167 29.8	62 11.1	3 0.5	3 0.5	68 12.1	257 45.9	229 40.9
ひとり親家庭	ひとり親家庭	33 100.0	1 3.0	1 3.0	8 24.2	12 36.4	11 33.3	0 0.0	0 0.0	2 6.1	8 24.2	23 69.7
	ひとり親家庭ではない	522 100.0	15 2.9	50 9.6	248 47.5	155 29.7	50 9.6	3 0.6	1 0.2	65 12.5	248 47.5	205 39.3
	無回答	5 100.0	0 0.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	2 40.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0

※家庭形態別の割合が全体の割合を5%以上上回っているものについて、網掛けをしています。

②特に必要としている公的な支援

「高校・大学など就学に必要な費用の補助」が57.7%で最も多く、「就学に必要な制服・文具等の学用品の支給」が31.1%、「親が居ない時間に子が安心して過ごせる場」が24.8%で続いています。

		全体	地域の就労情報の提供	就学に有利な資格取得にかかる支援	高校・大学など就学に必要な費用の補助	就学に必要な制服・文具等の学用品の支給	一時的に必要な資金を借りられる(1)	住まい探しや住宅に関する支援	安心して相談できる窓口	学校生活の悩みについて安心して相談できる窓口	学校や訪問など身近な場所での相談できる窓口	法律相談が受けられること	同じような悩みを持った人と知り合えること	親が居ない時間に子が安心して過ごせる場	親が居ない時間に子が安心して過ごせる場	急な用事(病気、事故等)があったときの一時的なこどもの預かり	病気の子どもを対象にした保育(病児保育)	その他	特になし	無回答
全体		560 100.0	39 7.0	55 9.8	323 57.7	174 31.1	23 4.1	33 5.9	57 10.2	11 2.0	21 3.8	23 4.1	23 4.1	139 24.8	120 21.4	53 9.5	28 5.0	66 11.8	19 3.4	
経済状況	ゆとりあり	68 100.0	2 2.9	7 10.3	32 47.1	16 23.5	3 4.4	0 0.0	9 13.2	2 2.9	3 4.4	3 4.4	3 4.4	19 27.9	19 27.9	8 11.8	4 4.4	14 20.6	2 2.9	
	普通	257 100.0	17 6.6	23 8.9	139 54.1	60 23.3	2 0.8	10 3.9	32 12.5	5 1.9	12 4.7	14 5.4	14 5.4	66 25.7	50 19.5	22 8.6	3 3.5	9 13.2	11 4.3	
	苦しい	229 100.0	18 7.9	25 10.9	151 65.9	97 42.4	18 7.9	23 10.0	16 7.0	4 1.7	6 2.6	6 2.6	6 2.6	53 23.1	51 22.3	23 10.0	16 7.0	18 7.9	3 1.3	
	わからない	3 100.0	2 66.7	0 0.0	1 33.3	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	無回答	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 100.0
ひとり親家庭	ひとり親家庭	33 100.0	5 15.2	3 9.1	19 57.6	21 63.6	1 3.0	9 27.3	1 3.0	1 3.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 3.0	4 12.1	1 3.0	1 3.0	3 9.1	1 3.0	
	ひとり親家庭ではない	522 100.0	34 6.5	51 9.8	303 58.0	153 29.3	21 4.0	24 4.6	56 10.7	11 2.1	21 4.0	23 4.4	23 4.4	137 26.2	115 22.0	52 10.0	27 5.2	63 12.1	15 2.9	
	無回答	5 100.0	0 0.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 60.0	

※家庭形態別の割合が全体の割合を5%以上上回っているものについて、網掛けをしています。

③子ども食堂の利用意向

経済状況が苦しいと感じている家庭の「行かせたい」又は「条件が合えば行かせたい」割合は52.8%であり、半数以上の家庭が利用を希望しています。

	全体	行かせたい	条件や場所等、行かせたい	行かせたくない	行かせない	必要がない	無回答
全体	560 100.0	38 6.8	238 42.5	16 2.9	259 46.3	9 1.6	
経済状況	ゆとりあり	68 100.0	9 13.2	18 26.5	0 0.0	40 58.8	1 1.5
	普通	257 100.0	12 4.7	114 44.4	3 1.2	125 48.6	3 1.2
	苦しい	229 100.0	17 7.4	104 45.4	12 5.2	94 41.0	2 0.9
	わからない	3 100.0	0 0.0	2 66.7	1 33.3	0 0.0	0 0.0
	無回答	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 100.0

※家庭の経済状況別の割合が全体の割合を5%以上上回っているものについて、網掛けをしています。

	全体	行かせたい	条件や場所等、行かせたい	行かせたくない	行かせない	必要がない	無回答
全体	560 100.0	38 6.8	238 42.5	16 2.9	259 46.3	9 1.6	
ひとり親家庭	ひとり親家庭	33 100.0	2 6.1	14 42.4	3 9.1	14 42.4	0 0.0
	ひとり親家庭ではない	522 100.0	36 6.9	222 42.5	13 2.5	244 46.7	7 1.3
	無回答	5 100.0	0 0.0	2 40.0	0 0.0	1 20.0	2 40.0

※家庭形態別の割合が全体の割合を5%以上上回っているものについて、網掛けをしています。

④無料塾の利用意向

無料塾の利用意向は全体的に高いですが、ひとり親家庭の「行かせたい」又は「条件が合えば行かせたい」割合は78.8%であり、特に高くなっています。

	全体	行かせたい	条件や場所等、行かせたい	行かせたくない	行かせない	必要がない	無回答
全体	560 100.0	40 7.1	356 63.6	12 2.1	142 25.4	10 1.8	
経済状況	ゆとりあり	68 100.0	6 8.8	39 57.4	0 0.0	23 33.8	0 0.0
	普通	257 100.0	12 4.7	164 63.8	3 1.2	74 28.8	4 1.6
	苦しい	229 100.0	22 9.6	151 65.9	8 3.5	45 19.7	3 1.3
	わからない	3 100.0	0 0.0	2 66.7	1 33.3	0 0.0	0 0.0
	無回答	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 100.0

※家庭の経済状況別の割合が全体の割合を5%以上上回っているものについて、網掛けをしています。

	全体	行かせたい	条件や場所等、行かせたい	行かせたくない	行かせない	必要がない	無回答
全体	560 100.0	40 7.1	356 63.6	12 2.1	142 25.4	10 1.8	
ひとり親家庭	ひとり親家庭	33 100.0	4 12.1	22 66.7	1 3.0	6 18.2	0 0.0
	ひとり親家庭ではない	522 100.0	36 6.9	331 63.4	11 2.1	136 26.1	8 1.5
	無回答	5 100.0	0 0.0	3 60.0	0 0.0	0 0.0	2 40.0

※家庭形態別の割合が全体の割合を5%以上上回っているものについて、網掛けをしています。

3 子どもの生活状況調査の結果概要

(1) 実施概要

家庭の経済的状況を要因としたこどもの生活状況や意識、こどもの貧困の解消に向けた支援に対するニーズを把握し、市が取り組むべき施策の検討をするために、「四街道市子どもの生活状況調査」（以下「生活状況調査」という。）を実施しました。

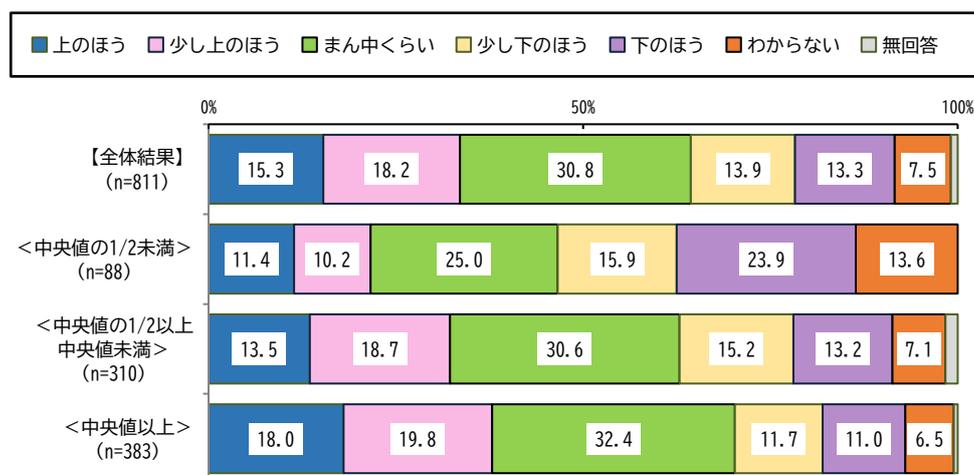
- 調査地域：四街道市全域
- 調査方法：郵送配布、郵送回収方式
- 調査期間：令和5年12月1日～12月20日
- 調査対象及び回収結果：

	配付数	有効回答数	有効回答率
①小学生の保護者 (小学5年生)	877件	413件	47.1%
②中学生の保護者 (中学2年生)	906件	404件	44.6%
③こども (小学5年生)	877件	412件	47.0%
④こども (中学2年生)	906件	399件	44.0%

(2) 成績や進学希望について

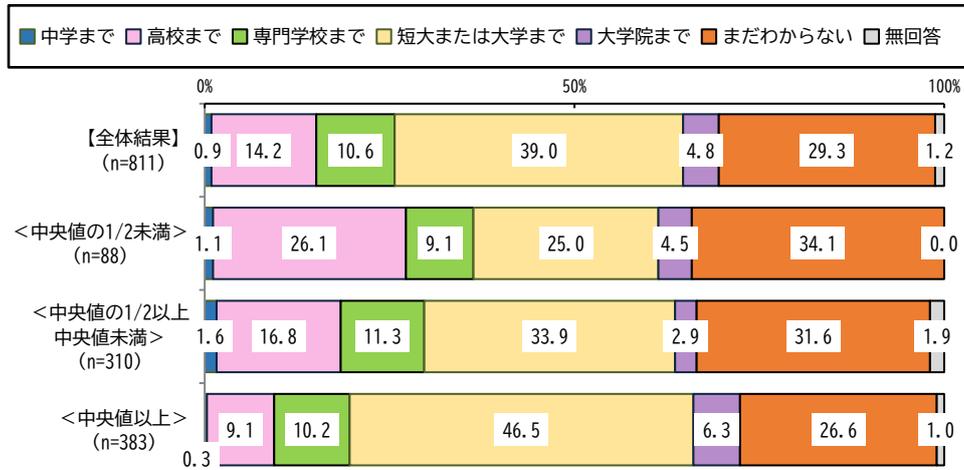
①成績への自己評価

低所得世帯（等価世帯収入が中央値の1/2未満の世帯をいう。以下同じ。）のこどもは、自分の成績がクラスの「下のほう」と回答した割合が全体平均よりも高く、「上のほう」と回答した割合が低い傾向があります。



②希望する進学先

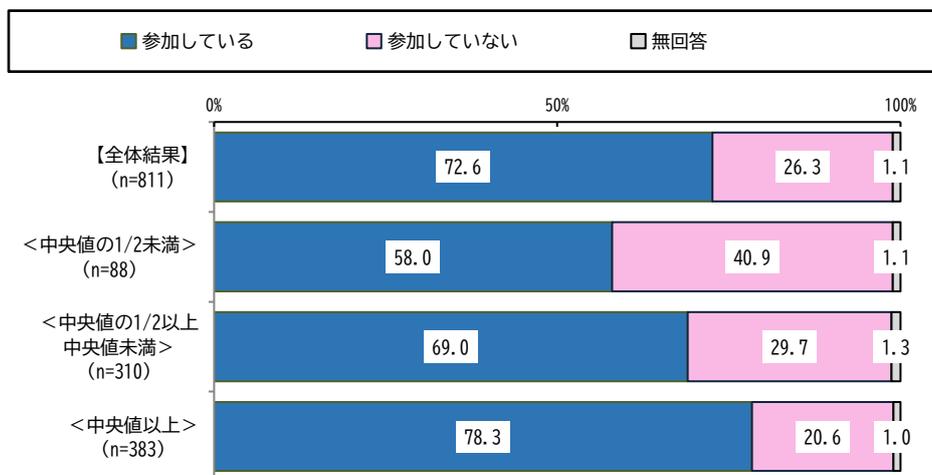
低所得世帯の子どもは「高校まで」の進学意向が高く、収入が高くなる層の子どもほど「短大又は大学まで」の進学意向がより強くなります。



(3) 諸活動への参加状況や習い事の実施状況について

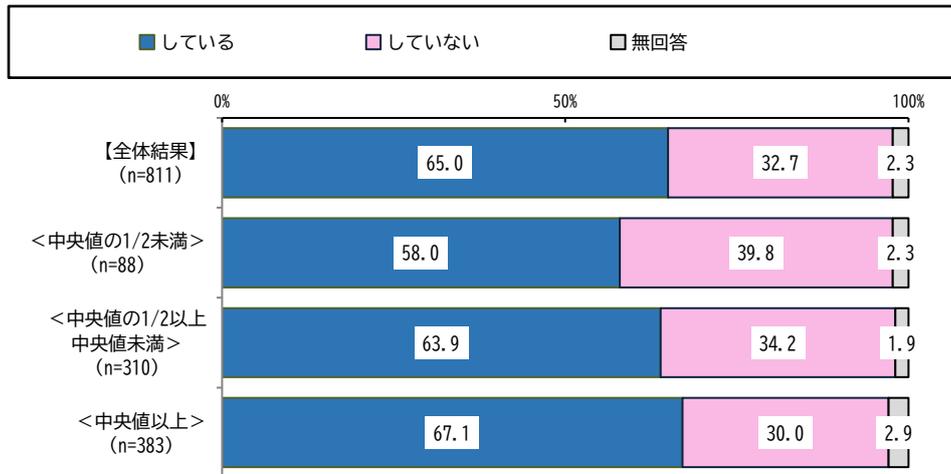
①諸活動（地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動）への参加状況

低所得世帯の子どもは諸活動に「参加している」割合が58.0%と他の層よりも低くなっています。



② 習い事の実施状況

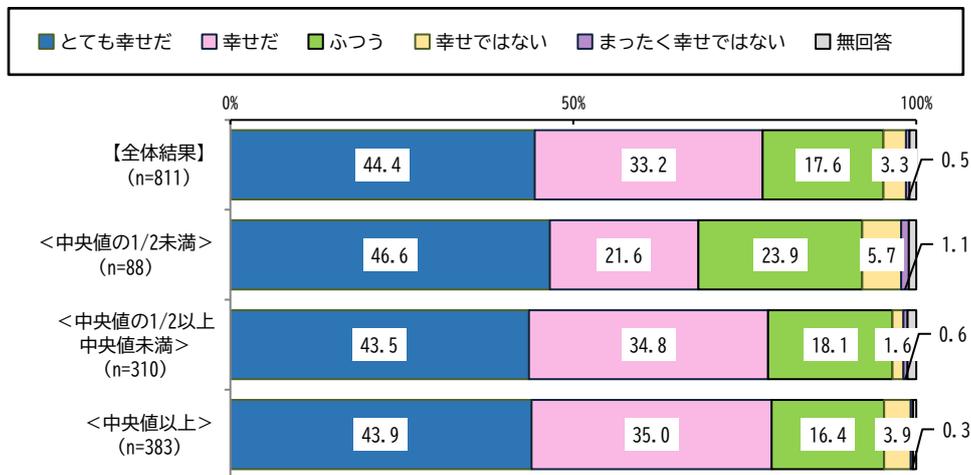
低所得世帯の子どもは習い事をしている割合が他の層よりも比較的低くなっています。



(4) 幸福感やこどもの情緒の問題、逆境体験について

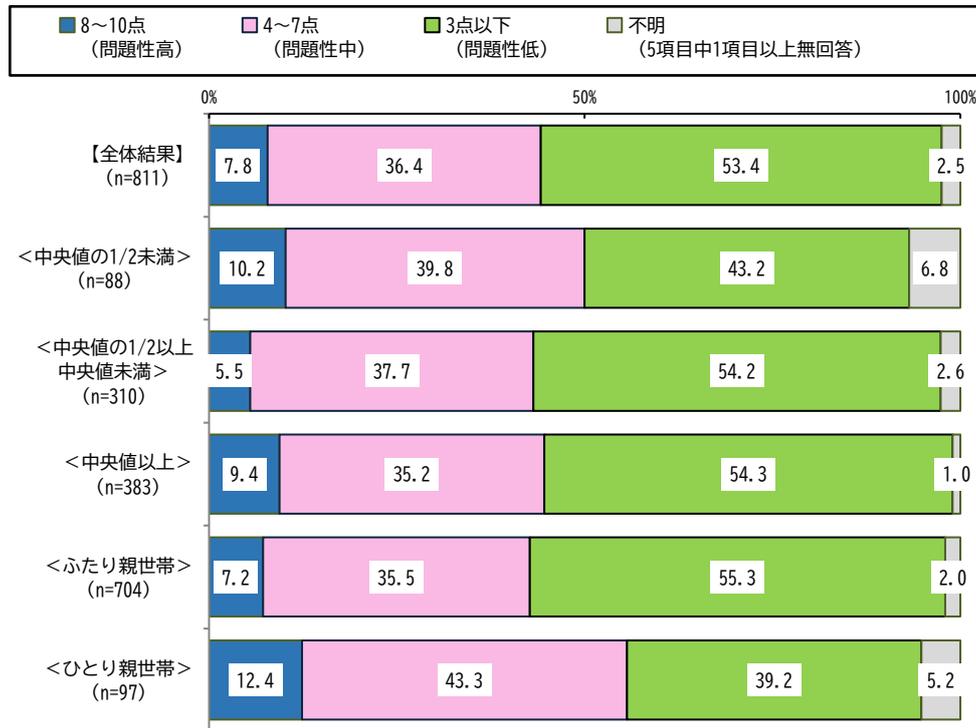
① 幸福感

低所得世帯の子どもは「とても幸せだ」と回答した割合は他の層より若干高くなっていますが、「幸せだ」と回答した割合は21.6%と低く、「幸せでない」と感じる割合が他の層よりも高くなっています。



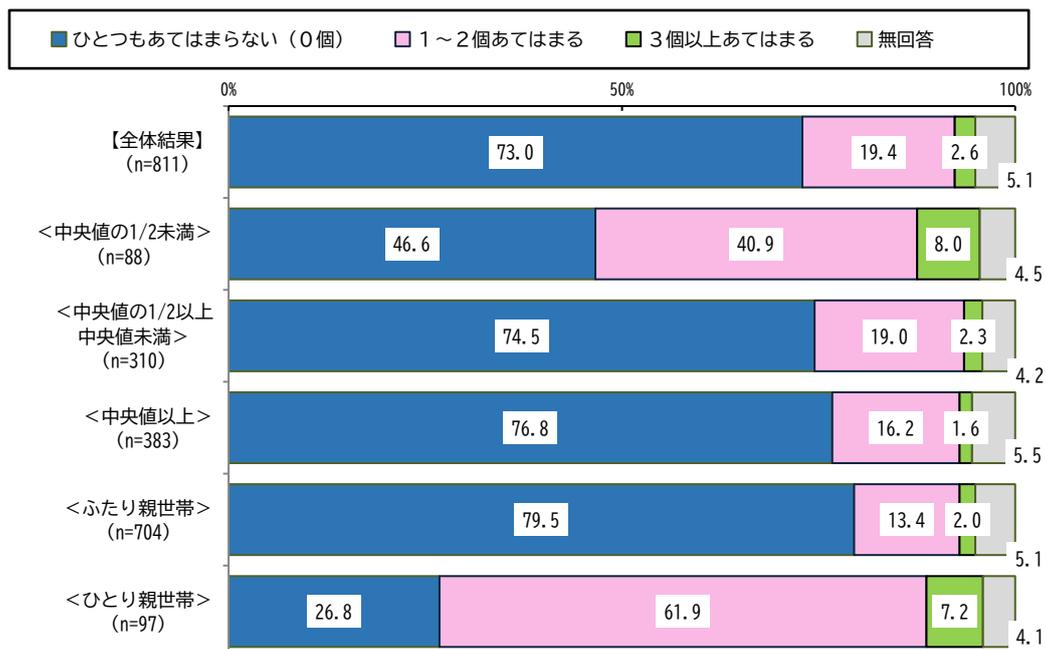
②情緒の問題

低所得世帯とひとり親世帯の子どもは、情緒の面で問題性が高い（不安や困難を抱えている）割合が10%を超えています。



③逆境体験

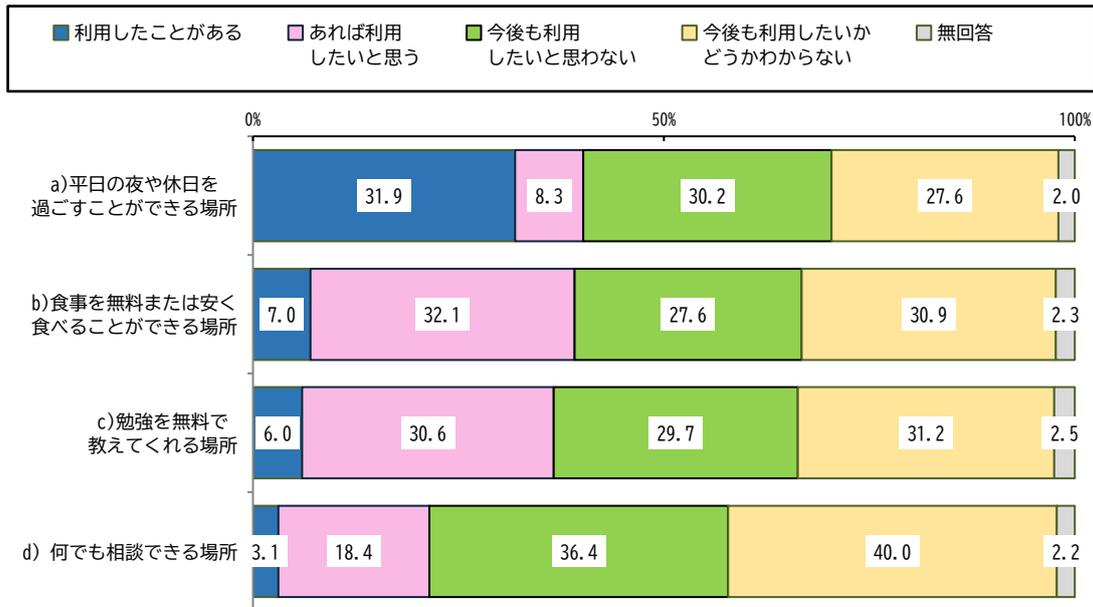
低所得世帯とひとり親世帯の子どもは、逆境体験（心身を傷つけられたり、その危険を感じたりする体験）として挙げた8つの体験について、「ひとつもあてはまらない」と回答した割合が他の層に比べてかなり低く、逆境体験にあてはまる体験を多くしていることがわかりました。



(5) 各種施設や場所の利用経験や利用意向

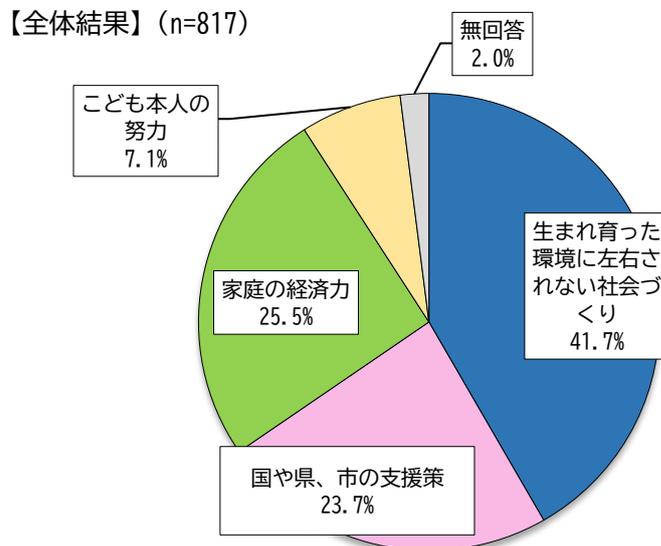
『平日の夜や休日を過ごすことができる場所』（放課後等デイサービス、こどもルーム、児童センター、プレーパーク等）を利用したことがあるこどもの割合は31.9%いる一方で、利用したことがなく、今後も利用したいと思わないこどもの割合も30.2%となっています。

また、『食事を無料又は安く食べることができる場所』（子ども食堂等）と『勉強を無料で教えてくれる場所』（公民館の寺子屋の取組等）を利用したことがあるこどもの割合は低いですが、利用したことがなく、あれば利用したいと思っているこどもの割合は30%を超えており、比較的高くなっています。



(6) こどもの成長にとって最も重要なこと

保護者がこどもの成長にとって最も重要だと考えているのは「生まれ育った環境に左右されない社会づくり」、次いで「家庭の経済力」、「国や県、市の支援策」、「こども本人の努力」の順となっています。



4 こども・若者等・市民活動団体の意見

本計画策定の参考とするため、こども・若者等やこどもに関わる活動を行っている市民活動団体から意見聴取を行いました。実施概要は次のとおりです。

	調査名	実施時期	対象	方法	内容	回答数等
1	市民への意見募集	令和6年 4月1日 ～5月17日	・小学5年生～29歳 ・子育て中の者 ・子育て支援に関する活動をしている者 (市内在住又は在学・在勤)	市政だより、市ホームページ、駅掲示、公共施設でのチラシ設置で広報 WEBフォーム、メール、郵送、意見箱への投函により提出	任意のテーマに関する課題・要望、課題を解決するためのアイデア、アイデアによる効果について	19件
2	小中学生への意見募集	令和6年 5月13日 ～5月31日	・小学5年生 ～中学3年生 (市内在学)	市内小中学校で説明(学校へ依頼) タブレットからWEBフォームで提出		2,944件
3	高校生への意見募集	令和6年 6月17日 ～7月5日	・高校1～3年生 (市内在住又は在学)	市内高校でチラシ配布 WEBフォームで提出		9件
4	こどもルームでのインタビュー	令和6年 7月1日 7月9日	・こどもルームを利用しているこども	こどもルームに訪問し、利用中のこどもにインタビュー形式で聞き取り(市長参加) 訪問先：四和小学校ひかりルーム・のぞみルーム、八木原小学校けやきルーム・ひのきルーム		67人
5	森まつりアンケート	令和6年 3月16日	・プレーパークどんぐりの森で開催した森まつりに来場したこども(主に未就学児～小学生) ・スタッフとして参加しているこども(主に中学生)とおとな	森まつり開催中にアンケート用紙を配布し、その場で回答(年齢に応じて、保護者を交えたインタビュー形式で聞き取り)	気になっていること、そのことで困っていること、解決するためのアイデアについて	75人
6	中学生のワークショップ	令和6年 7月30日	・中学1～3年生	オンライン(Teams)で開催し、4グループに分かれての討論と発表	5つのテーマから1～2つを選択し、テーマに関する課題・要望、課題を解決するためのアイデア、アイデアによる効果について	19人
7	高校生のワークショップ	令和6年 7月30日	・高校1～3年生	市保健センターで開催し、2グループに分かれての討論と発表(市長参加)		8人
8	市民活動団体へのインタビュー	令和6年 7月24日	・市内でこどもや子育て家庭に関わる活動をしている市民団体	市役所で開催し、各団体1～2人×3～5団体ずつのグループインタビュー形式で聞き取り	こども・子育て家庭を取り巻く状況や課題、市が推進すべき施策等について	12団体
9	意見を聴かれにくいこどもへの意見募集	令和6年 9月6日 ～9月24日	・不登校のこども ・外国人にルーツをもつこども ・障がいのあるこどもなど	放課後等サービスなどを利用中のこどもや保護者にアンケート形式又はインタビュー形式で聞き取り	気になっていること、任意のテーマに関する課題・要望、課題を解決するためのアイデアについて	37人
10	事業所調査	令和6年 8月9日 ～8月30日	・市内認定こども園 ・幼稚園 ・保育所等 ・こどもルーム運営事業者	市内の事業所又は運営事業者へアンケート調査票を送付	教育・保育施設等の運営上の課題や今後の意向などについて	31事業所

5 本市の子ども・若者・子育て支援に係る課題の整理

ニーズ調査、生活状況調査、子ども・市民活動団体の意見などから、これからの子ども・子育て支援における課題を次のとおりに整理しました。

■アンケート調査・意見募集等の結果から見えてきた課題

ニーズ調査	生活状況調査	市民への意見募集	小中学生への意見募集	高校生への意見募集	こどもルームでのインタビュー	森まつりアンケート	中学生・高校生のワークショップ	市民活動団体へのインタビュー	意見を聴かれないこどもへの意見募集	事業所調査	課題
	こどものしつけや生活習慣に関する悩みが多い 子育てのストレスや保護者の心理的負担が大きい こどもの将来や教育に関する不安がある	低所得世帯やひとり親世帯の保護者は、ストレスや抑うつ症状を抱えやすい傾向にあり、こどもの心理面にも悪影響を及ぼす可能性がある	いじめ防止プログラムの導入、教育プログラムの充実、カウンセリングの強化が必要である					コロナ禍によりこどもや親の社会的な繋がりが希薄化し、孤立感が強まっている	外出時、何かあった時に相談できる人がいたり相談できる場所があるといいい		⇒ 相談支援体制の強化
	周囲からの日常的な育児サポートが不足している人が約2割 子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）の0歳児の利用率は約4割									育児支援や福利厚生強化が求められており、住宅補助や時短勤務の支援制度の拡充が期待されている	⇒ 子育て支援事業の拡充
	父親の約8割が育児休業を利用していない 一時的な預かりサービスの需要が一定数ある 宿泊を伴う一時的な預かりサービスの需要が一定数ある 病气やケガで教育・保育事業が利用できなかった場合、母親が仕事を休んでいるケースが多い	駅前子どもを預け、各園へ送迎するシステムの導入が求められている								支援員や保育士の給与改善が急務であり、地域間格差の是正が必要である 保育士の確保が難しい 施設が老朽化しているが、修繕費用の確保が難しい 児童発達支援や学童保育、医療的ケア児の対応など、多様なニーズに応える体制の整備が求められている	⇒ 多様な保育サービスの充実、柔軟な働き方の推進
	子育て支援サービスの認知度はばらつきがあり、利用したことがある割合が全体的に低い 子育てに関する情報が十分に提供されておらず、アクセスに困難を感じている保護者がいる							プレーパークの支援等、市の施策をもっとアピールすべきである			⇒ 施策や支援サービスの認知度の向上・利用促進
	子育てや教育にかかる費用に不安を感じる保護者が多い 幼稚園や保育所の費用や教育費の負担軽減、出産費用や育児にかかる医療費の負担軽減に対する要望が高い	0～2歳児の保育園無償化を求める声が多く寄せられている 不妊治療への助成金援助と治療休暇の推奨が求められている									⇒ 妊娠・出産・子育て費用の負担軽減
		不登校児童生徒が増加しており、こどもたちが安心して過ごせる居場所の確保と支援強化が必要である 不登校児童向けの居場所を提供し、学びの選択肢を増やすことが必要である						不登校児童には日本のシステムについていけない外国籍の子も多い	学校以外の学習支援環境の充実を図ってほしい		⇒ 不登校児童生徒の支援強化

(1) 相談支援体制の強化

コロナ禍により子どもや保護者の社会的なつながりが希薄化し、孤立感が強まった影響のためか、子どもに関する悩みや子育てのストレスを抱えている人が多くなっています。

また、いじめの未然防止に向けた早期対応の強化も求められています。子どもや保護者が気軽に相談でき、必要に応じて専門的な支援につなぐ体制づくりが必要です。

◎関連施策（施策No.）

基本方針1	11、12、28
基本方針2	31、32、33、34、35、36、37、38、42、45、47
基本方針3	81
基本方針4	100、104、122、124、125、126
基本方針5	-

(2) 子育て支援事業の拡充

緊急時や用事の際には、子どもを祖父母等の親族に預かってもらうなどのサポートを受けられる家庭がある一方で、受けられない家庭もあり、周囲からの日常的な育児サポートが十分とはいえない状況です。幼稚園や保育所等以外の取組として、子育て支援センターやファミリー・サポート・センターほか、地域住民やボランティアを活用した育児サポートのネットワークを拡充し、育児支援の手厚い体制を整えることが必要です。

◎関連施策（施策No.）

基本方針1	17、19、21、22、23、25、26、27、28
基本方針2	32
基本方針3	-
基本方針4	-
基本方針5	137、138

(3) 多様な保育サービスの充実、柔軟な働き方の推進

近年、経済的な安定が得られることなどを理由に共働き世帯は増加しており、様々な保育サービスのニーズが拡大しています。病気などで教育・保育事業が利用できなかった場合、母親が仕事を休んでいるケースが多く、一時的な預かりサービスの利用と需要が高まっています。幼稚園や保育所等における多様な保育サービスを充実し、保護者が安心して働くことができる環境を整えることが必要です。

◎関連施策（施策No.）

基本方針1	1、2、4、5、13、14、15、16、18、20
基本方針2	-
基本方針3	56
基本方針4	106、109、118
基本方針5	-

※関連施策…各課題の解決に向けた対策となる施策を示しています。No.に対応する施策と事業内容については、52ページ以降の施策の展開をご覧ください。

(4) 施策や支援サービスの認知度の向上・利用促進

子育て支援サービスの認知度にはばらつきがあり、利用率が全体的に低くなっています。しかしながら、多様化するニーズに対応したサービスの提供が求められていることから、子育て支援サービスの積極的な周知と情報提供を行い、認知度の向上や利用促進を図る必要があります。

◎関連施策（施策No.）

基本方針1	9、10
基本方針2	-
基本方針3	-
基本方針4	96
基本方針5	-

(5) 妊娠・出産・子育て費用の負担軽減

妊娠や出産、子育てに関する費用の負担が大きいと感じている親は多く、幼稚園や保育所の費用や教育費の負担軽減、出産費用や育児にかかる医療費の負担軽減に関するサービスの充実が期待されています。子育て家庭の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境を整えていく必要があります。

◎関連施策（施策No.）

基本方針1	6、7、8
基本方針2	40、53、54、55
基本方針3	72
基本方針4	101、103、113、114、115、123、129
基本方針5	-

(6) 不登校児童生徒の支援強化

不登校の児童生徒は増加しており、不登校対策として子どもたちが安心して学習に取り組めるよう、多様な学びのさらなる充実や、子どもや家庭に対する相談体制の強化など、児童生徒や保護者に寄り添った支援が求められています。

◎関連施策（施策No.）

基本方針1	12、28
基本方針2	-
基本方針3	73、74、81
基本方針4	-
基本方針5	-

(7) こどもの居場所づくり

図書館や公民館等の自習スペースは、場所や利用方法等の情報が不十分であると指摘されています。そのため、自習スペース等の認知度向上のため、存在を広く周知することが必要です。また、子ども食堂については、欠食の解消や地域交流の場などの役割が期待されることから、居場所を必要とする子どもや保護者に対する周知、子ども食堂を運営する団体に対する支援が求められており、こどもが安心して過ごすことができる場、心身の安全を保つことができる場の確保が必要です。

◎関連施策（施策No.）

基本方針1	-
基本方針2	-
基本方針3	56、57、58、59、60、61
基本方針4	-
基本方針5	-

(8) こどもの安全・安心の確保

公園や学校の施設の老朽化対策や通学路の整備、交通安全対策の強化が求められています。安全で楽しい遊び場の提供や歩行者の安全確保のため、定期的な設備のメンテナンスや狭い道や暗い道など事故リスクの高い通学路の整備等が必要です。

◎関連施策（施策No.）

基本方針1	-
基本方針2	-
基本方針3	-
基本方針4	-
基本方針5	134、139、140、141、143、144、145、146、147

(9) 学校生活での支援強化

学校生活面では、一人一人にあった学びや特別活動、学校給食を通じた望ましい食生活の支援などが求められています。そのため、これまでの学力の育成やキャリア教育、安全・安心でバランスの取れた学校給食のさらなる充実に向けて取り組んでいくことが必要です。

◎関連施策（施策No.）

基本方針1	28
基本方針2	-
基本方針3	74、75、76、77、78、87、89
基本方針4	117、119、133
基本方針5	-

(10) 地域活動の活性化支援

子育て支援を行う団体等で共通して見られる課題として人員不足があり、スタッフやボランティアの確保が難しい状況です。また、活動場所の確保も難しいため、活動の内容や規模が制限されています。子どもたちが健全に育つことができる環境を整えるためには、担い手や資金の確保などを通じて活動の活性化が図られるよう、各団体と行政、地域社会が一丸となって取り組んでいく必要があります。

◎関連施策（施策No.）

基本方針1	29
基本方針2	39
基本方針3	57、62、63、67、68、74、91
基本方針4	97、99
基本方針5	-

(11) 低所得世帯への経済的支援

低所得世帯では、健康面においては、栄養バランスの取れた食事を十分に摂取できていない子どもの割合が高く、また、学習面においても、経済的な理由で塾や習い事に通えない子どもが多く、学習機会の格差が存在しています。この格差は、子どもたちの学力や進路選択に悪影響を及ぼす可能性が高いと考えられます。低所得世帯への支援を強化し経済的負担を軽減することで、格差のない環境を整えていく必要があります。

◎関連施策（施策No.）

基本方針1	-
基本方針2	53、54、55
基本方針3	72
基本方針4	101、102、103、113、114、115、123、129、130、131
基本方針5	-

(12) こどもの声を聴く機会の確保

いじめ、ひきこもり、貧困、児童虐待、ヤングケアラー等、現代社会を生きる子どもたちは様々な課題を抱えています。令和5年4月には子どもに関する政策の基本的な考えを示す子ども基本法が施行され、これまで以上に子どもを権利の主体と捉え、こどもの声を施策に反映していくことが求められています。

◎関連施策（施策No.）

基本方針1	-
基本方針2	-
基本方針3	82、83、84、85
基本方針4	-
基本方針5	-

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、将来に向かってめざすべきまちづくりの方向性を、四街道市総合計画において「幸せつなぐ 未来への道しるべ -Yotsukaido Happy Road-」と定めています。本市はこの方向性に基づき、様々な年代や立場からみた、それぞれが想う幸せな未来へとつなぐための4つのまちづくりの道を設定し、まちづくりに関わるすべての人たちと手を携えながらみんなで未来に向かっていくためのまちづくりを進めております。

本市におけるこどもに関する計画については、これまでも総合計画の考え方との整合性を図った上で策定しており、前計画では、「すくすく子育て・^{みんな}地域で子育て 四街道」を基本理念として各種の施策を推進してきました。

この理念には、こどもは「生きる力」「今とこれからを生き抜く力」を生まれ持っており、その自立心の育成、心身の調和のとれた発達のために、地域全体でこどもの成長や子育て家庭に理解や関心を持ち、寄り添うことが大切であるとの思いが込められており、それは今後も変わらず持ち続けるべき理念であると考えます。

さらに本計画では、こどもたちとともに未来を創り、成長していくために、多様な背景や価値観を大切にしながらこどもたちの声に耳を傾け、政策に反映していく仕組みづくりを推進していくとともに、こどもからおとなに成長する過程の青年期に社会的自立を果たすための力を身につけることができるよう、若者に対する支援を充実していくことも目標としています。

以上のことから、引き続き前計画の基本理念の趣旨を踏襲しつつ、「こどもまんなか社会」の主役であるこどもの視点と若者支援の視点を組み込み、新たな基本理念を「こどもたちの夢と権利を支え、ともに未来を創るまち “よつかいどう”」と決めました。

この基本理念に基づき、誕生前の妊娠期からこどもたちが自ら歩き出す青年期まで切れ目のない支援が行えるよう、地域住民と行政が一体となって、地域（みんな）でこども・若者を応援するまちをめざします。

こどもたちの夢と権利を支え、ともに未来を創るまち “よつかいどう”

2 基本方針

本計画では、基本理念を実現するために、次の5つの基本方針を設定して、それらを柱として総合的にこども・若者・子育て支援に関する各施策を推進していきます。

基本方針1 こどもの育ちを支える教育・保育体制の推進

乳幼児期はこどもの将来にわたる幸せな状態（ウェルビーイング）の基礎を培う重要な時期であることから、安全・安心な環境の中で育ち・学ぶことができるよう、教育・保育の質の向上と多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。

また、子育て当事者の育児に関する悩み・不安・負担に対応するため、子育て家庭を包括的に支援する体制の強化や、子育て支援に関するサービス量の拡充を図ります。

さらに、行政と地域住民が連携しながら多世代も含めた交流の場を提供し、子育て世代が抱く孤立感や負担感の解消が図られるよう、地域全体で「子育て」と「こどもの育ち」を支えるための取組を推進します。

基本方針2 こどもと親の心とからだの健康づくり

こどもの健やかな成長を促進するため、妊娠期から出産、子育て期までの切れ目のない相談支援として、こどもと子育て当事者に寄り添った相談や健康診査を実施し、必要に応じて専門的な支援につなげていきます。

また、こどもの健康を保持し、病気を予防するための正しい知識を普及させ、日頃からこどもが安心して医療機関を受診できるよう、医療費を助成するとともに、適正な受診と小児救急医療体制について周知を図ることで、健康や医療に関する不安を軽減します。

基本方針3 こども・若者の権利を守り、豊かな心を育む育成環境の整備

こどもは、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体です。こどもを個として尊重し、その権利が守られるよう市民に周知するとともに、権利の主体であるこども・若者が自らの権利について理解を深めることができるよう、こどもの権利の普及啓発活動や人権教育を推進します。

また、こどもが多様な遊びや体験活動を通じて豊かな心を育み成長していくことができる環境を推進するため、こどもルームや放課後子ども教室の利用を促進するほか、各種団体と連携しながら、様々な遊び場や生活の場、活動の場をこどもたちの居場所として提供します。

さらに、次代を担う若者世代が将来への夢や希望、ふるさとへの誇りや愛着を持つことができるための取組を促進します。

基本方針4 すべての子どもと子育て家庭を支える取組の充実

家族が相互に協力しながら子どもと向き合い、仕事と子育てを両立していけるよう、一人一人に適したワークライフバランスの実現に向けた取組や、共働き・共育てを応援する取組を推進します。

また、配慮が必要なひとり親家庭や障がいのある子どもに対しては、ライフステージに応じた一貫した支援が重要となることから、切れ目のない支援を推進します。

さらに、後を絶たない子どもへの虐待や貧困といった、困難な問題に直面する子どもや若者への支援に取り組みます。

基本方針5 子どもを中心としたまちづくりの推進

子どもや子育て当事者の目線に立ち、子どもにやさしい住環境の充実が図られるよう、地域の実情に応じた道路や公共施設に係る整備、三世代同居・近居への支援などを行い、子どもと子育て家庭に配慮したまちづくりを推進します。

また、子どもたちが事故や犯罪に巻き込まれることのないよう、日頃から交通安全や防犯に係る啓発や訓練を実施するとともに、家庭や地域、学校などが連携しながら一体となって子どもたちの安全を守る取組を推進します。



3 施策の体系

(1) 分野別の分類

『基本方針1 こどもの育ちを支える教育・保育体制の推進』



基本施策1 就学前の教育・保育の充実

取組内容	施策名	施策No.
(1)教育・保育の提供体制の確保	①教育・保育の提供	No.1
(2)教育・保育の一体的提供	①認定こども園の普及	No.2
	②幼保小連携・接続の推進	No.3
(3)幼児教育・保育の質の確保	①教育・保育施設等への指導等	No.4
	②幼児教育・保育の質の確保に向けた体制整備	No.5
(4)幼児教育・保育の保護者負担の軽減	①幼児教育・保育の無償化	No.6
	②実費徴収に係る補足給付事業	No.7
	③多様な事業者の参入促進・能力活用事業	No.8



基本施策2 地域における子育て支援の充実

取組内容	施策名	施策No.
(1)相談体制・情報提供の充実	①利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）	No.9
	②子育て支援情報の提供	No.10
	③保健センター等における相談体制の充実	No.11
	④家庭児童相談	No.12
(2)ニーズに応じた多様な保育サービスの充実	①延長保育事業（時間外保育）	No.13
	②休日保育事業	No.14
	③一時預かり事業（幼稚園型）	No.15
	④一時預かり事業（幼稚園型以外）	No.16
	⑤地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	No.17
	⑥病児・病後児保育事業	No.18
	⑦子育て短期支援事業	No.19
	⑧乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	No.20
(3)子育て支援力の強化	①地域における子育て支援の推進	No.21
	②PTAの活動の支援	No.22
	③子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター運営事業）	No.23
	④高齢者との交流	No.24
	⑤児童センターにおける子育て支援事業の充実	No.25
	⑥子育てサロンの充実	No.26
	⑦公民館における子育て教室	No.27
	⑧家庭教育の支援	No.28
	⑨民生・児童委員活動の支援	No.29
	⑩学校支援活動事業	No.30

『基本方針2 こどもと親の心とからだの健康づくり』



基本施策1 母子保健の充実

取組内容	施策名	施策No.
(1)妊娠・出産からの切れ目のない支援の充実	①妊娠期からの相談支援の充実（妊婦等包括相談支援事業）	No.31
	②パパ・ママルームの充実	No.32
	③産前・産後早期の支援体制の充実（産後ケア事業）	No.33
	④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	No.34
	⑤乳幼児相談	No.35
	⑥乳幼児家庭訪問	No.36
	⑦こころの健康づくり	No.37
	⑧ことばの相談事業	No.38
	⑨保健推進員活動の支援	No.39
(2)健康診査・保健指導等の充実	①妊産婦や新生児への各種健康診査（妊婦一般健康診査等）	No.40
	②妊婦禁煙教育	No.41
	③歯科健康教育・相談	No.42
	④食生活に関する健康教育	No.43
	⑤事故防止方法についての知識の普及	No.44
	⑥乳幼児健康診査	No.45
	⑦幼児歯科健康診査	No.46
	⑧小児生活習慣病予防対策	No.47
	⑨保育所等集団健康診断	No.48

基本施策2 小児保健医療体制の充実



取組内容	施策名	施策No.
(1)小児保健医療体制の充実	①小児医療体制の情報提供	No.49
	②小児救急医療体制の充実	No.50
	③予防接種	No.51
	④医師会、歯科医師会、関係機関の支援と協力	No.52
	⑤子ども医療対策事業	No.53
	⑥高校生等医療対策事業	No.54
	⑦未熟児養育医療	No.55

『基本方針3 こども・若者の権利を守り、豊かな心を育む育成環境の整備』



基本施策1 健全な心身の成長に向けた支援

取組内容	施策名	施策No.
(1)放課後児童対策の推進	①放課後児童健全育成事業（こどもルーム運営事業）	No.56
	②放課後子ども教室	No.57
(2)こどもの居場所・遊び場の充実	①児童センター事業	No.58
	②プレーパーク事業	No.59
	③都市公園の充実	No.60
	④こどもの居場所づくりの支援	No.61
(3)こどもの多様な活動を 応援する環境の推進	①子ども会活動の活性化	No.62
	②芸術・文化活動の機会の拡大	No.63
	③公民館での体験活動の活性化	No.64
	④図書館サービスの充実	No.65
	⑤国際交流事業	No.66
	⑥スポーツ・レクリエーション活動の充実	No.67
	⑦ボランティア活動へのこどもの参加促進	No.68
	⑧こどもの未来を応援する取組の推進	No.69
	⑨親子体験型イベントの開催	No.70
	⑩親子イベント情報の集約・発信	No.71
	⑪「だれかのほしいにつなげよう」プロジェクト	No.72
	⑫不登校や引きこもりのこどもの体験活動の支援	No.73
	⑬コミュニティ・スクール推進事業	No.74
	⑭環境教育・環境学習の推進	No.75
	⑮外国語教育推進事業	No.76
	⑯ICT活用支援事業	No.77
	⑰キャリア教育推進事業	No.78
	⑱消防オープンイノベーション事業	No.79
(4)青少年の健全育成	①青少年健全育成活動の促進	No.80
	②青少年相談体制の整備	No.81
(5)こどもの権利の確保	①こどもの権利の周知・啓発	No.82
	②こどもの権利を守るための相談体制の充実	No.83
	③こどもの意見表明の環境づくり	No.84
	④こどものまちづくりへの参加促進	No.85



基本施策2 若者と次代の親の育成に向けた支援

取組内容	施策名	施策No.
(1)健康教育・思春期保健の充実	①健康な生活習慣の啓発	No.86
	②健康教育の充実	No.87
	③思春期保健の推進	No.88
	④食育の推進	No.89
(2)次代を担う若者の育成とふるさとへの愛着の醸成	①学校教育における「次世代の親」の育成	No.90
	②四街道ふるさとまつり	No.91
	③四街道市への関心や愛着を醸成する取組の推進	No.92
	④若者の結婚支援	No.93
	⑤二十歳のつどい事業	No.94
	⑥文化財保護管理事業	No.95

『基本方針4 すべての子どもと子育て家庭を支える取組の充実』



基本施策1 仕事と家庭の両立支援

取組内容	施策名	施策No.
(1)多様な働き方ができる就労環境の整備	①育児・介護休業制度等の普及促進	No.96
	②就労支援	No.97
	③企業立地促進事業	No.98
(2)共働き・共育での推進	①共働き・共育での推進	No.99

基本施策2 配慮が必要な子ども・子育て家庭への
切れ目のない支援



取組内容	施策名	施策No.
(1)ひとり親家庭への支援	①母子・父子等自立支援	No.100
	②ひとり親家庭児童入学等祝金	No.101
	③ひとり親家庭に対する医療費助成	No.102
	④ひとり親家庭に対する学習支援	No.103
(2)障がいのある子どもへの支援	①相談支援体制の充実	No.104
	②児童発達支援	No.105
	③障がいのある子どもへの施設等利用支援	No.106
	④行動援護・移動支援事業等の充実	No.107
	⑤日中一時支援事業の充実	No.108
	⑥保育所等訪問支援	No.109
	⑦放課後等デイサービス	No.110
	⑧居宅介護（ホームヘルプサービス）の充実	No.111
	⑨短期入所（ショートステイ）の充実	No.112
	⑩特別支援教育就学奨励費援助	No.113
	⑪重度心身障害者（児）医療費助成	No.114
	⑫自立支援医療（育成医療）	No.115
	⑬医療的ケア児等への支援	No.116
	⑭就学相談の充実	No.117
	⑮医療的ケア児への保育施設等入所支援	No.118
	⑯特別支援教育の充実	No.119
(3)児童虐待防止対策・支援が必要な家庭への支援	①児童虐待防止の広報及び啓発	No.120
	②養育支援訪問事業	No.121
	③子どもを守る地域ネットワーク機能の強化	No.122
	④助産施設入所措置	No.123
	⑤子ども家庭センター	No.124
	⑥子育て世帯訪問支援事業	No.125
	⑦親子関係形成支援事業（ペアレント・トレーニング）	No.126
(4)子どもの貧困の解消に向けた支援の推進	①子どもの貧困の解消に向けた支援の推進	No.127
	②自立に向けた支援体制の強化	No.128
	③就学援助制度	No.129
	④子どもの学習・生活支援事業	No.130
	⑤大学等受験料の支援	No.131
(5)外国にルーツをもつ子ども・家庭への支援	①窓口等における言語に配慮した案内	No.132
	②日本語指導が必要な児童生徒に対する言語・文化的相違への対応及び包括的支援	No.133

『基本方針5 こどもを中心としたまちづくりの推進』



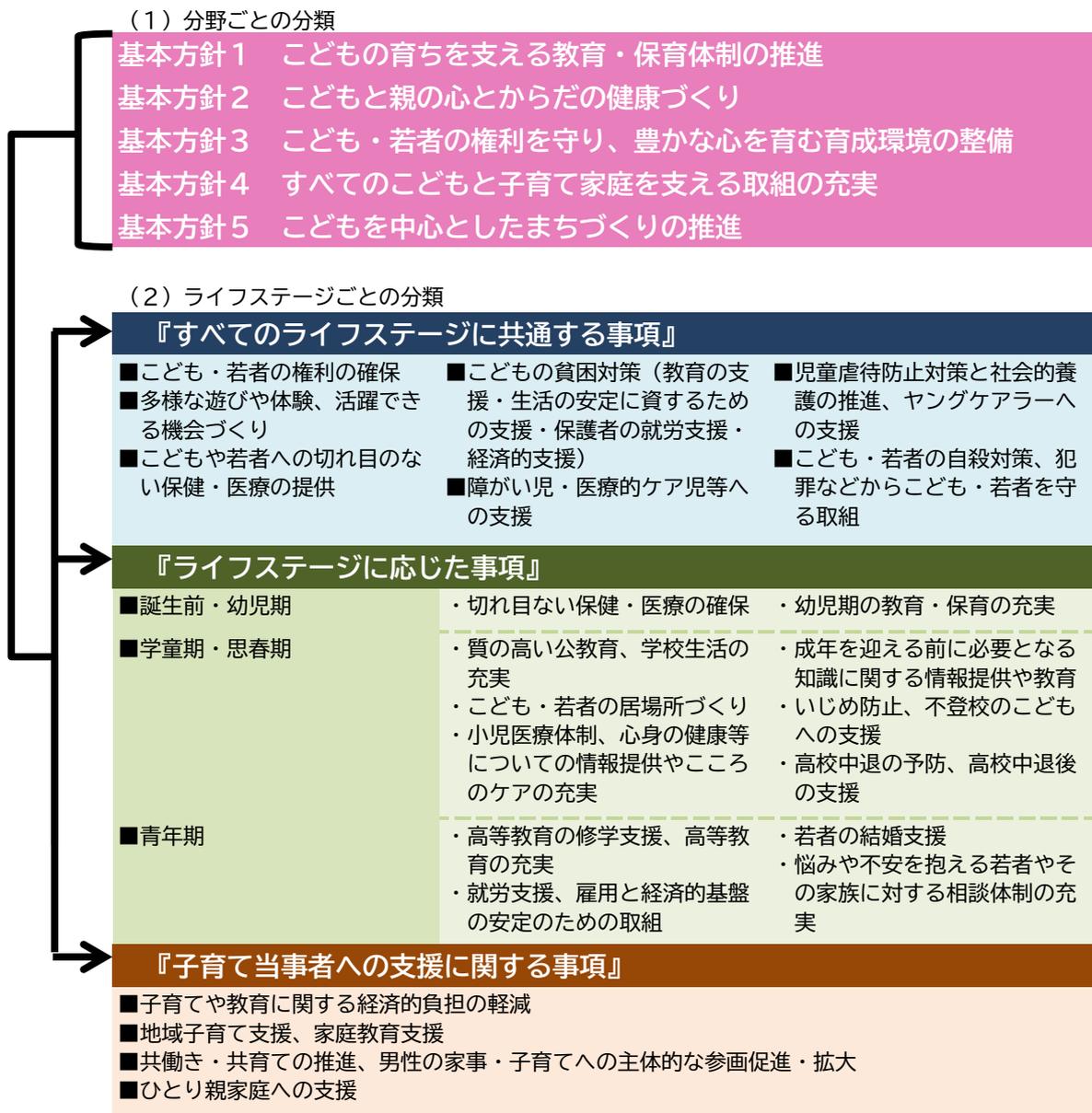
基本施策1 こども・子育てに配慮した生活環境の充実

取組内容	施策名	施策No.
(1)子育てにやさしい環境の整備	①安心して利用できる歩道の整備	No.134
	②市内バス路線サービスの確保	No.135
	③利用しやすい公共施設の整備	No.136
	④外出しやすい環境の整備	No.137
	⑤三世代同居・近居への支援	No.138
	⑥子育て関連施設の環境改善	No.139
(2)身近な安全の強化	①交通安全教室・交通安全運動の推進	No.140
	②シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の啓発	No.141
	③交通安全施設の整備	No.142
	④消費者教育の推進	No.143
	⑤「こども110番の家」の充実	No.144
	⑥防犯対策の推進	No.145
	⑦こどもの防犯・防災・安全意識の向上	No.146
	⑧不審者情報の提供	No.147
	⑨通学路の安全点検	No.148

(2) ライフステージ別の分類

こども大綱では、「こどもまんなか社会」を実現するためのこども施策を進めるに当たっては、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえるとともに、特定のライフステージのみでなくライフステージ全体を通して対処すべき課題があるとの認識の下で取り組んでいくことが重要であると示されています。

本計画においても、その趣旨を踏まえ、39 ページから 44 ページに基本方針ごとに掲示した施策をこども大綱が示すライフステージ別の分類に並び替えて整理し、こども・若者の視点に立って分かりやすく 46 ページから 50 ページに提示するとともに、施策の推進及び計画の評価をする際に留意します。



※本計画におけるこどもの年齢に応じたライフステージ区分は次のとおりです。



『すべてのライフステージに共通する事項』

こども・若者の権利の確保	
No.82 こどもの権利の周知啓発	No.84 こどもの意見表明の環境づくり
No.83 こどもの権利を守るための相談体制の充実	No.85 こどものまちづくりへの参加促進
多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	
No.56 放課後児童健全育成事業（こどもルーム運営事業）	No.74 コミュニティ・スクール推進事業
No.57 放課後子ども教室	No.75 環境教育・環境学習の推進
No.58 児童センター事業	No.76 外国語教育推進事業
No.59 プレーパーク事業	No.77 ICT活用支援事業
No.60 都市公園の充実	No.78 キャリア教育推進事業
No.61 こどもの居場所づくりの支援	No.79 消防オープンイノベーション事業
No.62 子ども会活動の活性化	No.91 四街道ふるさとまつり
No.63 芸術・文化活動の機会の拡大	No.94 二十歳のつどい事業
No.64 公民館での体験活動の活性化	No.95 文化財保護管理事業
No.65 図書館サービスの充実	No.132 窓口等における言語に配慮した案内
No.66 国際交流事業	No.133 日本語指導が必要な児童生徒に対する言語・文化的相違への対応及び包括的支援
No.67 スポーツ・レクリエーション活動の充実	No.134 安心して利用できる歩道の整備
No.68 ボランティア活動へのこどもの参加促進	No.135 市内バス路線サービスの確保
No.69 こどもの未来を応援する取組の推進	No.136 利用しやすい公共施設の整備
No.70 親子体験型イベントの開催	No.137 外出しやすい環境の整備
No.71 親子イベント情報の集約・発信	No.138 三世同居・近居への支援
No.72 「だれかのほしいにつなげよう」プロジェクト	No.139 子育て関連施設の環境改善
No.73 不登校や引きこもりのこどもの体験活動の支援	
こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	
No.31 妊娠期からの相談支援の充実（妊婦等包括相談支援事業）	No.45 乳幼児健康診査
No.32 パパ・ママルームの充実	No.46 幼児歯科健康診査
No.33 産前・産後早期の支援体制の充実（産後ケア事業）	No.47 小児生活習慣病予防対策
No.34 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	No.48 保育所等集団健康診断
No.35 乳幼児相談	No.49 小児医療体制の情報提供
No.36 乳幼児家庭訪問	No.50 小児救急医療体制の充実
No.37 こころの健康づくり	No.51 予防接種
No.38 ことばの相談事業	No.52 医師会、歯科医師会、関係機関の支援と協力
No.39 保健推進員活動の支援	No.53 子ども医療対策事業
No.40 妊産婦や新生児への各種健康診査（妊婦一般健康診査等）	No.54 高校生等医療対策事業
No.41 妊婦禁煙教育	No.55 未熟児養育医療
No.42 歯科健康教育・相談	No.86 健康な生活習慣の啓発
No.43 食生活に関する健康教育	No.87 健康教育の充実
No.44 事故防止方法についての知識の普及	No.88 思春期保健の推進

こどもの貧困対策		
教育の支援	学校を核とした支援体制の強化	No.81 青少年相談体制の整備
	幼児教育・保育の保護者負担の軽減	No.6 幼児教育・保育の無償化
		No.7 実費徴収に係る補足給付事業
		No.8 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
	義務教育段階の就学援助	No.113 特別支援教育修学奨励費援助
		No.129 就学援助制度
学習機会の確保	No.103 ひとり親家庭に対する学習支援 No.130 子どもの学習・生活支援事業	
高校生等・大学生等への修学支援	No.131 大学等受験料の支援	
生活の安定に資するための支援	妊娠・出産期からの相談支援の充実	No.31 妊娠期からの相談支援の充実（妊婦等包括相談支援事業）
		No.33 産前・産後早期の支援体制の充実（産後ケア事業）
		No.34 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
		No.36 乳幼児家庭訪問
		No.123 助産施設入所措置
		No.124 こども家庭センター
		No.127 こどもの貧困の解消に向けた支援の推進
	居場所づくり	No.61 こどもの居場所づくりの支援
	貧困の状態にある子ども及びその家族に対する生活に関する相談支援の充実	No.12 家庭児童相談
		No.83 こどもの権利を守るための相談体制の充実
		No.125 子育て世帯訪問支援事業
	保健医療サービスの利用支援	No.53 子ども医療対策事業
No.54 高校生等医療対策事業		
No.55 未熟児養育医療		
No.102 ひとり親家庭に対する医療費助成		
No.114 重度心身障害者（児）医療費助成		
No.115 自立支援医療（育成医療）		
保護者の就労支援	ひとり親・生活が困難な状況にある ふたり親世帯への就労支援	No.100 母子・父子等自立支援 No.128 自立に向けた支援体制の強化
	経済的支援	様々な支援を組み合わせた経済的支援
必要な世帯への支援の利用促進		No.10 子育て支援情報の提供

障がい児・医療的ケア児への支援	
No.104 相談支援体制の充実	No.112 短期入所（ショートステイ）の充実
No.105 児童発達支援事業	No.114 重度心身障害者（児）医療費助成
No.106 障がいのある子どもへの施設等利用支援	No.115 自立支援医療（育成医療）
No.107 行動援護・移動支援事業等の充実	No.116 医療的ケア児等への支援
No.108 日中一時支援事業の充実	No.117 就学相談の充実
No.109 保育所等訪問支援	No.118 医療的ケア児への保育施設等入所支援
No.110 放課後等デイサービス	No.119 特別支援教育の充実
No.111 居宅介護（ホームヘルプサービス）の充実	
児童虐待防止対策と社会的養護の推進、ヤングケアラーへの支援	
No.120 児童虐待防止の広報及び啓発	No.124 こども家庭センター
No.121 養育支援訪問事業	No.125 子育て世帯訪問支援事業
No.122 こどもを守る地域ネットワーク機能の強化	No.126 親子関係形成支援事業（ペアレント・トレーニング）
No.123 助産施設入所措置	
こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	
No.80 青少年健全育成活動の促進	No.144 「こども110番の家」の充実
No.81 青少年相談体制の整備	No.145 防犯対策の推進
No.140 交通安全教室・交通安全運動の推進	No.146 こどもの防犯・防災・安全意識の向上
No.141 シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の啓発	No.147 不審者情報の提供
No.142 交通安全施設の整備	No.148 通学路の安全点検
No.143 消費者教育の推進	

『ライフステージに応じた事項』

誕生前・幼児期	
No.1 教育・保育の提供	No.38 ことばの相談事業
No.2 認定こども園の普及	No.39 保健推進員活動の支援
No.3 幼保小連携・接続の推進	No.40 妊産婦や新生児への各種健康診査（妊婦一般健康診査等）
No.4 教育・保育施設等への指導等	No.41 妊婦禁煙教育
No.5 幼児教育・保育の質の確保に向けた体制整備	No.42 歯科健康教育・相談
No.17 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	No.43 食生活に関する健康教育
No.18 病児・病後児保育事業	No.44 事故防止方法についての知識の普及
No.31 妊娠期からの相談支援の充実（妊婦等包括相談支援事業）	No.45 乳幼児健康診査
No.32 パパ・ママルームの充実	No.46 幼児歯科健康診査
No.33 産前・産後早期の支援体制の充実（産後ケア事業）	No.47 小児生活習慣病予防対策
No.34 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	No.48 保育所等集団健康診断
No.35 乳幼児相談	No.86 健康な生活習慣の啓発
No.36 乳幼児家庭訪問	No.123 助産施設入所措置
No.37 こころの健康づくり	No.124 こども家庭センター
学童期・思春期	
No.30 学校支援活動事業	No.66 国際交流事業
No.49 小児医療体制の情報提供	No.67 スポーツ・レクリエーション活動の充実
No.50 小児救急医療体制の充実	No.68 ボランティア活動へのこどもの参加促進
No.51 予防接種	No.69 こどもの未来を応援する取組の推進
No.52 医師会、歯科医師会、関係機関の支援と協力	No.70 親子体験型イベントの開催
No.53 子ども医療対策事業	No.71 親子イベント情報の集約・発信
No.54 高校生等医療対策事業	No.72 「だれかのほしいにつなげよう」プロジェクト
No.55 未熟児養育医療	No.73 不登校や引きこもりのこどもの体験活動の支援
No.56 放課後児童健全育成事業（こどもルーム運営事業）	No.74 コミュニティ・スクール推進事業
No.57 放課後子ども教室	No.76 外国語教育推進事業
No.58 児童センター事業	No.77 ICT活用支援事業
No.59 プレーパーク事業	No.80 青少年健全育成活動の促進
No.60 都市公園の充実	No.81 青少年相談体制の整備
No.61 こどもの居場所づくりの支援	No.87 健康教育の充実
No.62 子ども会活動の活性化	No.88 思春期保健の推進
No.63 芸術・文化活動の機会の拡大	No.89 食育の推進
No.64 公民館での体験活動の活性化	No.90 学校教育における「次世代の親」の育成
No.65 図書館サービスの充実	No.143 消費者教育の推進
青年期	
No.92 四街道市への関心や愛着を醸成する取組の推進	No.94 二十歳のつどい事業
No.93 若者の結婚支援	No.131 大学等受験料の支援



『子育て当事者への支援に関する事項』

子育てや教育に関する経済的負担の軽減	
No.6 幼児教育・保育の無償化	No.102 ひとり親家庭に対する医療費助成
No.7 実費徴収に係る補足給付事業	No.103 ひとり親家庭に対する学習支援
No.8 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	No.113 特別支援教育就学奨励費援助
No.53 子ども医療対策事業	No.114 重度心身障害者（児）医療費助成
No.54 高校生等医療対策事業	No.115 自立支援医療（育成医療）
No.55 未熟児養育医療	No.130 子どもの学習・生活支援事業
No.101 ひとり親家庭児童入学等祝金	No.131 大学等受験料の支援
地域子育て支援、家庭教育支援	
No.9 利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）	No.20 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
No.10 子育て支援情報の提供	No.21 地域における子育て支援の推進
No.11 保健センター等における相談体制の充実	No.22 P T Aの活動の支援
No.12 家庭児童相談	No.23 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター運営事業）
No.13 延長保育事業（時間外保育）	No.24 高齢者との交流
No.14 休日保育事業	No.25 児童センターにおける子育て支援事業の充実
No.15 一時預かり事業（幼稚園型）	No.26 子育てサロンの充実
No.16 一時預かり事業（幼稚園型以外）	No.27 公民館における子育て教室
No.17 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	No.28 家庭教育の支援
No.18 病児・病後児保育事業	No.29 民生・児童委員活動の支援
No.19 子育て短期支援事業	
共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	
No.96 育児・介護休業制度等の普及促進	No.98 企業立地促進事業
No.97 就労支援	No.99 共働き・共育での推進
ひとり親家庭への支援	
No.100 母子・父子等自立支援	No.103 ひとり親家庭に対する学習支援
No.101 ひとり親家庭児童入学等祝金	No.131 大学等受験料の支援
No.102 ひとり親家庭に対する医療費助成	

4 重点施策

本市では、本計画の基本理念である「こどもたちの夢と権利を支え、ともに未来を創るまち“よつかいどう”」の実現に向け、今後5年間で取り組むべき21の重点施策を定めました。

重点施策は「こども計画策定に伴う各種意見聴取結果」、「四街道市子ども・子育て会議の審議結果」、「四街道市総合計画第1期基本計画（HAPPY SMILE PLAN）に定める重点プロジェクト」を勘案し選定しています。

基本方針	施策No.	施策名
1	1	教育・保育の提供
2	31	妊娠期からの相談支援の充実（妊婦等包括相談支援事業）
	53	子ども医療対策事業
	54	高校生等医療対策事業
3	60	都市公園の充実
	61	こどもの居場所づくりの支援
	70	親子体験型イベントの開催
	73	不登校や引きこもりのこどもの体験活動の支援
	74	コミュニティ・スクール推進事業
	76	外国語教育推進事業
	81	青少年相談体制の整備
	82	こどもの権利の周知啓発
	84	こどもの意見表明の環境づくり
	85	こどものまちづくりへの参加促進
4	98	企業立地促進事業
	100	母子・父子等自立支援
	102	ひとり親家庭に対する医療費助成
	124	こども家庭センター
	125	子育て世帯訪問支援事業
5	142	交通安全施設の整備
	145	防犯対策の推進

第4章 施策の展開

基本方針1 こどもの育ちを支える教育・保育体制の推進

基本施策1 就学前の教育・保育の充実

■現状と課題

近年の保育需要の増加を受け、待機児童数0人を達成するため、令和元年度から令和5年度までの5年間に16か所の保育事業所を整備してきました。その結果、待機児童数については令和6年4月1日現在で0人となっています。

また、ニーズ調査によると、定期的な教育・保育事業を利用していない理由として「利用したいが、希望する教育・保育の事業に空きがない」と回答した人は2割程度おり、今後も引き続き各年度初めにおいて、整備の必要性が高い場合は、保育所等の整備を進めながら待機児童対策に取り組むことが必要となっています。

■施策の方向性

小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境確保のため、適切に保育ニーズを把握しながら教育・保育の提供体制の確保に努めるとともに、こどもたちに質の高い教育・保育を提供するため、保育士等の専門知識や技術の向上が図られるよう支援を行います。

また、教育・保育の連続性や一貫性が図られるよう、幼稚園・保育所・小学校及び関係機関との連携を図ります。

■取組施策

(1) 教育・保育の提供体制の確保

施策No.	施策名	事業内容	担当課
1	①教育・保育の提供 【重点施策】	教育・保育の受け皿を確保し、又は教育・保育の環境を改善するため、必要に応じて教育・保育施設等の整備を行います。 ◎量の見込みと確保方策…80～85 ページ	保育課

(2) 教育・保育の一体的提供

施策No.	施策名	事業内容	担当課
2	①認定こども園の普及	教育・保育を一体的に提供する認定こども園を普及させるため、私立幼稚園に対して必要な情報を提供することで、認定こども園への移行を促進します。	保育課
3	②幼保小連携・接続の推進	教育・保育の連続性や一貫性を確保するため、教育・保育施設等に対して、小学校との情報交換や交流の機会を充実させるよう促します。 また、市内幼保小合同の市教育委員会主催の研修会の中で、交流活動の充実に向けた方策や、接続期のカリキュラム等について検討を行います。	保育課 指導課

(3) 幼児教育・保育の質の確保

施策No.	施策名	事業内容	担当課
4	①教育・保育施設等への指導等	教育・保育の質を確保するため、教育・保育施設等に対して、法令等に基づく定期的な指導監査その他助言・指導を実施します。	保育課
5	②幼児教育・保育の質の確保に向けた体制整備	教育・保育施設における運営体制を充実させるため、補助事業により教育・保育に必要な職員等の確保を支援し、及び千葉県が実施する専門職員の派遣事業等を周知することにより当該職員等の資質向上を推進します。	保育課

(4) 幼児教育・保育の保護者負担の軽減

施策No.	施策名	事業内容	担当課
6	①幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用することも（0～2歳については低所得世帯に限る。）の保護者に対し、その利用料の無償化を行います。	保育課
7	②実費徴収に係る補足給付事業	幼稚園や保育所等において実費徴収している費用について、低所得世帯等を対象に費用の一部を補助します。	保育課
8	③多様な事業者の参入促進・能力活用事業	小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動であって、地域において重要な役割を果たしていると認められる事業の利用者に対し、当該事業における利用料の一部を補助します。	保育課



基本施策2 地域における子育て支援の充実

■現状と課題

近年の共働き家庭の増加、核家族化の進行など、子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、子育てに悩む家庭も多いことから、子育てに関する疑問や不安、悩みを解消するため、相談体制の充実を図ってきました。また、その相談体制や支援策が子育て家庭に行き渡るよう、市政だよりや市ホームページのほか、子育てに関する情報を掲載した子育て情報ブック「すくすく」の配布等を通じて周知に努めてきました。

しかしながら、ニーズ調査によると「こどものしつけ・生活習慣」に悩みや不安を感じる人が5割以上おり、関係機関と連携して子どもや子育て家庭一人一人の状況に応じて適切な対応ができるよう、さらなる相談体制の支援や充実を図ることが必要です。

■施策の方向性

健やかな成長に向けた切れ目のない支援を関係機関との緊密な連携により推進します。

また、身近な地域において子どもたちの成長を支える市民活動団体を支援するとともに、子育て家庭が必要とする各施策や取組が行き届くよう、情報提供の充実をめめます。

さらに、悩みや不安を気軽に相談できる体制を推進します。

■取組施策

(1) 相談体制・情報提供の充実

施策No.	施策名	事業内容	担当課
9	①利用者支援事業 (子育てコンシェルジュ)	<p>子ども及びその保護者、また妊娠している人などが身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、子育てコンシェルジュを配置し支援します。</p> <p>また、様々なニーズに一元的な情報提供ができるよう、関係機関などと連携を図るとともに、利用支援のための適切な窓口の紹介などを行います。</p> <p>◎量の見込みと確保方策…86 ページ</p>	保育課
10	②子育て支援情報の提供	<p>各種の子育て支援サービスなどが十分周知されるよう、子育てガイドブックを作成し、子育て家庭や各種団体に配布するとともに、スマートフォンやタブレットからもアクセスしやすい電子書籍版を公開します。</p> <p>市ホームページにおいては、掲載内容を充実し、発信機能を高めていきます。</p> <p>特に、子育てサロンや子育てサークルなどの情報提供を強化し、子育て世代の交流の活性化を促進します。</p>	子育て支援課
11	③保健センター等における相談体制の充実	<p>子育て電話相談を常設し、随時、相談を受け付け、子育ての疑問や不安の解消に努めるとともに、気軽に相談できる場として周知を進めます。</p> <p>また、親の子育てへの負担感やこどもの発達への不安がある等、継続した支援が必要な場合には、小児科医、臨床心理士、言語聴覚士、保健師などが連携し、随時、相談や支援などを展開します。</p>	健康増進課
12	④家庭児童相談	<p>家庭児童相談員やケースワーカーなどにより、様々な問題を抱える家庭の相談、助言、支援、情報提供などを行います。心の問題に対する援助が必要な場合は、臨床心理士が相談に応じます。</p>	子育て支援課

(2) ニーズに応じた多様な保育サービスの充実

施策No.	施策名	事業内容	担当課
13	①延長保育事業 (時間外保育)	市内すべての保育所等において、開所時間前後に保育を行う延長保育事業を実施し、及び実施を支援します。 ◎量の見込みと確保方策…87 ページ	保育課
14	②休日保育事業	日曜日などの休日に保育所等で保育を行う休日保育を実施する施設を支援します。	保育課
15	③一時預かり事業 (幼稚園型)	施設型給付を受ける幼稚園及び認定こども園が行う一時預かり事業並びに施設型給付を受けない幼稚園が夏季休業期間に行う預かり保育に要する費用の一部を補助します。 ◎量の見込みと確保方策…94 ページ	保育課
16	④一時預かり事業 (幼稚園型以外)	公立保育所において一時保育事業を実施するとともに、民間事業者が行う一時預かり事業を支援します。 3市連携による相互利用も継続します。 ◎量の見込みと確保方策…94 ページ	保育課
17	⑤地域子育て支援 拠点事業(子育て支援センター 事業)	市内で地域子育て支援拠点(子育て支援センター)事業を運営・運営支援するとともに、保育所等に対し、同事業の実施を働きかけます。 ◎量の見込みと確保方策…93 ページ	保育課
18	⑥病児・病後児保 育事業	民間事業者への委託により、病気や病気の回復期にある児童を対象とした保育を実施します。 ◎量の見込みと確保方策…95 ページ	保育課
19	⑦子育て短期支援 事業	民間事業者への委託により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を対象とした短期入所事業等を実施します。 ◎量の見込みと確保方策…90 ページ	保育課
20	⑧乳児等通園支援 事業(こども誰 でも通園制度)	幼稚園や保育所等において、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付(こども誰でも通園制度)の充実を図ります。 ◎量の見込みと確保方策…101 ページ	保育課

(3) 子育て支援力の強化

施策No.	施策名	事業内容	担当課
21	①地域における子 育て支援の推進	子育てをサポートする市民活動団体の活動を支援します。 子育てに関するボランティアを派遣する社会福祉協議会の活動を支援します。	みんなで課 社会福祉課
22	②PTAの活動の 支援	児童生徒の健全な成長を図ることを目的とした、PTAの活動を支援します。市PTA連絡協議会の事業費補助などにより、PTA相互の連携強化などを図るとともに、家庭及び地域の教育力の向上に努めます。	社会教育課
23	③子育て援助活動 支援事業(ファミ リ-サポート・セン ター運営事業)	子育て支援サービスを提供する会員と子育て支援サービスを依頼したい会員とを橋渡しすることによって、地域の子育て家庭の負担を軽減します。 また、3市連携による相互利用も継続します。 ◎量の見込みと確保方策…96 ページ	保育課

施策No.	施策名	事業内容	担当課
24	④高齢者との交流	高齢者福祉施設や高齢者サークルなどとの交流及び高齢者ボランティア活動を保育所等で積極的に受入れるなど、個人情報保護やこどもの安全を図りながら、世代間交流の場を設けます。	保育課
25	⑤児童センターにおける子育て支援事業の充実	児童センターにおいて、0歳児、1歳児、2歳児とその保護者をそれぞれ対象にした教室を開催し、親子のふれあいを大切にしながら、遊びなどを実施し、親子間の交流を促進します。 また、親子が地域で孤立することがないように、プログラムの充実などを図り、仲間づくりや地域交流を促進します。	子育て支援課
26	⑥子育てサロンの充実	地区社会福祉協議会が、市内5地区5か所で、読み聞かせやベビーマッサージなどのプログラム、遊びを通じて、こどもや母親などの交流を広げる場として開催している子育てサロンを支援します。 また、新たな開催場所の検討や担い手の確保に対する取組についても支援を行います。	社会福祉課
27	⑦公民館における子育て教室	遊びを通じてこどもの行動心理や接し方を学んでもらうため、未就学児を対象とした子育て教室を各公民館で実施します。 また、親子のふれあい、こども同士のふれあい、同じ年代のこどもを持つ保護者などの交流の場を提供します。 ○数値目標…103 ページ	社会教育課
28	⑧家庭教育の支援	小学校・中学校の児童生徒を持つ保護者などを対象に、就学時健康診断や入学説明会の際に、こどもの発達段階に応じた家庭教育に関する子育て学習講座を開催します。 また、家庭の教育力を高めるため、PTAを中心に地域住民が自発的に企画・運営する家庭教育学級の開催を支援します。 ○数値目標…103 ページ	社会教育課
29	⑨民生・児童委員活動の支援	相談内容に応じて必要な支援が受けられるよう関係機関へのつなぎ役としての役割を担っている民生委員・児童委員の活動を支援します。	社会福祉課
30	⑩学校支援活動事業	各学校に学校と地域ボランティアの連絡調整役となる地域コーディネーターを配置し、地域ボランティアによる学習支援、環境整備、交通安全見守り等を通して、地域が学校を支援する体制づくりを行います。 ○数値目標…103 ページ	社会教育課

基本方針2 こどもと親の心とからだの健康づくり

基本施策1 母子保健の充実

■現状と課題

これまで母子保健事業では、専門職による妊婦全局面接を支援の入り口に、乳児相談、幼児健診では集団・個別方式で事業を実施してきました。

また、新たに令和4年度からは、妊娠時から出産・子育てまで切れ目のない支援を実施するため、保健師や助産師が面談等で個別相談を行う伴走型支援と、妊娠届出時の面談後に申請することで妊婦1人につき5万円、乳児家庭全戸訪問での面談後に申請することで、こども1人につき5万円を支給する経済的支援を一体的に行う事業を開始しました。

今後も引き続きそれぞれの家庭の状況に応じた事業の活用や関係機関と連携した個別支援により、妊娠期から子育て期まで一貫した支援を行っていく必要があります。

■施策の方向性

乳幼児健診や各種教室・相談等の機会を通じて、妊娠・出産や食生活、生活習慣等に関する正しい知識の普及や意識啓発を行うとともに、妊娠期から幼児期にかけて切れ目のない包括的な支援を行うことができる体制・連携の充実を図ります。

■取組施策

(1) 妊娠・出産からの切れ目のない支援の充実

施策No.	施策名	事業内容	担当課
31	①妊娠期からの相談支援の充実 (妊婦等包括相談支援事業) 【重点施策】	母子健康手帳の交付時に専門職による全数面接を実施し、妊娠期から子育て家庭が抱える課題を把握するとともに、妊娠・出産から産後までの切れ目のない子育て支援の始点とします。 家庭環境や出産、子育てへの不安など、個々の状況に応じた支援計画の作成等を行い、各種母子保健事業、子育て支援事業との連携を図りながら妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済型相談支援を包括的に進めます。 ◎量の見込みと確保方策…100ページ ○数値目標…103ページ	健康増進課
32	②パパ・ママルームの充実	初妊婦とそのパートナーを対象に、周産期の健康づくりと子育てについて、体験実習を含む教室を行います。働く妊婦とパートナーが参加しやすいよう土日を中心に開催し、男女ともに産後の育児がイメージしやすい内容の工夫に努めます。 ○数値目標…103ページ	健康増進課
33	③産前・産後早期の支援体制の充実(産後ケア事業)	妊娠中から産後にかけて孤立や不安が高い等支援が必要な母子の心身の回復と安定を促進し、母親の育児不安の解消とセルフケア能力を育むことにより、母子とその家族が安心して子育てができるよう、産前及び産後早期の支援体制の充実に努めます。 ◎量の見込みと確保方策…102ページ	健康増進課

施策No.	施策名	事業内容	担当課
34	④乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）	主に生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭を、保健師や助産師が訪問し、母親の産後うつや子育ての不安を軽減するための相談に応じ、子育て支援に関する必要な情報提供を行い、より良い子育てのスタートができるよう支援します。 ◎量の見込みと確保方策…91 ページ	健康増進課
35	⑤乳幼児相談	3～4か月児相談、8か月児歯離乳食教室では、発達発育を確認するとともに、月齢に合わせた正しい知識を提供します。 また、問診票などから早期に保護者の子育ての不安や負担感を把握し、必要な場合には、グループ形式による相談支援につなげるなど、虐待予防や子育て支援に努めます。各問診票は個人ごとにファイル化し、切れ目のない継続的な支援に生かします。 ◎数値目標…103 ページ	健康増進課
36	⑥乳幼児家庭訪問	複雑な問題を抱える家庭やつらい子育てになっている家庭に対して、関係機関と連携して同行による訪問などを行い、早期の支援に努めます。 また、精神科医、心理士等のスーパーバイズによる関係職員の資質・支援技術の向上に努め、多角的に支援できるようにします。	健康増進課
37	⑦こころの健康づくり	乳児家庭全戸訪問による産後うつ状態の把握、健康診査などの問診票での保護者の心身の状態の把握など、心の健康にも注目しながら支援に努めます。 また、1歳6か月児、3歳6か月児健康診査時の心理相談や、小児科医及び臨床心理士による相談事業を実施し必要に応じて継続した支援を行います。	健康増進課
38	⑧ことばの相談事業	ことばの遅れやコミュニケーション・行動などの育ちに心配のある幼児並びにその保護者に対する個別相談を面談という形だけでなく電話相談でも受け付けるとともに、福祉サービス施設及び医療・教育機関との連携や、保育所等への派遣依頼での相談に言語聴覚士等が対応します。 また、複雑化する保護者の相談ニーズに対応できるよう、医療・福祉・教育部門など各関係機関との連携を深めるとともに、職員の専門性の向上に努めます。	健康増進課
39	⑨保健推進員活動の支援	地区社会福祉協議会で行う地域の子育てサロン、幼児健康診査や保育所等における食育活動など、保健推進員の活動を支援します。	健康増進課

(2) 健康診査・保健指導等の充実

施策No.	施策名	事業内容	担当課
40	①妊産婦や新生児への各種健康診査（妊婦一般健康診査等）	公費負担で妊婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査・多胎妊娠の妊婦健康診査助成・産婦健康診査を実施します。母子健康手帳交付時に各健康診査、検査の受診票の活用を促し、妊婦や産婦、新生児の健康管理の向上を図ります。 里帰り出産への対応として、県外の医療機関とも可能な場合は契約事務を行い、出産前後の経済的負担軽減に努めます。 ◎量の見込みと確保方策…97 ページ	健康増進課

施策No.	施策名	事業内容	担当課
41	②妊婦禁煙教育	<p>妊娠届出の面接時に妊婦及び同居家族の喫煙状況を把握し、喫煙者に対しては、喫煙や受動喫煙による悪影響に関する知識の普及に努め、禁煙・分煙を働きかけます。</p> <p>また、妊婦を対象とした教室で受動喫煙が妊産婦や乳幼児へ及ぼす悪影響について、妊婦とそのパートナーに対して啓発し、禁煙・分煙に向けた取組を推進します。</p>	健康増進課
42	③歯科健康教育・相談	<p>妊婦を対象とした教室で、妊娠中の口腔ケアの重要性について伝えるとともに、かかりつけ歯科医院での定期的な歯科健診や歯・口腔相談の利用を勧め、歯磨きの知識や技術の向上、口腔衛生の維持・改善と口腔疾患の早期発見・治療へつなげます。</p> <p>また、依頼に応じて保育所や幼稚園、子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）などに出向き、歯科健康教育・相談を実施します。</p>	健康増進課
43	④食生活に関する健康教育	<p>妊婦を対象とした教室で離乳食づくり体験を取り入れながら、妊娠中に必要な栄養の摂り方やバランスの取れた食生活の重要性を伝えます。乳児相談時には、離乳食見本の展示を行い、離乳食の進め方のポイントを説明します。</p> <p>また、幼児健康診査では健康的な食生活について啓発するため、年齢に応じた健康教育を実施します。</p>	健康増進課
44	⑤事故防止方法についての知識の普及	<p>乳児相談や幼児健康診査の場などを活用し、事故防止の方法について知識の普及を行い、乳幼児期における不慮の事故防止のための環境づくりを啓発します。</p> <p>○数値目標…103 ページ</p>	健康増進課
45	⑥乳幼児健康診査	<p>疾病の早期発見、身体及び精神の発育・発達確認などを目的に、乳児健康診査の委託事業を実施します。また、集団の幼児健康診査ではきめ細かな面接を実施し、発達に心配のあるこどもの把握、子育て不安の軽減、虐待の発見と予防、保護者の精神的支援を行い、こどもの健やかな発達と子育て支援に努めます。</p> <p>また、幼児健康診査未受診者の状況把握を行い、確認できない場合は速やかに関係機関へ情報提供を行います。</p> <p>○数値目標…103 ページ</p>	健康増進課
46	⑦幼児歯科健康診査	<p>1歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査において、歯科健康診査・歯科相談を実施します。2歳6か月児歯科健康診査では希望者にフッ素塗布、歯垢染め出しを行います。</p> <p>○数値目標…103 ページ</p>	健康増進課
47	⑧小児生活習慣病予防対策	<p>1歳6か月児、3歳6か月児健康診査で、肥満度15%以上と判定された幼児に対し、保護者への相談・支援を行います。肥満度30%以上の幼児に対しては精密検査依頼書を発行し医療受診を勧めます。</p> <p>また、肥満への対応について、健康診査・相談の機会に食事の改善に向けた方法などを保護者とともに考えます。</p>	健康増進課
48	⑨保育所等集団健康診断	<p>公立保育所での集団健康診断を継続して実施し、及び私立保育所等における健康診断の状況を確認することで、疾病の早期発見、集団生活における感染予防などに努めます。</p>	保育課

基本施策2 小児保健医療体制の充実

■現状と課題

こどもが必要な医療を適切に受けることができるよう、本市ではこれまでも、中学生年代までのこどもの医療費助成を実施してきました。令和5年度からはこどもを持つ子育て家庭の医療費負担のさらなる軽減を図るため、子ども医療費等助成制度の対象年齢を拡大し、高校生等の医療費等の一部助成を開始しました。

また、全国的な医師不足の中、多くの地域で安心して医療を受診できる小児医療体制の充実が課題となっており、こどもの状況を把握し、適切な初期診療を行い、必要に応じて専門的な医療機関につなぐことができる「かかりつけ医」が重要な役割を果たしていますが、転入等でかかりつけ医がない家庭もあり、健診時などに確認し近隣の医療機関の情報提供をしています。

かかりつけ医の普及に向け、各種相談事業等を通じて医療機関の適正受診と併せてその必要性を周知するとともに、幼児健康診査において精密検査になった場合は、受診方法や医療機関の紹介等を行っています。引き続き、県等の関係機関と連携しながら、安心して受診できる医療体制の維持・充実を図るとともに、様々な機会・媒体を通じて、かかりつけ医の普及を図っていく必要があります。

■施策の方向性

「千葉県保健医療計画」の推進にあたって、県等の関係機関と連携して取り組むとともに、様々な媒体により医療機関に関する情報をわかりやすく提供します。

また、市内医療機関等との連携・協力及び医療に係る経済的負担の軽減等により、安心して受診できる小児医療体制の充実を図るとともに、様々な機会を通じてかかりつけ医の重要性について啓発を行い、その普及を促進します。さらに、医療機関の適正受診についても周知していきます。

■取組施策

(1) 小児保健医療体制の充実

施策No.	施策名	事業内容	担当課
49	①小児医療体制の情報提供	母子保健事業を実施する中で機会を捉え、かかりつけ医を持つことの大切さを周知していきます。 また、医療機関のそれぞれの機能に応じた役割分担により、適切な医療を提供できるよう、千葉県保健医療計画に基づき、広域的な観点から医療体制についての情報提供に努めます。 さらに、安易な重複受診や診療時間外の受診は控えるなどの適正受診の周知啓発を図ります。	子育て支援課 健康増進課
50	②小児救急医療体制の充実	印旛医療圏の中で、印旛市郡小児初期急病診療所及び小児救急医療支援事業により、救急医療体制が整備されています。 引き続き、印旛市郡医師会などへ協力を要請し、小児救急医療体制の充実に努めます。	健康増進課

施策No.	施策名	事業内容	担当課
51	③予防接種	<p>出生時に予診票の入ったこども手帳を説明しながら配布し、適正な時期の接種開始を促します。</p> <p>また、乳児相談・幼児健康診査などにおいて予防接種の知識の普及と接種勧奨を行います。</p> <p>さらに就園・就学時などの節目の時期においては、接種の必要性を保護者に啓発し、接種率の向上を図ることにより、感染症の予防に努めます。</p>	健康増進課
52	④医師会、歯科医師会、関係機関の支援と協力	<p>各健康診査にて小児科医師、歯科医師と連携してこどもの健康に関する情報提供を行い、必要に応じて医療機関の受診を促しています。</p> <p>また、予防接種の情報共有を行い、法改正や事故防止を行います。</p>	健康増進課
53	⑤子ども医療対策事業 【重点施策】	<p>中学3年生までのこどもを対象に、入院、通院に係る医療費の助成を行い、こどもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>○数値目標…103 ページ</p>	子育て支援課
54	⑥高校生等医療対策事業 【重点施策】	<p>高校生相当の年齢のこどもを対象に、入院、通院に係る医療費の助成を行い、こどもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>○数値目標…103 ページ</p>	子育て支援課
55	⑦未熟児養育医療	<p>身体の発達が未熟なまま生まれ、入院養育を必要とする児童に対し、養育医療を給付します。</p>	子育て支援課



基本方針3 こども・若者の権利を守り、豊かな心を育む育成環境の整備

基本施策1 健全な心身の成長に向けた支援

■現状と課題

こどもが心身ともに健康に育つことができるよう、本市ではこれまで、放課後の居場所として、こどもルームや放課後子ども教室を実施してきたほか、児童センターや公民館などの公共施設において、こどもたちが様々な活動を行うことができるよう、各種イベントや講座を開催してきました。

しかしながら、こどもたちに実施した意見聴取によると、こどもたちは今まで以上に快適な居場所を求めており、また、そのこどもたちを支援する市民団体等にインタビューした結果、多くの団体が人員や資金不足に苦慮していることがわかりました。

こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こどもの支援に関わる幅広い機関と連携しながら、さらなるこどもの居場所づくりの推進に努めることが必要です。

■施策の方向性

放課後等において安全・安心に過ごすことができる場として、こどもルーム及び放課後子ども教室を実施します。

また、市民活動団体の活動の活性化を支援しつつ、多くの主体の連携・協力のもと、こどもたちの多様な体験・交流機会の充実を図るとともに、こどもの視点に立った多様な居場所づくりを推進します。

■取組施策

(1) 放課後児童対策の推進

施策No.	施策名	事業内容	担当課
56	①放課後児童健全育成事業（こどもルーム運営事業）	放課後等に保護者の監護を受けられない児童を受入れるため、遊びや生活の場としてのこどもルームを設置し、民間事業者への委託により運営します。 ◎量の見込みと確保方策…88 ページ	保育課
57	②放課後子ども教室	放課後におけるこどもたちの安全・安心な居場所を確保し、児童の健全育成を図るため、地域の人々の参画を得て、団体への委託により放課後子ども教室を実施します。 ○数値目標…103 ページ	社会教育課

(2) こどもの居場所・遊び場の充実

施策No.	施策名	事業内容	担当課
58	①児童センター事業	児童センターにおいて、子ども会や自治会など各関係団体との連携を強化し、子育てに関する各種講座、教室、イベントの充実を図ります。 また、施設の老朽化に対応するため、設備の計画的な改善を図ります。	子育て支援課
59	②プレーパーク事業	行政と市民が連携し、こどもの冒険心や好奇心を引き出す遊び場として、自然の中で思いきり遊べるプレーパーク事業を継続します。 また、多くの市民が利用しやすいよう出張プレーパークを開催し、遊びの場所の充実に努めます。	子育て支援課
60	③都市公園の充実 【重点施策】	児童に健全な遊び場を提供するため、地元区・自治会の協力を得て、都市公園の維持管理を行います。 必要に応じて公園施設の設置、改修を行います。特に、みんな一緒に楽しく利用することができるインクルーシブ遊具や複合遊具の設置を進めます。 ボール遊びのできる公園として、中央公園野球場及び千代田近隣公園多目的広場を開放します。 ○数値目標…103 ページ	都市計画課
61	④こどもの居場所づくりの支援 【重点施策】	こどもの健やかな成長や地域の人々との触れ合い、豊かな人間性や社会性を育むため、公民館・図書館の利用サービスの向上に努めるとともに、子ども食堂や放課後子ども教室などを運営する市民活動団体への支援や地区社会福祉協議会との情報共有を行い、地域の多様な人々とこどもの交流の場となるこどもの居場所づくりを推進します。 ○数値目標…103 ページ	みんなで課 子育て支援課 社会教育課

(3) こどもの多様な活動を応援する環境の推進

施策No.	施策名	事業内容	担当課
62	①子ども会活動の活性化	異なる年齢の子ども同士の協調性を育む事業の実施や子ども自身の手による事業の計画・実施を支援するなど、こどもの健全育成を目指す子ども会の活動を、子ども会育成連合会とともに支援します。	社会教育課
63	②芸術・文化活動の 機会の拡大	児童生徒を対象として、演劇や音楽などの優れた芸術文化に接する機会を提供するとともに、多様な活動手法を取り入れ、若年層を中心とした新規参加者の増加を図ります。 また、活動団体の自立した運営が可能となるよう、活動方法について助言を行います。	文化・スポーツ課
64	③公民館での体験活動の活性化	地域の公民館を活用し、児童を対象とする講座を開催することで、こどもたちが体験活動できる場等を提供します。 ○数値目標…103 ページ	社会教育課
65	④図書館サービスの充実	児童書の貸出しが増加しているため、必要な資料の提供が行えるよう、購入・整備を行います。 利用者のニーズを把握し、読書推進や学習機会の提供などの事業の充実を図ります。 児童書を介した市民同士の交流や文化創造を支援する場として、様々なイベントを実施します。	図書館

施策No.	施策名	事業内容	担当課
66	⑤国際交流事業	異文化理解や国際交流の重要性を学習する機会として、姉妹都市・リバモア市との交流事業を推進します。	みんなで課
67	⑥スポーツ・レクリエーション活動の充実	児童生徒対象の各種スポーツ教室などを積極的に開催するとともに、スポーツリーダーバンク制度を活用し、専門性の高いスポーツ教室を開催することで、児童生徒のスポーツ活動の充実を図ります。 また、こどもからおとなまで、だれもが親しめるニュースポーツやレクリエーション活動の場の提供、総合型地域スポーツクラブの育成及び活性化を支援し、スポーツ・レクリエーションを通じた世代間交流の場の創出を図ります。 ○数値目標…103 ページ	文化・スポーツ課
68	⑦ボランティア活動へのこどもの参加促進	こどものボランティア活動への積極的な参加を促進していくため、児童生徒を対象とした福祉教育授業・ボランティア体験講座などを開催している社会福祉協議会の活動を支援します。	社会福祉課
69	⑧こどもの未来を応援する取組の推進	こどもたちの夢や希望を育むため、関係機関や事業者などの未来応援サポート事業者と協力して、お仕事体験イベントを開催します。 ○数値目標…103 ページ	政策推進課
70	⑨親子体験型イベントの開催 【重点施策】	親子の絆を深めるとともに、市外からの交流人口の増加及び本市への愛着の醸成を図るため、こどももおとなも参加できる体験型イベントを開催します。 ○数値目標…103 ページ	政策推進課 産業振興課
71	⑩親子イベント情報の集約・発信	本市が行う親子イベント情報を集約して発信し、ふるさと四街道での思い出づくりをサポートします。	政策推進課
72	⑪「だれかのほしいにつなげよう」プロジェクト	家庭で眠っているおもちゃや本、衣類などを集め、子育て家庭での再使用を促すことで、地域での資源循環を図りつつ、子育て家庭への支援やリユース意識の向上を図ります。	廃棄物対策課
73	⑫不登校や引きこもりのこどもの体験活動の支援 【重点施策】	不登校児童生徒を中心としたこどもたちに学校や家庭以外の居場所を提供するために、NPO団体等と連携し、キャンプや自炊、工作や遊び等の体験活動への支援を行います。 ○数値目標…103 ページ	青少年育成センター
74	⑬コミュニティ・スクール推進事業 【重点施策】	地域とともにある学校づくりに向け、保護者や地域住民等が学校運営に参画することが可能となるコミュニティ・スクールを推進します。 ○数値目標…103 ページ	社会教育課
75	⑭環境教育・環境学習の推進	環境に関する講座や自然環境に触れ合えるイベント、学校における環境教育等を実施し、こどもからおとなまで、環境に対する理解や関心を深められる機会の充実を図ります。	環境政策課
76	⑮外国語教育推進事業 【重点施策】	児童生徒の外国の生活・文化への興味関心やコミュニケーション能力の基礎を育成するため、外国語指導助手を各小中学校に配置・派遣します。 また、市内中学校3年生を対象に、実用英語技能検定（英検）の検定料を年1回支援します。 ○数値目標…103 ページ	指導課

施策No.	施策名	事業内容	担当課
77	⑯ ICT活用支援事業	児童生徒及び教職員のICT活用能力の育成のため、各小中学校にICT支援員を派遣するとともに、ICT機器を活用した効果的な学習指導及び情報モラル教育を推進し、市内小中学校の取組を支援します。 ○数値目標…103 ページ	指導課
78	⑰キャリア教育推進事業	将来の夢や希望を抱き、社会の中で自分らしい生き方を見出すことができるよう、地域と連携した体験的な活動にも取り組みながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる力を育成する市内小中学校の取組を支援します。 ○数値目標…103 ページ	指導課
79	⑱消防オープンイノベーション事業	未来を担う子どもたちを対象に、消防・救急に関する教育機会の充実を図るため、出張型の消防イベントを定期的開催します。 ○数値目標…103 ページ	消防本部総務課

(4) 青少年の健全育成

施策No.	施策名	事業内容	担当課
80	①青少年健全育成活動の促進	青少年健全育成推進大会などの青少年問題行動の防止活動について広く市民に周知し、青少年の健全育成活動を啓発します。 街頭補導については、青少年が集う場所や時間帯を特定したうえで実施し、青少年を見守り、声掛けをする「愛の一声」運動を推進します。 青少年問題の複雑化、多様化に対応するため、関係機関との連携を一層強化しながら、青少年の非行や問題行動の未然防止を図るための啓発活動を推進します。 ○数値目標…103 ページ	青少年育成センター
81	②青少年相談体制の整備 【重点施策】	非行、問題行動、いじめ、不登校等の早期発見、早期対応を行うため、学校や家庭からの相談体制の充実を図ります。 また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用や関係機関との連携を図り、問題解決に向け積極的に対応します。 ○数値目標…104 ページ	青少年育成センター

(5) こどもの権利の確保

施策No.	施策名	事業内容	担当課
82	①こどもの権利の周知・啓発 【重点施策】	<p>四街道市みんなが笑顔のまち子ども条例やこどもの権利条約の内容を、こどもを含む市民に広く周知・啓発します。</p> <p>また、児童生徒がいじめ等の人権問題について考える機会を作ることによって、相手の気持ちを考え、思いやりの心を育てることの必要性と重要性について、理解を一層深めてもらうことを目的として、市内小中学校において、人権教室を開催します。</p> <p>○数値目標…104 ページ</p>	みんなで課 子育て支援課
83	②こどもの権利を守るための相談体制の充実	<p>家庭児童相談員やケースワーカーなどにより、こどもからの人権に関する相談に対応します。必要に応じて、こどもの権利を守るため、人権擁護委員や関係機関等と連携していきます。</p>	みんなで課 子育て支援課
84	③こどもの意見表明の環境づくり 【重点施策】	<p>こどもに関する施策を実施又は変更する際に、こどもの意見を反映する機会を設けるよう働きかけます。</p> <p>○数値目標…104 ページ</p>	子育て支援課
85	④こどものまちづくりへの参加促進 【重点施策】	<p>市政に対する理解と関心を高めるとともに、こどもの視点からの様々な意見を把握し、今後の市政運営の参考とするため、小・中学生とともに昼食をとりながら、市長が直接意見を聴ける場を設けます。</p> <p>公園の整備・再整備の計画を策定する際や公園遊具更新の際には、地元の区・自治会などに働きかけ、こどもの意見を取り入れる機会を設けます。</p> <p>社会参画意識を高める学習活動の一環として、中学校3年生が、これまで学んだことをもとに、自分が住みたいと思うまちづくりについて考え、その実現のために必要なことや、取り組みたいことを作文で表現します。こどもたちの自分たちが暮らす四街道市への関心がより高まるよう、優秀な作品については発表機会を設け、表彰を行います。</p> <p>○数値目標…104 ページ</p>	秘書課 総務課 都市計画課 指導課

基本施策2 若者と次代の親の育成に向けた支援

■現状と課題

本市ではこれまでも、次代の親となる思春期の子どもたちが適切な行動選択や意思決定が取れるよう、命の大切さや正しい性知識を学ぶための思春期保健を推進してきました。

また、子どもたちが成長に応じた食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、生涯にわたり健康で豊かな生活が送れるよう、地場産物や旬の食材、郷土料理を取り入れ、食に関する興味関心を高めるための食育に取り組んできました。

引き続き、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため健康教育や食育を推進していく必要があります。

■施策の方向性

学校教育において、心身の健康づくりや性、薬物等に対する正しい知識の習得、命を大切にし、相手を思いやる気持ちの醸成、食育の推進を図るとともに、次代の親の育成の視点から、家庭における望ましい生活習慣の習得や家庭が担う役割・機能等について学ぶ機会の充実を図ります。

また、関係団体等と連携しながら、四街道ふるさとまつりをはじめとする様々なイベント等を通じて、子どもや若者の地域への愛着・誇りの醸成を図るとともに、子育て世代に選ばれるまちづくりを推進します。

■取組施策

(1) 健康教育・思春期保健の充実

施策No.	施策名	事業内容	担当課
86	①健康な生活習慣の啓発	健康の意識向上を図るため、パパ・ママルームや乳児相談、幼児健康診査などにおいて、保護者などの子育て世代に対して、健康に関する知識や望ましい生活習慣について普及啓発を行います。	健康増進課
87	②健康教育の充実	児童生徒の健康の保持・増進を図るため、健康診断・検査を実施します。 また、健康教育推進の取組の中心となる養護教諭の資質を養い、児童生徒への関わり方等について理解を深めるため、養護教諭研修会を開催します。 ○数値目標…104 ページ	学務課 指導課
88	③思春期保健の推進	生命尊重の心を育み、お互いを思いやる気持ちを育てることや、性感染症予防・望まない妊娠の予防等の正しい性知識の普及と性行動における自己決定能力の向上を目的に、思春期保健事業を実施します。	健康増進課

施策No.	施策名	事業内容	担当課
89	④食育の推進	<p>こどもたちの成長に応じた、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、各分野の栄養士などの連携に努め、栄養士間の情報共有及び資質向上に努めます。</p> <p>また、栽培・収穫体験や保育所給食、学校給食などに導入されている「地産地消」の取組を通して、食への理解を深めます。</p> <p>食物アレルギーに関しては、その事故を未然に防ぐため、研修などへの積極的な参加を促します。</p> <p>○数値目標…103 ページ</p>	産業振興課 保育課 健康増進課 指導課

(2) 次代を担う若者の育成とふるさとへの愛着の醸成

施策No.	施策名	事業内容	担当課
90	①学校教育における「次世代の親」の育成	<p>道徳科、家庭科の学習を中心に、学校の教育活動全体を通して、家庭・家族の基本的な機能や家族の役割等についての理解を深め、豊かな心の育成を図ります。</p>	指導課
91	②四街道ふるさとまつり	<p>ふるさと意識の醸成を進めるため、老若男女が一堂に集い、市民同士がふれあう郷土のまつりである四街道ふるさとまつりを開催します。</p> <p>○数値目標…104 ページ</p>	みんなで課
92	③四街道市への関心や愛着を醸成する取組の推進	<p>本市の特産品等を詰め合わせたふるさとの味を県外でがんばる学生に届けることで、転出超過となっている若い世代のふるさと四街道への愛着を育みます。</p> <p>○数値目標…104 ページ</p>	政策推進課
93	④若者の結婚支援	<p>結婚を希望する若い世代の結婚活動を支援するため、デジタル技術を活用した仮想空間において、出会いの場を創出します。</p> <p>また、若者の結婚に伴う経済的な支援を行うため、結婚を機に市内で新生活をはじめた新婚夫婦に補助金を支給します。</p> <p>○数値目標…104 ページ</p>	政策推進課
94	⑤二十歳のつどい事業	<p>地域づくりの主体を担う将来の人材を育むきっかけのひとつとして、二十歳になった機会に恩師・仲間と再び一同に会し、青少年期を過ごした地域への愛着を肌で再認識する「二十歳のつどい」式典の企画・運営を、当事者の若者自らが積極的・主体的に活動する支援を行います。</p> <p>○数値目標…104 ページ</p>	社会教育課
95	⑥文化財保護管理事業	<p>四街道の歴史を後世に伝えるため、市内の文化財を巡るイベントの開催や、小学校等の地域学習の受入れを行います。</p>	文化・スポーツ課

基本方針4 すべての子どもと子育て家庭を支える取組の充実

基本施策1 仕事と家庭の両立支援

■現状と課題

母親の就労意向の高まり等に伴い共働き世帯が増加する中で、働き方改革をより一層推進し、職場全体の長時間労働の是正や働き方を選択できる就労環境づくりが求められています。ニーズ調査の結果をみると、約8割の父親が育児休業を取得していません。また、フルタイムで就労する母親は約3割おり、前回調査時の5年前と比較しても増加している状況です。

関係機関等と連携しながら、子育て家庭が望むワークライフバランスが実現するよう子育て家庭における働き方や仕事と育児の両立に対する理解を深めていくための取組を推進していく必要があります。

■施策の方向性

関係機関と連携し、市内企業・事業所に対し、育児・介護休業制度に対する周知及び積極的な取得促進に向けた啓発を図るとともに、多様な働き方ができる就労環境づくりや起業支援を推進します。

また、様々な機会を通じて、家庭における男女共同参画意識の醸成や共働き・子育てを応援する取組の推進を行います。

■取組施策

(1) 多様な働き方ができる就労環境の整備

施策No.	施策名	事業内容	担当課
96	①育児・介護休業制度等の普及促進	市商工会と連携し、リーフレットやパンフレットを配布・掲示することや、市ホームページを活用し、育児・介護休業制度などの周知に努めます。	産業振興課
97	②就労支援	連携できる団体等と情報共有などを行い、女性の就職に関する支援を行います。 また、空き店舗活用補助制度を活用し、女性の起業に対して助言・支援を行います。	産業振興課
98	③企業立地促進事業 【重点施策】	地元雇用に配慮した企業の立地促進を図るため、地元企業の事業拡大等への支援を行うとともに、新たに市内に進出する企業等に対する補助制度を運用し、雇用を創出します。 ○数値目標…104 ページ	産業振興課

(2) 共働き・子育ての推進

施策No.	施策名	事業内容	担当課
99	①共働き・子育ての推進	男女共同参画推進計画に基づき、市民が企画・実行する男女共同参画講座等の開催や広報活動について、継続して事業が実施できるよう支援を行い、また、男女共同参画をテーマにした講座を開催することで、市民の男女共同参画に対する意識づくりや共働き・子育てを応援する取組を推進します。 ○数値目標…104 ページ	みんなで課

基本施策2 配慮が必要な子ども・子育て家庭への切れ目のない支援

■現状と課題

すべての子どもの健やかな成長を支援していくためには、様々な困りごとを抱える子どもや家庭の状況に寄り添い、包括的で切れ目のない支援を行うことが重要です。そのため、本市では母子保健の機能を有する子育て世代包括支援センターと、児童福祉の機能を有する子ども家庭総合支援拠点をはじめとする様々な機関が連携し、子育てに悩みを抱える家庭の支援をしてきました。

しかしながら、本市に寄せられる子どもや家庭をめぐる相談内容は複雑・多様化しており、全国的に子どもの虐待等の事案が絶えない中、子どもの権利を尊重し、子どもを守るためのさらなる支援体制の強化を図る必要があります。

■施策の方向性

障がいのある子どもやヤングケアラー、ひとり親家庭や経済的に困窮している家庭、外国人家庭など、配慮が必要な子ども・子育て家庭に対するきめ細かな相談支援の充実を図るとともに、多様化、複合化する課題に包括的に対応できるよう、多職種による連携を強化し、必要な支援につなげることができる体制づくりを推進します。

また、これまで行われてきた母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から各家庭に応じた切れ目のない支援など、さらなる相談支援体制の強化を図ります。

■取組施策

(1) ひとり親家庭への支援

施策No.	施策名	事業内容	担当課
100	①母子・父子等自立支援 【重点施策】	ひとり親家庭や寡婦・寡夫に対し、生活一般の相談に応じ、経済・教育など様々な問題の解決への手助けや就労に関する情報提供、自立に必要な指導を充実します。 また、ひとり親家庭の父母等が就職に結びつく資格を取得するための養成機関に修業する場合に給付金を支給し、経済的自立に向けた活動を支援します。 ○数値目標…104 ページ	子育て支援課
101	②ひとり親家庭児童入学等祝金	ひとり親家庭等の子どもが、小学校・中学校に入学、中学校を卒業した場合に祝金を支給します。	子育て支援課
102	③ひとり親家庭に対する医療費助成 【重点施策】	ひとり親家庭等における18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障がいがある場合は20歳に達するまで）及びその保護者を対象に医療費を助成し、経済的負担の軽減を図ります。 ○数値目標…104 ページ	子育て支援課
103	④ひとり親家庭に対する学習支援	ひとり親家庭等の子どもに対して、無料の学習支援を実施します。 ○数値目標…104 ページ	子育て支援課

(2) 障がいのある子どもへの支援

施策No.	施策名	事業内容	担当課
104	①相談支援体制の充実	市内相談支援事業所との連絡協議会を開催し、情報の共有や制度の勉強会、相談支援に対する研修会を行うことで、相談支援事業の充実を図ります。 乳児相談・幼児健康診査等で把握した発育・発達上の心配のある子どもとその保護者に対する相談支援体制を充実し、親子に寄り添いながら関係機関と連携し、適宜療育につながるよう努めます。また、必要時、就学に向けての切れ目のない支援について、関係部署との連携を図ります。	障がい者支援課 健康増進課
105	②児童発達支援	発達に支援を必要とする未就学の子どもに対し個々の特性に応じた総合的な支援を提供します。 児童デイサービスセンターくれよんでは、専門職により子どもの発達状況を把握し、個々の発達状況に応じた支援プログラムを行います。 また、家族等に対し、継続的な相談支援を行います。 ○数値目標…104 ページ	障がい者支援課
106	③障がいのある子どもへの施設等利用支援	障がいのある子どもの受入れ体制の整備を支援するため、特別支援を要する児童を受入れている幼稚園、認定子ども園及び保育所の運営事業者に対して、補助金を交付します。 また、こどもルームにおいて障がいのある子どもの受入れ体制を整備します。	保育課
107	④行動援護・移動支援事業等の充実	行動援護、同行援護、移動支援など、障がいのある子どもの地域における社会参加、余暇活動のための外出を支援します。 また、利用者のニーズを把握し、事業の充実を図ります。	障がい者支援課
108	⑤日中一時支援事業の充実	障がいのある子どもに、日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための生活訓練などを行います。 また、利用者のニーズを把握し、事業の充実を図ります。	障がい者支援課
109	⑥保育所等訪問支援	保育所等を利用中又は今後利用予定である発達に支援を必要とする子どもに対し、訪問により保育所等における集団生活において、障がいの有無に関わらずすべての子どもが育つインクルージョンの取組を推進します。	障がい者支援課
110	⑦放課後等デイサービス	学校就学中の発達に支援を必要とする子どもに対し、放課後や夏季等における長期休業期間において、個々の特性に応じた総合的な支援を継続的に提供します。 ○数値目標…104 ページ	障がい者支援課
111	⑧居宅介護（ホームヘルプサービス）の充実	障がいがあるために日常生活を営むことが困難な子どもに対し、在宅のまま入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 また、利用者のニーズを把握し、事業の充実を図ります。	障がい者支援課

施策No.	施策名	事業内容	担当課
112	⑨短期入所（ショートステイ）の充実	介護する人が病気などにより自宅で介護ができない場合に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事などの介護などを行います。 また、利用者の様々な利用形態に対応できるようにサービスの充実を図ります。	障がい者支援課
113	⑩特別支援教育就学奨励費援助	小学校・中学校の特別支援学級などに在籍し、一定の障がいや疾病がある児童生徒の保護者に対し、所得に応じて学用品費、給食費などの一部を援助します。 特別支援教育への社会的な関心の高まりと、特別な支援を必要とする児童生徒への教育に対応するため、制度について積極的な周知を図ります。	学務課
114	⑪重度心身障害者（児）医療費助成	心身に重度の障がいがある者（児）を対象に、医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。	障がい者支援課
115	⑫自立支援医療（育成医療）	身体に障がいがある児童が、その障がいの回復又は軽減が期待される治療（手術等）を行う場合に、その治療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。	障がい者支援課
116	⑬医療的ケア児等への支援	医療的ケアが必要なこども等の支援体制の強化を図るため、関係機関による連携、協議の場を開催します。	障がい者支援課
117	⑭就学相談の充実	児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた、きめ細かな就学相談及び教育支援を進めます。 保護者からの依頼により、随時、就学相談を行い、教育支援委員会の審議結果をもとに保護者との相談を進め、適切な就学先の決定を行います。	指導課
118	⑮医療的ケア児への保育施設等入所支援	医療的ケアが必要なこどもが、保育所等やこどもルームの利用を希望する場合に、関係機関と連携し入所の支援を図るとともに、受入れを行う施設等に対して補助金その他の方法による財政的支援を行います。	保育課
119	⑯特別支援教育の充実	各学校が特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うことができるよう、巡回相談員による発達相談を実施するとともに、教職員対象の研修会を実施します。 医療的ケアを必要とする児童生徒の支援の充実のため、看護師を配置します。	指導課

(3) 児童虐待防止対策・支援が必要な家庭への支援

施策No.	施策名	事業内容	担当課
120	①児童虐待防止の 広報及び啓発	体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力がこどもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が広まるよう、普及啓発活動を行います。 児童虐待防止のため、窓口や訪問事業、乳幼児健診で虐待防止を面談、リーフレットの利用などで周知していきます。	子育て支援課 健康増進課
121	②養育支援訪問事業	養育に係る支援が特に必要であると認められる家庭に対し、その養育が適切に行われるよう、居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他の必要な支援を行います。 児童虐待防止の観点から、ネグレクトなど虐待につながる要因があり継続支援が必要な家庭に対し、保健師が訪問して支援を行います。 ◎量の見込みと確保方策…92 ページ	子育て支援課 健康増進課
122	③こどもを守る地域ネットワーク機能の強化	児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会を開催し、関係機関との連携や相談体制などの機能充実により複合的な対応を図ります。 職員や相談員の体制を強化し、虐待の早期発見や防止対策、相談支援体制を充実していきます。	子育て支援課
123	④助産施設入所措置	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産施設入所支援を行います。	子育て支援課
124	⑤こども家庭センター 【重点施策】	子育て家庭を包括的に支援するため、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを一体化した、こども家庭センターを設置し、児童福祉と母子保健の一元的な支援体制を構築します。 ◎量の見込みと確保方策…86 ページ ○数値目標…104 ページ	子育て支援課 健康増進課
125	⑥子育て世帯訪問支援事業 【重点施策】	家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた家庭や、ヤングケアラー、支援の必要性の高い妊産婦宅等を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・育児に関する援助を行います。 ◎量の見込みと確保方策…98 ページ	子育て支援課
126	⑦親子関係形成支援事業（ペアレント・トレーニング）	子育て家庭を包括的に支援するため、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とするペアレント・トレーニングを開催するとともに、相談支援の充実を図ります。 ◎量の見込みと確保方策…99 ページ	子育て支援課

(4) こどもの貧困の解消に向けた支援の推進

施策No.	施策名	事業内容	担当課
127	①こどもの貧困の解消に向けた支援の推進	子どもの貧困対策庁内連絡会議を開催し、関係課が実施するこどもの貧困の解消に向けた施策の検討・調整を行います。 また、地域で活動する団体などとも連携を図りながら、こどものサポート体制を構築します。	子育て支援課
128	②自立に向けた支援体制の強化	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、くらしサポートセンター「みらい」と協力・連携し毎月1回、庁内の関係部署、関係機関などが参画して、合議体形式による生活困窮者自立支援調整会議を開催します。	社会福祉課
129	③就学援助制度	経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者に学用品費等・給食費の援助を行います。	学務課
130	④子どもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯のこどもに対し、学習の援助を行うとともに、生活習慣や進路選択等に必要な情報提供・助言を行います。 ○数値目標…104ページ	社会福祉課
131	⑤大学等受験料の支援	ひとり親家庭等及び低所得世帯のこどもが大学等を受験する際の入学試験と模擬試験の受験料を助成します。 ○数値目標…104ページ	子育て支援課

※こどもの貧困の背景には様々な社会的要因があり、その解消のためには、上記の①～⑤の施策のほか、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援の面から複合的に対策を推進していく必要があります。該当する施策については、47ページの『すべてのライフステージに共通する重要事項』の「こどもの貧困対策」に示しています。

(5) 外国にルーツをもつこども・家庭への支援

施策No.	施策名	事業内容	担当課
132	①窓口等における言語に配慮した案内	窓口や公立保育所等において利用者の言語に配慮した案内を行う等の、それぞれの事情に応じた丁寧な支援を推進します。	子育て支援課 保育課 健康増進課
133	②日本語指導が必要な児童生徒に対する言語・文化的相違への対応及び包括的支援	市内小中学校における日本語指導が必要な児童生徒について、言語・文化等の相違に対応するため、関係機関等と連携を図り、協働しながら、児童生徒・保護者への包括的な支援体制を構築します。	学務課

基本方針5 こどもを中心としたまちづくりの推進

基本施策1 こども・子育てに配慮した生活環境の充実

■現状と課題

こどもを犯罪や交通事故などから守り、安心して外出したり生活したりすることのできる環境は非常に重要です。中高生を対象に実施したワークショップでは、通学路において車両の交通量が多く、事故の危険が高い場所が存在するため、歩行者の安全対策を強化してほしい旨の意見がありました。

これまでも関係機関と連携しながら交通安全施設の整備、防犯・防災・安全に関する学習の機会づくり、防犯パトロール活動等、様々な施策を展開してきましたが、引き続き、こどもの視点、子育て支援の視点を大切にしながら、こどもが安全に生活することのできる環境づくりが必要です。

■施策の方向性

こどもやこども連れの家庭が安全・安心に外出できる環境づくりに向けて、道路環境のバリアフリー化や公共交通の充実、交通安全・防犯施設等の計画的な整備をハード・ソフトの両面から推進します。

また、関係機関・団体との連携・協力のもと、こどもの視点も踏まえながら、交通安全・防犯活動の活性化や安全意識の醸成、防災対策の推進を図ります。

■取組施策

(1) 子育てにやさしい環境の整備

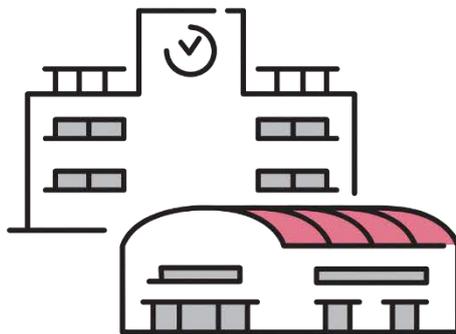
施策No.	施策名	事業内容	担当課
134	①安心して利用できる歩道の整備	ベビーカーや小さなこどもを連れた保護者が安心して道路を利用できるよう、歩道部段差解消などのバリアフリー工事や幅員の広い歩道の整備を実施します。	土木課 市街地整備課
135	②市内バス路線サービスの確保	バス路線の確保・維持に向け、事業者に働きかけを行うとともに、多くの人にバスを利用していただくために、市内バス路線の周知・啓発を行います。 ○数値目標…104 ページ	くらし安全交通課
136	③利用しやすい公共施設の整備	こどもや小さなこどもを連れた保護者が利用しやすい公共施設の整備を推進します。 ○数値目標…104 ページ	管財課 社会福祉課 社会教育課 文化・スポーツ課 図書館
137	④外出しやすい環境の整備	授乳やおむつ替えができる公共施設や民間施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、情報提供を行います。また、移動式赤ちゃん休憩室を市主催イベントで活用するほか、外部団体にも貸出しを行い、乳幼児連れの親子が、授乳やおむつ替えの心配をせず、安心して外出できる環境を整えます。 ○数値目標…104 ページ	子育て支援課

施策No.	施策名	事業内容	担当課
138	⑤三世代同居・近居への支援	子育て環境の向上及び高齢者が安心して暮らせるよう、三世代（親・子・孫）で同居・近居をする人に住宅取得等の費用に対して補助金を交付します。	建築課
139	⑥子育て関連施設 の環境改善	利用者の快適性・利便性の向上を図るため、子育て関連施設の効果的な環境改善について調査研究を行います。 また、調査研究の結果、必要な改善が認められる場合は、別に実施計画を策定の上、当該改善を行います。	障がい者支援課 子育て支援課 保育課

(2) 身近な安全の強化

施策No.	施策名	事業内容	担当課
140	①交通安全教室・交通安全運動の推進	幼児から高齢者までの幅広い層を対象に交通安全教室を開催し、正しい交通安全知識の習得を推進します。 また、市民の交通安全意識の向上のため、警察署や地域と連携し、交通安全運動を中心とした各種啓発運動を推進します。 ○数値目標…104 ページ	くらし安全交通課
141	②シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の啓発	「すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用」をめざし、警察署、関係機関・団体などと協力・連携し、普及啓発活動を展開します。	くらし安全交通課
142	③交通安全施設の整備 【重点施策】	学校・地域からの要望に基づき、信号機、横断歩道等の交通安全施設について、警察署を通じて県公安委員会へ設置要望を行い、警察署・県公安委員会等と協議しながら、整備・充実を図るとともに、地域における交通安全活動の推進を行う団体への補助を行います。 また、道路の円滑な交通確保と交通事故の防止に向け、交通安全施設の新規設置、維持修繕を行う工事を実施します。 ○数値目標…104 ページ	くらし安全交通課 土木課
143	④消費者教育の推進	子どもたちが将来、賢い消費者となるために、子ども向けの消費者教室を開催するなど、より多くの児童の参加を促進します。	くらし安全交通課
144	⑤「こども 110 番の家」の充実	「こども 110 番の家」活動の周知・普及を図るとともに、各学校 P T A 等や事業所などの主体的活動を促進し、各小学校・中学校の協力体制の充実を図ります。 地域のこどもは地域で守るという意識の醸成と、こどもへの犯罪の抑止効果を図るため、子ども会や婦人会中学校区連絡協議会等と連携し「こども 110 番の家」プレートの設置の拡大に努めます。 ○数値目標…104 ページ	青少年育成センター
145	⑥防犯対策の推進 【重点施策】	市防犯協会及び区・自治会により、青色回転灯装備車による防犯パトロールを継続して実施するとともに、市域全体に活動が広まるよう普及啓発に努めます。 また、地域団体が行う地域防犯活動への支援を行うほか、市内に設置している防犯カメラの効果的な運用に努めます。 ○数値目標…104 ページ	くらし安全交通課

施策No.	施策名	事業内容	担当課
146	⑦こどもの防犯・防災・安全意識の向上	子どもたちが日頃から安全に対する意識を高く持ち、緊急時には主体的に判断し、より適切な行動ができるよう、安全教育を実施します。	指導課
147	⑧不審者情報の提供	本市メール配信サービス「よめーる」による不審者情報のメール配信を行い、注意喚起を呼び掛けます。 また、通学路危険箇所（不審者出没箇所）の調査を実施し、教育関係機関、地域、家庭と危険箇所の情報共有に努めます。	青少年育成センター
148	⑨通学路の安全点検	各学校から報告された通学路上の危険箇所を集約し、必要に応じて学校・地域・関係機関と合同で現地確認を行い、具体的な対策の協議や必要な改善要望を行います。	学務課



第5章 計画の推進

1 教育・保育提供区域について

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村が地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域です。市町村は、その区域ごとに教育・保育サービスや地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出し、それに対する提供体制の確保内容と実施時期を子ども・子育て支援事業計画において定めるものとされています。

本市では、市全域を教育・保育提供区域として捉え、「市全域を1区域」とし、市域全体の需要量（量の見込み）を推計し、これに対する供給量とその方法（確保方策）を定めます。

2 計画期間における児童数の推計

量の見込みの算出の基となる児童数の推計は、令和2年度から令和6年度の各年度4月1日の住民基本台帳人口を基に、性別・1歳階級別コーホート変化率法により推計しています。計画期間における推計結果は、次のとおりです。

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
0歳	663人	661人	660人	659人	662人	664人
1歳	709人	707人	705人	704人	703人	706人
2歳	676人	730人	728人	726人	725人	724人
3歳	778人	692人	747人	745人	743人	742人
4歳	841人	788人	700人	755人	753人	751人
5歳	868人	858人	804人	714人	770人	768人
6歳	857人	879人	869人	815人	724人	781人
7歳	860人	869人	891人	881人	827人	735人
8歳	882人	864人	873人	895人	885人	831人
9歳	940人	887人	869人	878人	900人	890人
10歳	922人	950人	897人	879人	888人	910人
11歳	926人	929人	957人	904人	886人	895人
12歳	897人	934人	937人	965人	912人	894人
13歳	932人	902人	939人	942人	970人	917人
14歳	913人	940人	910人	947人	950人	978人
15歳	922人	924人	951人	921人	958人	961人
16歳	910人	929人	931人	958人	928人	965人
17歳	948人	917人	936人	938人	965人	935人
合計	15,444人	15,360人	15,304人	15,226人	15,149人	15,047人

3 算定にあたっての基本的な考え方

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver. 2）」に従って、児童数の推計とニーズ調査結果を基に算定しました。なお、一部の事業においては、国から示された方法に基づく補正や、本市の実情に合わせた補正を行いました。

また、本計画の計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間ですが、「教育・保育事業」及び「放課後児童健全育成事業（こどもルーム運営事業）」については、令和11年度の整備量を明確にするため、令和12年度まで算出しています。



4 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

<認定区分について>

子ども・子育て支援新制度では、利用者の世帯状況やニーズに応じて、教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定の区分が決まります。

〔教育・保育給付認定〕

認定区分	対象	利用先
1号認定	・教育標準時間認定 こどもが満3歳以上で、教育を希望する場合	施設型給付を受ける幼稚園 認定こども園
2号認定	・満3歳以上・保育認定 こどもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」(※)に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園 (地域型保育事業所)
3号認定	・満3歳未満・保育認定 こどもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」(※)に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園 地域型保育事業所

〔施設等利用給付認定〕

認定区分	対象	利用先
1号認定	・こどもが満3歳以上で、教育を希望する場合	施設型給付を受けない幼稚園 国立大学附属幼稚園 特別支援学校幼稚部
2号認定	・3歳児以上(満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過してから) 「保育の必要な事由」(※)に該当する上記のこども	施設型給付を受けない幼稚園 幼稚園及び認定こども園の預かり保育 認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業
3号認定	・3歳児未満(満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 「保育の必要な事由」(※)に該当する上記のこどものうち、住民税非課税世帯に該当する場合	施設型給付を受けない幼稚園 幼稚園及び認定こども園の預かり保育 認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業

※「保育の必要な事由」

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての労働を含む) | <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれがあること |
| <input type="checkbox"/> 求職活動(起業準備を含む) | <input type="checkbox"/> 保護者の疾病、障がい |
| <input type="checkbox"/> 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む) | <input type="checkbox"/> 他のこどもの育児休業中であること |
| <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 | <input type="checkbox"/> 同居親族の介護・看護 |
| | <input type="checkbox"/> その他、上記に類する状態にあること |

(1) 教育（認定こども園・幼稚園）【3～5歳】

◎施策No.1

《現状》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
定員数	2,196人	2,196人	2,166人	2,076人	1,820人
在園児数（市内園）	1,460人	1,408人	1,316人	1,236人	1,147人
在園児数（市外園）	191人	176人	140人	155人	154人
在園児計	1,651人	1,584人	1,456人	1,391人	1,301人

※各年度 5/1 現在

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

【1号認定】

直近4年間の在園児数に基づく増減率をニーズ調査等の数値に乗じて算出しています。

【2号認定（幼児期の学校教育の利用希望）】

直近4年間の在園児数に基づく増減率をニーズ調査等の数値に乗じて算出しています。

《確保方策の考え方》

既存施設の維持及び活用により、量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
量の見込み（a）	1,228人	1,154人	1,111人	1,093人	1,118人	1,116人
1号認定	907人	852人	821人	807人	826人	824人
2号認定（幼児期の学校教育の利用希望）	321人	302人	290人	286人	292人	292人
確保の内容（b）	1,715人	1,715人	1,715人	1,715人	1,715人	1,715人
1号認定	1,715人	1,715人	1,715人	1,715人	1,715人	1,715人
特定教育・保育施設	715人	715人	715人	715人	715人	715人
上記以外の幼稚園	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人
2号認定 幼稚園及び預かり保育	一時預かり事業（幼稚園型）等にて確保					
過不足（b-a）	487人	561人	604人	622人	597人	599人

(2) 保育（認定こども園・保育所）【3～5歳】

◎施策No.1

《現状》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
定員数	799人	904人	966人	1,086人	1,182人
特定教育・保育施設	790人	895人	957人	1,077人	1,173人
企業主導型保育施設(地域枠分)	9人	9人	9人	9人	9人
在園児数（市内園）	768人	821人	891人	1,032人	1,100人
在園児数（市外園）	32人	43人	51人	47人	51人
在園児計	800人	864人	942人	1,079人	1,151人

※各年度4/1現在

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

【2号認定（保育所）】

ニーズ調査等の数値を踏まえつつ、推計児童数に直近5年間の入所申込者数に基づく倍率を乗じて算出しています。

《確保方策の考え方》

既存施設の維持及び活用により、量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
量の見込み（a）	1,297人	1,291人	1,252人	1,231人	1,260人	1,257人
確保の内容（b）	1,243人	1,243人	1,243人	1,243人	1,243人	1,243人
特定教育・保育施設	1,235人	1,235人	1,235人	1,235人	1,235人	1,235人
企業主導型保育施設(地域枠分)	8人	8人	8人	8人	8人	8人
過不足（b－a）	△54人	△48人	△9人	12人	△17人	△14人

※確保の内容に不足が生じていますが、量の見込みの算定に用いた入所申込者数の内数として管外施設への入所申込者が含まれており、また、特定教育・保育施設において定員の弾力的運用が可能であることから、実質的な不足は生じないものと見込まれます。

(3) 保育（認定こども園・保育所）【0歳】

◎施策No.1

《現状》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
定員数	128人	137人	136人	142人	150人
特定教育・保育施設	103人	112人	109人	115人	115人
特定地域型保育事業	21人	21人	21人	21人	29人
企業主導型保育施設(地域枠分)	4人	4人	6人	6人	6人
在園児数（市内園）	90人	102人	87人	97人	82人
在園児数（市外園）	4人	2人	2人	2人	6人
在園児計	94人	104人	89人	99人	88人

※各年度4/1現在

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

【3号認定（0歳）】

ニーズ調査等の数値を踏まえつつ、推計児童数に直近5年間の入所申込者数に基づく倍率を乗じて算出しています。

《確保方策の考え方》

既存施設の維持及び活用により、量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
量の見込み（a）	130人	129人	129人	128人	129人	129人
確保の内容（b）	152人	152人	152人	152人	152人	152人
特定教育・保育施設	124人	124人	124人	124人	124人	124人
特定地域型保育事業	21人	21人	21人	21人	21人	21人
企業主導型保育施設(地域枠分)	7人	7人	7人	7人	7人	7人
過不足（b－a）	22人	23人	23人	24人	23人	23人

(4) 保育（認定こども園・保育所）【1歳】

◎施策No.1

《現状》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
定員数	224人	275人	317人	333人	348人
特定教育・保育施設	191人	224人	238人	254人	254人
特定地域型保育事業	26人	44人	71人	71人	86人
企業主導型保育施設(地域枠分)	7人	7人	8人	8人	8人
在園児数（市内園）	224人	279人	306人	325人	302人
在園児数（市外園）	11人	13人	10人	9人	12人
在園児計	235人	292人	316人	334人	314人

※各年度 4/1 現在

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

【3号認定（1歳）】

ニーズ調査等の数値を踏まえつつ、推計児童数に直近5年間の入所申込者数に基づく倍率を乗じて算出しています。

《確保方策の考え方》

既存施設の維持及び活用により、量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
量の見込み（a）	365人	393人	392人	392人	391人	393人
確保の内容（b）	354人	354人	354人	354人	354人	354人
特定教育・保育施設	272人	272人	272人	272人	272人	272人
特定地域型保育事業	71人	71人	71人	71人	71人	71人
企業主導型保育施設(地域枠分)	11人	11人	11人	11人	11人	11人
過不足（b - a）	△11人	△39人	△38人	△38人	△37人	△39人

※確保の内容に不足が生じていますが、量の見込みの算定に用いた入所申込者数の内数として管外施設への入所申込者が含まれており、また、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業において定員の弾力的運用が可能であることから、実質的な不足は生じないものと見込まれます。

(5) 保育（認定こども園・保育所）【2歳】

◎施策No.1

《現状》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
定員数	251人	304人	359人	384人	401人
特定教育・保育施設	217人	250人	273人	298人	300人
特定地域型保育事業	28人	48人	78人	78人	93人
企業主導型保育施設(地域枠分)	6人	6人	8人	8人	8人
在園児数（市内園）	264人	318人	345人	383人	391人
在園児数（市外園）	12人	16人	13人	13人	15人
在園児計	276人	334人	358人	396人	406人

※各年度4/1現在

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

【3号認定（2歳）】

ニーズ調査等の数値を踏まえつつ、推計児童数に直近5年間の入所申込者数に基づく倍率を乗じて算出しています。

《確保方策の考え方》

既存施設の維持及び活用により、量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
量の見込み（a）	427人	406人	405人	404人	403人	403人
確保の内容（b）	407人	407人	407人	407人	407人	407人
特定教育・保育施設	319人	319人	319人	319人	319人	319人
特定地域型保育事業	78人	78人	78人	78人	78人	78人
企業主導型保育施設(地域枠分)	10人	10人	10人	10人	10人	10人
過不足（b－a）	△20人	1人	2人	3人	4人	4人

※確保の内容に不足が生じていますが、量の見込みの算定に用いた入所申込者数の内数として管外施設への入所申込者が含まれており、また、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業において定員の弾力的運用が可能であることから、実質的な不足は生じないものと見込まれます。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

①特定型（子育てコンシェルジュ）

◎施策No.9

《現状》

市役所保育課窓口にてコーディネーターを配置し、利用者支援事業を実施しています。

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

本市の人口と面積の規模を勘案し、1か所としています。

《確保方策の考え方》

既存の事業内容を維持することにより、量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（a）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の内容（b）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
過不足（b－a）	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

②こども家庭センター型

◎施策No.124

《現状》

健康増進課窓口と子育て支援課にて専門職を配置し、利用者支援事業を実施しています。

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

本市の人口と面積の規模を勘案し、1か所としています。

《確保方策の考え方》

令和7年度からこども家庭センターを設置し、専門職を配置することで、量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（a）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の内容（b）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
過不足（b－a）	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

(2) 延長保育事業（時間外保育）

◎施策No.13

《現状》

市内公立・私立のすべての保育所等で19時までの延長保育を実施しています。（私立の2園では20時まで実施。）

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施施設数	21 か所	26 か所	31 か所	34 か所
利用実人数	860 人	879 人	943 人	968 人

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

現状の利用実人数を基に算出しています。

《確保方策の考え方》

既存の事業内容を維持することにより、量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（a）	1,180 人	1,180 人	1,180 人	1,180 人	1,180 人
確保の内容（施設）	37 か所	37 か所	37 か所	37 か所	37 か所
確保の内容（人）（b）	1,180 人	1,180 人	1,180 人	1,180 人	1,180 人
過不足（b－a）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(3) 放課後児童健全育成事業（こどもルーム運営事業）

◎施策No.56

《現状》

市内全 12 小学校の敷地内又は近隣において民間事業者への事業委託により実施しています。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
ルーム数	22 ルーム	23 ルーム	24 ルーム	25 ルーム	25 ルーム
定員数	851 人	881 人	944 人	1,004 人	1,004 人
利用児童数（1年生）	260 人	280 人	304 人	310 人	322 人
利用児童数（2年生）	216 人	225 人	238 人	295 人	294 人
利用児童数（3年生）	170 人	159 人	183 人	184 人	251 人
利用児童数（4年生）	110 人	121 人	112 人	135 人	136 人
利用児童数（5年生）	52 人	51 人	75 人	60 人	79 人
利用児童数（6年生）	21 人	23 人	19 人	37 人	33 人
利用児童数合計	829 人	859 人	931 人	1,021 人	1,115 人

※各年度 5/1 現在

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

各学年の申込率（各年齢の人口に対する申込者数の割合）の実績を基に算出しています。

《確保方策の考え方》

供給量の不足が見込まれる各小学校の敷地内等にこどもルームを設置するほか、一時的な供給量の不足に対しては登所率を勘案した定員の弾力的運用を図ることなどにより、適宜、適切な対応を図ります。なお、市内全域で見ると地域により稼働状況に余裕が生じている施設もあるため、必要に応じ、在籍小学校以外のこどもルームへの入所による弾力的な運用を行うことにより、量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
量の見込み（a）	1,202 人	1,268 人	1,327 人	1,336 人	1,308 人	1,296 人
利用児童数（1年生）	306 人	317 人	333 人	319 人	290 人	304 人
利用児童数（2年生）	319 人	303 人	314 人	330 人	316 人	287 人
利用児童数（3年生）	291 人	316 人	300 人	310 人	326 人	313 人
利用児童数（4年生）	171 人	197 人	218 人	202 人	210 人	221 人
利用児童数（5年生）	79 人	100 人	115 人	125 人	114 人	120 人
利用児童数（6年生）	36 人	35 人	47 人	50 人	52 人	51 人
確保の内容（支援単位数）	28 単位	28 単位	28 単位	28 単位	28 単位	28 単位
確保の内容（人）（b）	1,089 人	1,114 人	1,114 人	1,114 人	1,114 人	1,114 人
過不足（b - a）	△113 人	△154 人	△213 人	△222 人	△194 人	△182 人

※「利用児童数」は、在籍児童数

※「確保の内容」は、定員数

※令和6年度整備等数：85人

四街道小やまこどもルーム（定員20人増）、四街道小もりこどもルーム（定員50人）、
四和小つばさこどもルーム（定員15人）

※令和7年度整備等数：25人

四和小つばさこどもルーム（定員25人増）

※確保の内容に不足が生じていますが、量の見込みとして用いた在籍児童数の全員が、必ずしも毎日こどもルームを利用するものではないことから、定員の弾力的運用により、実質的な不足は生じないものと見込まれます。

(4) 子育て短期支援事業

◎施策No.19

《現状》

令和3年度から民間事業者への事業委託により実施しています。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施施設数	—	1 か所	2 か所	3 か所
利用延人数	—	0 人	5 人	81 人

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

0～5歳で、利用が必要な人の割合を推計児童数に乗じて算出した結果に相談実績を反映しています。

《確保方策の考え方》

既存の事業内容を維持することにより、量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (a)	125 人日	125 人日	125 人日	125 人日	125 人日
確保の内容 (施設)	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
確保の内容 (人) (b)	125 人日	125 人日	125 人日	125 人日	125 人日
過不足 (b - a)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

※人日：利用人数×利用日数

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

◎施策No.34

《現状》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問実人数	578人	577人	526人	600人

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

訪問率 100%を想定し、各年度の0歳推計児童数とします。

《確保方策の考え方》

既存の事業内容を維持することにより、量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

- ・実施機関：本市
- ・実施体制：市職員（保健師、助産師など）

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（a）	663人	661人	660人	659人	662人
確保の内容（b）	663人	661人	660人	659人	662人
過不足（b－a）	0人	0人	0人	0人	0人

(6) 養育支援訪問事業

◎施策No.121

《現状》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問延人数（育児・家事援助）	32人	10人	0人	4人
訪問延人数（専門的相談支援）	52人	39人	25人	10人
合計	84人	49人	25人	14人

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

令和5年度の実績を基に、要支援児童及び特定妊婦並びに要保護児童数の推移、各年度の0歳推計児童数より算出しています。

《確保方策の考え方》

既存の事業内容を維持することにより、量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（a）	15人	15人	15人	15人	15人
確保の内容（b）	15人	15人	15人	15人	15人
育児・家事援助	4人	4人	4人	4人	4人
専門的相談支援	11人	11人	11人	11人	11人
過不足（b－a）	0人	0人	0人	0人	0人

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

◎施策No.17

《現状》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施施設数	11 か所	13 か所	13 か所	13 か所
利用延人数（全体）	16,277 人	15,652 人	16,026 人	11,189 人

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

全体のうち、70%が0～2歳の利用と想定して、これまでの実績（利用人数）を基に推計しています。

《確保方策の考え方》

既存の事業内容を維持することにより、量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(0～2歳)(a)	14,000 人	14,000 人	14,000 人	14,000 人	14,000 人
確保の内容（施設）	13 か所	13 か所	13 か所	13 か所	13 か所
確保の内容（人）（b）	14,000 人	14,000 人	14,000 人	14,000 人	14,000 人
過不足（b－a）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(8) 一時預かり事業

①一時預かり事業（幼稚園型）

◎施策No.15

《現状》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施施設数	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所
利用延人数	37,649 人	44,230 人	49,500 人	50,697 人

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

令和5年度の利用延人数に直近4年間の利用延人数に基づく増減率及び推計児童数の増減率を乗じて算出しています。

《確保方策の考え方》

既存の事業内容を維持することにより、量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (a)	54,396 人日	51,176 人日	49,143 人日	48,465 人日	49,482 人日
確保の内容 (施設)	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所
確保の内容 (人) (b)	54,396 人日	51,176 人日	49,143 人日	48,465 人日	49,482 人日
過不足 (b - a)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

※人日：利用人数×利用日数

②一時預かり事業（幼稚園型以外）

◎施策No.16

《現状》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施施設数	7 か所	8 か所	10 か所	10 か所
利用延人数	6,083 人	5,078 人	5,100 人	4,714 人

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

現状の利用延人数を基に推計しています。

《確保方策の考え方》

既存の事業内容を維持することにより、量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (a)	4,300 人日	4,300 人日	4,300 人日	4,300 人日	4,300 人日
確保の内容 (施設)	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所
確保の内容 (人) (b)	4,300 人日	4,300 人日	4,300 人日	4,300 人日	4,300 人日
過不足 (b - a)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

※人日：利用人数×利用日数

(9) 病児・病後児保育事業

◎施策No.18

《現状》

国立病院機構下志津病院で「病児・病後児保育事業」を実施しています。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施施設数	1か所	1か所	1か所	1か所
利用延人数（病後児保育）	4人	1人	0人	0人
利用延人数（病児保育）	24人	41人	9人	9人

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

新型コロナウイルス感染症の流行等により事業が休止していたため、休止前の実績（利用児童数・日数）を基に推計しています。

《確保方策の考え方》

既存の事業内容を維持することにより、量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（a）	360人日	357人日	352人日	347人日	344人日
病後児保育	224人日	222人日	219人日	216人日	214人日
病児保育	136人日	135人日	133人日	131人日	130人日
確保の内容（施設）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の内容（人）（b）	1,440人日	1,440人日	1,440人日	1,440人日	1,440人日
過不足（b－a）	1,080人日	1,083人日	1,088人日	1,093人日	1,096人日

※人日：利用人数×利用日数

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター運営事業）

◎施策No.23

《現状》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
利用延人数（未就学児）	750 人	753 人	847 人	884 人
利用延人数（就学児）	512 人	392 人	621 人	609 人

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

計画期間における児童数の推計値が減少傾向にあることから、未就学児、就学児それぞれの区分における実績（利用延人数）の4年間の平均値を基に、計画期間の未就学児、就学児それぞれの児童数における平均減少率を乗じて推計しています。

《確保方策の考え方》

ファミリー・サポート・センター運営事業での講習の開催や、様々な機会をとらえた周知を図り、提供会員数の増加に努めることで、量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（a）	1,300 人日	1,280 人日	1,260 人日	1,240 人日	1,220 人日
未就学児	800 人日	790 人日	780 人日	770 人日	760 人日
就学児	500 人日	490 人日	480 人日	470 人日	460 人日
確保の内容（施設）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保の内容（人）（b）	1,300 人日	1,280 人日	1,260 人日	1,240 人日	1,220 人日
過不足（b - a）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

※人日：利用人数×利用日数

(11) 妊婦健診事業（妊婦一般健康診査）

◎施策No.40

《現状》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
妊婦実数	673人	643人	641人	629人
受診延件数	7,826件	7,969件	7,354件	7,696件

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

妊婦数≒各年度の0歳推計児童数とし、全員が妊婦一般健康診査を14回受診することを想定しています。

《確保方策の考え方》

千葉県内外医療機関及び助産所へ委託し、量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

- ・健診回数：14回まで
- ・実施場所：千葉県内外医療機関及び助産所
- ・実施時期：妊娠期間

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（a）	9,282件	9,254件	9,240件	9,226件	9,268件
確保の内容（b）	9,282件	9,254件	9,240件	9,226件	9,268件
過不足（b－a）	0件	0件	0件	0件	0件

(12) 子育て世帯訪問支援事業

◎施策No.125

《現状》

令和6年度時点で未実施となっています。

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

要保護児童がいる世帯等のうち、支援を必要とする世帯数を基に、ニーズ調査等の数値を踏まえて算出しています。

《確保方策の考え方》

令和7年度から民間事業者への事業委託により、量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

- ・支援内容：家事支援、育児支援、子育て等に関する不安や悩みの相談支援

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (a)	1,200 人日	1,193 人日	1,189 人日	1,183 人日	1,177 人日
確保の内容 (b)	1,200 人日				
過不足 (b - a)	0 人日	7 人日	11 人日	17 人日	23 人日

※人日：利用人数×利用日数

(13) 親子関係形成支援事業（ペアレント・トレーニング）

◎施策No.126

《現状》

令和5年度は異なるテーマの講演会を3回開催しました。

令和6年度からは子育て支援講座として年5回のシリーズ開催をしています。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用実人数	—	—	—	67人
利用延人数	—	—	—	67人
実施回数	—	—	—	3回

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

要保護児童がいる世帯等のうち、支援を必要とする世帯数を基に算出しています。

《確保方策の考え方》

令和6年度の事業内容を踏まえ、量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（実人数）（a）	10人	10人	10人	10人	10人
確保の内容（b）	10人	10人	10人	10人	10人
過不足（b－a）	0人	0人	0人	0人	0人

(14) 妊婦等包括相談支援事業

◎施策No.31

《現状》

令和5年2月から伴走型支援相談として実施しています。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
面談実施合計回数	—	—	—	1,332回

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

妊娠届出数は翌年度の0歳推計児童数とし、1組当たり面談回数は令和5年度の実績を基に算出しました。

《確保方策の考え方》

令和6年度の事業内容を踏まえ、量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

- ・実施機関：本市
- ・実施体制：市職員（保健師、助産師）

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（妊娠届出数）	661件	660件	659件	662件	664件
量の見込み（1組当たり面談回数）	2.1回	2.1回	2.1回	2.1回	2.1回
量の見込み（面談実施合計回数）（a）	1,397回	1,394回	1,391回	1,394回	1,399回
確保の内容（b）	1,397回	1,394回	1,391回	1,394回	1,399回
こども家庭センター	1,397回	1,394回	1,391回	1,394回	1,399回
こども家庭センター以外	0回	0回	0回	0回	0回
過不足（b－a）	0回	0回	0回	0回	0回

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

◎施策No.20

《現状》

令和8年度から新たに実施する事業です。

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

対象児童数にニーズ調査の数値を踏まえた利用率及び月10時間の利用可能枠を乗じ、定員一人1月当たりの受け入れ可能時間数で除して算出しています。

《確保方策の考え方》

幼稚園や保育所等において実施することにより、量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
量の見込み（必要定員数）（a）	—	31人	31人	31人	31人	31人
0歳児	—	9人	9人	9人	9人	9人
1歳児	—	11人	11人	11人	11人	11人
2歳児	—	11人	11人	11人	11人	11人
確保の内容（b）	—	31人	31人	31人	31人	31人
0歳児	—	9人	9人	9人	9人	9人
1歳児	—	11人	11人	11人	11人	11人
2歳児	—	11人	11人	11人	11人	11人
過不足（b－a）	—	0人	0人	0人	0人	0人

(16) 産後ケア事業

◎施策No.33

《現状》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用延人数	16人	26人	93人	126人

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

産婦数は各年度の0歳児推計児童数とし、令和5年度実績を基に推計した利用率、平均利用日数を乗じて算出しています。

《確保方策の考え方》

既存の事業内容を維持することにより、量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (a)	131人日	136人日	140人日	145人日	151人日
確保の内容 (b)	131人日	136人日	140人日	145人日	151人日
過不足 (b - a)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

※人日：利用人数×利用日数

6 数値目標一覧

指標		実績値 (R5)	目標値 (R11)	施策No.	重点 施策	担当課	
公民館における子育て教室の参加延組数		99組	100組	27		社会教育課	
子育て学習講座の開催学校数	小学校	12校	12校	28		社会教育課	
	中学校	2校	5校				
家庭教育学級の開催回数		5回	5回				
学校支援活動事業	実施延日数	2,727日	2,700日	30		社会教育課	
	実施延人数	14,649人	14,000人				
妊婦・乳児の全数把握	妊娠届出に伴う妊婦面接の実施率	99.7%	100%	31	◎	健康増進課	
	3～4か月児相談（未利用者の把握含む）の実施率	97.0%	100%	35		健康増進課	
パパ・ママルームの土・日開催の実施回数		9回	9回	32		健康増進課	
事故防止方法についての知識の普及	実施回数	31回	30回	44		健康増進課	
	実施人数	1,340人	1300人				
乳幼児健康診査	1歳6か月児健康診査の受診率	98.9%	99%	45		健康増進課	
	3歳6か月児健康診査の受診率	97.9%	98%				
幼児歯科健康診査	2歳6か月児歯科健康診査の受診率	84.2%	85%	46		健康増進課	
	むし歯のない幼児（3歳6か月児）の割合	93.4%	94%				
子ども医療費助成件数 ※実績値の把握		211,266件	※	53	◎	子育て支援課	
高校生等医療費助成件数 ※実績値の把握		10,809件	※	54	◎	子育て支援課	
放課後子ども教室の委託団体数		3団体	3団体	57		社会教育課	
中央公園野球場及び千代田近隣公園多目的広場でのボール遊びの利用延人数		2,103人	2,000人	60	◎	都市計画課	
インクルーシブ遊具や複合遊具の設置件数		1件	2件				
地域と連携したこどもの居場所の取組か所数		16か所	19か所	61	◎	みんなで課 子育て支援課 社会教育課	
公民館における児童を対象とした講座の開催回数		7回	6回	64		社会教育課	
スポーツde健康大作戦の参加実人数		516人	400人	67		文化・スポーツ課	
小学生お仕事体験イベントの参加延人数		未実施	50人	69		政策推進課	
親子体験型イベント	親子深まる絆イベント	参加延人数	未実施	550人	70	◎	政策推進課
	市民親子農業収穫体験講座	参加延人数	318人	320人	70	◎	産業振興課
		実施回数	8回	8回	89		
体験活動への参加延人数		未実施	30人	73	◎	青少年育成センター	
学校運営協議会開催回数		3回	68回	74	◎	社会教育課	
外国語指導助手派遣人数		10人	10人	76	◎	指導課	
ICT支援員の人数		5人	5人	77		指導課	
キャリア・パスポートを活用している学校数		17校	17校	78		指導課	
消防イベントの開催回数		未実施	5回	79		消防本部総務課	
街頭補導活動の実施回数		246回	270回	80		青少年育成センター	

※事業の趣旨から、数値目標は設定しませんが、進捗状況の確認を毎年度行いながら実績・実施状況を確認してまいります。

第5章 計画の推進

指標	実績値 (R5)	目標値 (R11)	施策No.	重点 施策	担当課	
青少年相談延件数	530件	700件	81	◎	青少年育成センター	
小中学校における人権教室の実施学校数	3校	3校	82	◎	みんなで課	
こどもの権利に係る周知・啓発の回数	2回	3回			子育て支援課	
こども・若者の意見反映に向けた取組に係る周知・啓発の回数	未実施	1回	84	◎	子育て支援課	
小・中学生とのランチトークの実施学校数	休止	5校	85	◎	秘書課	
公園整備等におけるこどもへの意見聴取の実施回数	1回	3回			都市計画課	
内科健診を受診した児童生徒の割合	98.4%	98.0%	87		学務課	
歯科健診を受診した児童生徒の割合	96.9%	95.0%				
ふるさとまつりの来場延人数	45,000人	45,000人	91		みんなで課	
学生支援（ふるさとの味お届け便）の実施件数	未実施	13件	92		政策推進課	
婚活イベントの参加実人数	未実施	10人	93		政策推進課	
結婚新生活応援事業補助金の支給件数	21件	22件				
二十歳のつどいへの出席率	75.5%	76.0%	94		社会教育課	
企業立地促進事業補助金交付件数	0件	※	98	◎	産業振興課	
男女共同参画講座等の開催回数	3回	3回	99		みんなで課	
母子・父子自立支援プログラムの新規策定件数	4件	4件	100	◎	子育て支援課	
ひとり親家庭等医療費助成件数 ※実績値の把握	8,231件	※	102	◎	子育て支援課	
ひとり親家庭等学習支援事業の利用実人数	31人	30人	103		子育て支援課	
児童発達支援の利用実人数	206人	233人	105		障がい者支援課	
放課後等デイサービスの利用実人数	264人	370人	110		障がい者支援課	
児童虐待相談対応件数	417件	375件	124	◎	子育て支援課	
サポートプラン作成件数	要保護児童等	未実施			100件	子育て支援課
	特定妊婦等	未実施			5件	健康増進課
子どもの学習・生活支援事業の利用実人数	未実施	15人	130		社会福祉課	
大学等受験料の助成件数	未実施	100件	131		子育て支援課	
交通路線数	18路線	18路線	135		くらし安全交通課	
市庁舎の授乳室の設置か所数	0か所	2か所	136		管財課	
公共施設（公民館）の利用延人数	77,278人	78,600人			社会教育課	
赤ちゃんの駅の登録か所数	14か所	20か所	137		子育て支援課	
幼稚園、保育園、小中学校を対象とした交通安全教室	実施回数	76回	76回	140	くらし安全交通課	
	実施人数	4,376人	4,021人			
交通安全活動推進団体への補助件数	1件	1件	142	◎	くらし安全交通課	
交通安全施設の施設整備工事件数 ※実績値の把握	31件	※			土木課	
「こども110番の家」の登録件数	2,834件	3,000件	144		青少年育成センター	
市民安全パトロール隊等による防犯パトロールの実施回数	715回	765回	145	◎	くらし安全交通課	
地域団体が行う防犯活動への支援件数	10件	12件				

※事業の趣旨から、数値目標は設定しませんが、進捗状況の確認を毎年度行いながら実績・実施状況を確認していきます。

7 進捗状況の管理と評価

本市では市民参加により計画を進めるため、四街道市子ども・子育て会議において進捗状況の確認や評価を行います。

また、本計画においては、計画の最終年度に向けた目標事業量を設定し、指標に関するデータの収集などを定期的を実施し、目標事業量に対する事業の達成状況を点検します。

8 関係機関・団体等との協力・連携

多様化するニーズにきめ細かく対応していくためには行政サービスのみならず、家庭、地域、各種団体、事業者など市民の主体的な協力が不可欠です。

また、本計画は幅広い分野に関わる施策を総合的かつ効果的に切れ目なく実施していく必要があるため、国・千葉県との連絡、調整はもとより、庁内においては関係各部・課が緊密な連携を持ちつつ調整を行いながら推進していきます。

資料編

1 計画策定経過

年 月 日	内 容
令和5年 11月9日	令和5年度 第1回 四街道市子ども・子育て会議 ・ニーズ調査、生活状況調査の実施について
12月 1日~12月20日	生活状況調査
12月12日~12月27日	ニーズ調査
令和6年 2月 8日	令和5年度 第2回 四街道市子ども・子育て会議 ・ニーズ調査、生活状況調査の実施状況について
3月16日	森まつりアンケート
4月 1日~ 5月17日	市民への意見募集
5月10日	第1回 四街道市こども計画策定委員会
5月13日~ 5月31日	小中学生への意見募集
5月30日	令和6年度 第1回 四街道市子ども・子育て会議 ・諮問 ・ニーズ調査、生活状況調査の結果報告について ・策定方針について
6月17日~ 7月 5日	高校生への意見募集
7月 1日・ 7月 9日	こどもルームでのインタビュー
7月24日	市民活動団体へのインタビュー
7月30日	中学生、高校生のワークショップ
8月 8日	第2回 四街道市こども計画策定委員会
8月 9日~ 8月30日	事業所調査
8月21日	令和6年度 第2回 四街道市子ども・子育て会議 ・現行計画の令和5年度の評価について ・こども等の意見聴取の実施状況及び調査結果から見える現状と課題整理について ・骨子案について
9月 6日~ 9月24日	意見を聴かれにくいこどもへの意見募集
10月24日	第3回 四街道市こども計画策定委員会
11月14日	令和6年度 第3回 四街道市子ども・子育て会議 ・素案について
令和7年 1月16日	第4回 四街道市こども計画策定委員会
1月29日	令和6年度 第4回 四街道市子ども・子育て会議 ・最終案について ・答申
2月 1日~ 3月 2日	パブリックコメント

2 計画策定体制

(1) 四街道市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 市は、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、四街道市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項各号に規定する事務の処理に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係団体の推薦を受けた者
- (3) 児童福祉関係団体の推薦を受けた者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 法第6条第2項に規定する保護者
- (6) 公募による市民

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、調査審議事項を明示して学識経験者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に、その部会に属する委員の互選による部会長を置く。

4 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

5 第4条第3項及び第7条の規定は、部会に準用する。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、健康こども部子育て支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(2) 四街道市子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和6年5月1日～令和8年4月30日

	選出区分	氏名	所属等
会長	学識経験者	中溝 明子	鈴木牧子法律事務所所属弁護士
	学識経験者	原田 裕章	千葉県四街道市小中学校校長会推薦 山梨小学校校長
	保健医療関係団体の 推薦を受けた者	藤原 由香里	印旛市郡医師会四街道地区医師会推薦 藤原小児科医院院長
	保健医療関係団体の 推薦を受けた者	西村 尚代	保健推進員推薦 四街道北中学校地区保健推進委員
	児童福祉関係団体の 推薦を受けた者	村井 良枝	民生委員・児童委員協議会推薦 四街道西中学校A地区主任児童委員
副会長	児童福祉関係団体の 推薦を受けた者	千脇 みゆき	四街道市子ども会育成連合会推薦 四街道市子ども会育成連合会会員
	児童福祉関係団体の 推薦を受けた者	二村 和宏	四街道市社会福祉協議会推薦 四街道市社会福祉協議会職員
	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	大森 以久子	四街道市民間保育園連絡協議会推薦 ゆうゆう保育園園長
	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	高倉 幸世	四街道市学校法人立幼稚園協会推薦 第二コスモス幼稚園園長
	子どもの保護者	近藤 冴恵	四街道市民間保育園連絡協議会推薦 保育園を利用する子どもの保護者
	子どもの保護者	菊地 あゆ美	四街道市学校法人立幼稚園協会推薦 幼稚園を利用する子どもの保護者
	子どもの保護者	濱名 弓美	学童保育所父母の会推薦 学童保育所を利用する子どもの保護者
	公募による市民	棚橋 智都江	公募選出委員
	公募による市民	中田 理恵子	公募選出委員
	公募による市民	中村 さとし	公募選出委員

(3) 四街道市子ども計画策定委員会設置要領

(設置)

第1条 四街道市子ども計画（以下「計画」という。）の策定に際し、必要な事項を協議するため、四街道市子ども計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) その他、策定委員会が必要と認めた事項。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、健康子ども部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長が欠けた場合又は委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め又は意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務局を健康子ども部子育て支援課に置き、庶務を担当するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか策定委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年5月1日から施行し、計画が策定された時をもって効力を失う。

別表

健康子ども部長 経営企画部政策調整担当者 総務部政策調整担当者 地域共創部政策調整担当者 福祉サービス部政策調整担当者 健康子ども部政策調整担当者 環境部政策調整担当者 都市部政策調整担当者 教育部政策調整担当者
--

3 各種意見聴取結果等

(1) 意見募集 集計結果

意見のテーマ

※複数カテゴリに含まれる意見については重複してカウント（提出件数≠意見の数）

選択テーマ	一般	小中学生	高校生	こどもルーム 利用者	森まつり 参加者	意見を聴かれ にくいこども
保育園・幼稚園	2	-	-	-	-	
学校	4	761	0	23	4	7
こどもルーム	0	31	-	14	3	4
児童センター	4	54	-	2	3	3
図書館・公民館	2	136	4	4	3	2
子ども食堂	1	75	0	3	6	
プレーパーク	1	51	0	1	15	
まつり・イベント	1	448	1	12	19	6
公園・自然	4	860	0	9	15	3
道路・交通	1	407	3	6	4	3
病院・医療	0	-	0	-	-	
国際（言語・文化）	0	33	0	0	1	1
芸術・文化	0	19	0	2	3	1
健康	0	-	0	-	-	
介護	0	-	0	-	-	
障がい	0	55	0	0	1	2
仕事・働き方	0	-	0	-	-	
子育て・育児	2	-	0	-	-	
こどもの権利	0	38	0	0	5	
性別	0	60	0	0	1	
こどもの居場所	-	-	1	-	-	
その他	5	231	0	13	12	8
意見の数（※）	27	3,259	9	89	95	40

意見の一例（要約）

選択テーマ	課題・要望	アイデア	アイデアの効果
図書館・公民館	自習室が少ない	自習室を増やし、周知する	集中して勉強できるようになる
子ども食堂	場所が分からない	地図を作って学校で配布する	困っているこどもが利用しやすくなる
公園・自然	公園にごみが多い	自治会や学校の活動でゴミ拾いをする	街がきれいになり、ごみを捨てる人も減る
道路・交通	道路がデコボコしていて、雨の日に車に水を撥ねられる	道路の修理が必要な箇所を伝えられるようにする	雨の日も快適に通学できる
障がい	あまり知られていない障がいや、理解されにくい障がいもある	学校で障がいのある人の講演会を開く	誰にでも優しく接することのできる人が増える

(2) こども計画策定のためのワークショップ結果

実施日：令和6年7月30日

参加者：中学生グループ19名、4グループ設置

高校生グループ8名、2グループ設置

学校等で実施した意見募集で特に多かった意見について、担当課で意見の実施可能性などを検討し、実施可能性ありと判断されたもののうち、5つをワークショップのテーマに設定。

テーマ① 図書館・公民館 ～自習スペースの活用～

テーマ② 子ども食堂 ～マップやポスターで宣伝～

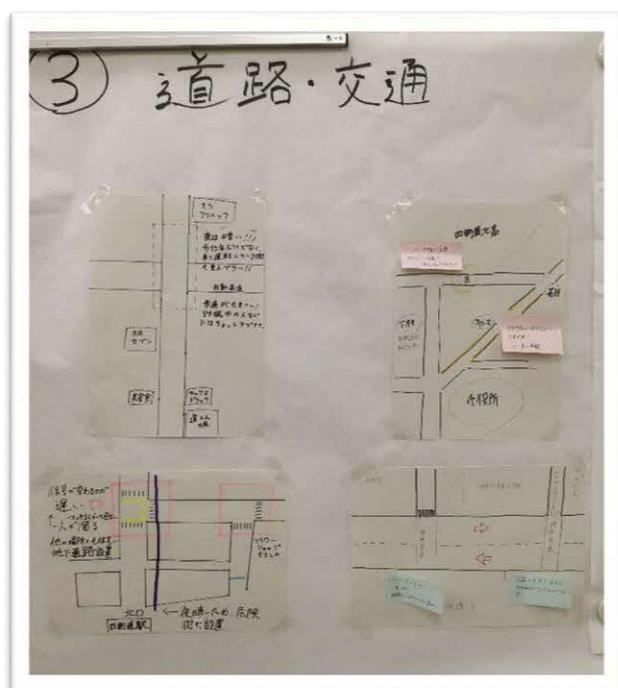
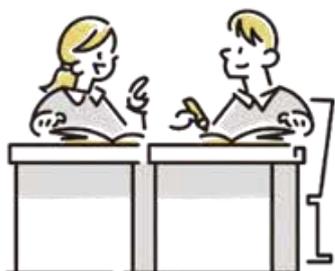
テーマ③ 道路・交通 ～通学路の安全点検～

テーマ④ こどもの権利 ～人権を守る取組～

テーマ⑤ 障がい ～障がいへの理解を深める取組～

グループ	選択テーマ	課題・要望	アイデア	アイデアの効果
【中学生】				
A	図書館・公民館 ～自習スペースの活用～	市内の図書館や公民館の自習スペースは認知度が低く、多くの学生が利用していない。自習スペースの情報を周知する必要がある。	学校の手紙やポスター掲示により、自習スペースの存在を周知する。	学校以外の場所で勉強することで、集中力が高まるなどのメリットが期待できる。
	道路・交通 ～通学路の安全点検～	北中学校や千代田中学校周辺の道路には危険な箇所がある。	通学路のパトロールの強化。	こどもにやさしく明るい街になる。
B	子ども食堂 ～マップやポスターで宣伝～	子ども食堂のことがあまり知られていない。	ポスターを作成して街の掲示板や地域新聞、市ホームページに載せて周知する。手紙を作成して学校で配布する。手紙には、場所、献立、特徴（安さ）、お店やスタッフの写真、キャッチフレーズ（ひとりでも、友達とでも）を載せる。	いろんな人に子ども食堂を知ってもらい、みんなの助けになってほしい。
	道路・交通 ～通学路の安全点検～	通学路に道幅が狭く不便な歩道がある。地面に凹凸があって危ない道路がある。	すべての歩道にガードレールを付けるのは難しいので、まずは、危険な箇所にコーンをたてて、先生に声かけをしてもらう。地面の凹凸はコンクリートや石を砕いたもので埋めて応急処置をする。	事故を減らすことができる。
C	図書館・公民館 ～自習スペースの活用～	長期休暇やテスト前に自習スペースを利用したい。図書館は小さな子どもがいると騒がしくなることがあり、集中できないことがデメリット。	受験生向けの専用スペースを設置する。団体に協力してもらい、寺子屋をつくる。利用者促進のために、自習室一覧のポスターを作成し、学校の目立つ場所に掲示する。こども向け広報を作成し、配布する。	より勉強に集中することができる。
D	図書館・公民館 ～自習スペースの活用～	快適に勉強できる場所がほしい。	自習室を周知するポスターや手紙を作成し、学校で配布する。公民館で勉強会を開催する。利用時間を延ばす場合、暗い時間になって事件に巻き込まれること等がないよう、施設によって利用時間を変える。公民館の空いている部屋や時間で中学生向けの寺子屋を開催する。階段の手すりやエレベーターの設置など、どの世代でも利用しやすい環境を整える。	公民館で勉強会を開催することで、教えあいになり、出かける意欲にもなる。先輩に学習相談や進路相談ののってもらい機会を得られる。

グループ	選択テーマ	課題・要望	アイデア	アイデアの効果
【高校生】				
A	図書館・公民館 ～自習スペース の活用～	自習室の情報知られていない。 自習室に入りにくい。	売店やお菓子の自販機を設置する。ウォーターサーバーを設置する。 過去問題集を設置する。利用時間を7時～21時にする。予約制にする。 看板をたくさんつける。学校の掲示板に自習室情報を載せる。	利用する人が増える。
B	道路・交通 ～通学路の安全 点検～	危険な道路や不便な道路がある。 (具体的に危険箇所等を図で示して説明)	駅前の信号待ちの改善(信号機の調整、地下通路の設置) 夜間照明の強化(実用性を重視した明るい街灯への交換) 狭い歩道の改善(ベビーカーや妊婦が通行しやすいよう歩道の拡張) 自転車と歩行者の分離(片側通行のルール設定や自転車専用レーンの設置) 公式ラインや市ホームページを活用し、危険箇所を市に伝えられるようにする。	事故を防ぐことができる。 市民の声を市に届けることができる。



4 用語解説

	用語	説明
あ行	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業のこと。
	医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童のこと。
	ウェルビーイング	肉体的、精神的、社会的など、すべてが良好で満たされた状態にあること。
	おやこカウンセリング	「子育てが上手くいかない。」「こどもの行動で気になることがある。」などの悩みに専門家がゆっくりと話を伺う事業のこと。
か行	確保方策	市町村子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、潜在的ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する「確保方策」を定めることとなっている。
	家庭的保育事業	少人数（定員5人以下）を対象に専用の事業所で保育を行う事業のこと。
	企業主導型保育施設	国が行う企業主導型保育事業によって施設の設立や運営のための補助を受けている認可外保育施設（事業所）のこと。
	居宅訪問型保育事業	保護者の自宅で1対1の保育を行う事業のこと。
	くらしサポートセンター「みらい」	生活困窮者自立支援法に基づいて、四街道市が設置し、社会福祉法人四街道市社会福祉協議会と社会福祉法人生活クラブが運営を受託している相談窓口のこと。
	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数を示す値のこと。
	ことばの相談室	「何でもよくわかっているのにうまく言えない。」「質問されても答えられない。」「名前を呼んでも振り返らない。」などの心配にこどもと遊んだり、様子を見たりしながら関わり方を一緒に考える事業のこと。
	こども家庭センター	母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目のない支援を行う施設のこと。
	子ども食堂	子育ての悩みを相談できる保護者同士の仲間づくりとこどもの遊び場づくりを目的とし、子育てをしている保護者やそのこどもが同じような仲間と交流できる憩いの場のこと。 (こどもが1人でも行ける無料又は低額の食堂であり、こどもへの食事提供から孤食の解消や食育、さらには地域交流の場などの役割を果たしている食堂のこと。)
	こども110番の家	防犯上の視点から、市内に在住する児童生徒の安全を確保するために地域住民の協力を得て、主に身柄の保護と警察への通報を目的として行っている活動のこと。

	用語	説明
さ行	事業所内保育事業	企業の従業員用保育施設等で地域のこどもの保育を行う事業のこと。
	自治体の認証・認定保育施設	増加する保育需要に対応するため、乳幼児が良好な環境で保育されるよう一定の基準を満たした認可外保育施設のこと。
	児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会	虐待を受けている児童や配偶者から暴力を受けている者などの早期発見及び適切な支援に繋げるため、福祉・保健・医療・教育・警察・司法など、日頃からこどもに接する機会のある機関で構成する協議会のこと。
	児童センター	地域のこどもたちや保護者が、健全に安心して遊ぶことのできる施設のこと。
	重度心身障がい者	重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態にある人（児童）のこと。
	スクールカウンセラー	児童生徒の心のケアや、ストレスへの対処法などの心理の専門家で、教育委員会から学校などに派遣又は配置される者のこと。公認心理師や臨床心理士などの資格を持っている場合が多い。（児童生徒・保護者・職員を対象に、学校生活におけるいじめ、不登校、人間関係のトラブル、発達障害に関することなど、様々な悩みに対する相談を受け問題の解決にあたる者のこと。）
	スクールソーシャルワーカー	児童生徒やその保護者に福祉・医療的な支援が必要な場合に、福祉の窓口につないでくれたり、手続きの補助などをしてくれたりする福祉の専門家で、教育委員会から学校などに派遣又は配置される者のこと。社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を持っている場合が多い。 (こどもが置かれている友人関係や家庭環境などの問題に着目し、学校や家庭、市内外の関係機関と連携、調整を図りながら、学校だけでは対応が難しい問題の解決にあたる者のこと。)
スポーツリーダーバンク制度	スポーツやレクリエーションの指導・助言を行うことができる指導者を登録し、市民の要望に応じて、適切な指導者を紹介する人材バンク制度のこと。 (スポーツ活動の普及及び発展を図るため、技術、能力を提供しようとする意思のある人をスポーツ指導者として登録し、指導を必要としている人へ紹介等を行う制度のこと。)	
た行	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)	こどもの遊びを通じ親同士が交流したり、保育士とこどもが一緒に遊んだり、保護者が育児の悩みなどを気軽に相談したりすることができる場を提供する事業のこと。
	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給対象として確認する認定こども園、幼稚園、又は保育所のこと。
	特定地域型保育事業	市長村長が地域型保育給付費の支給対象として確認する小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、又は居宅訪問型保育事業のこと。
	特別支援教育	特別な支援を必要とする児童生徒の自立や社会参加に向けた、主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行う教育のこと。

	用語	説明
た行	トワイライトステイ	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ夜間養護等を行う事業のこと。
	認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち教育・保育を一体的に行う施設のこと。
は行	保健推進員	食育活動や健康教室の開催、がん検診事業への協力等、健康に関する活動を行う。また、研修で学んだ内容を日々の生活の中で実践し、身近な人々へ伝達していく役割を担っており、行政と市民とのパイプ役として活動している。
や行	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと。

四街道市こども計画

発行日：令和7年3月

発行：四街道市

編集：四街道市健康こども部子育て支援課

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地

TEL：043-421-6124／FAX：043-424-2011

